

R1年度の施策を構成する事務事業一覧(H30年度の実績)

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
1	拠点・市街地整備	(予算無) 土地利用推進事業	国土は、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、生活及び生産など諸活動の基盤である。健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るため、国土利用計画法・都市計画法など土地利用関連法を遵守し、適正な運用を図る。 (平成22年度権限委譲)	国土利用計画法関連研修会	回	1	土地取引届出処理件数	件	11		
2	拠点・市街地整備	都市計画総務事務	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市施策の立案に必要な各種調査を実施し、常に現況や課題等を把握し、地域の実態に即した都市施策を実施していく。 また、都市施策を決定していく過程においては、法定諮問機関である笠間市都市計画審議会に審問・審議し、決定していく。 その他、開発行為及び建築確認等に必要となる都市計画制限等の照会・申請等に対する対応を行う。	都市計画に関する各種調査事務	回	106	都市計画法(53条・65条)に基づく許可	件	2		
3	拠点・市街地整備	都市計画情報管理事業	都市計画図は、都市計画法第14条に定める「都市計画図書」や、同法第6条に規定する基礎調査を行うに当たって必要となる基図であり、庁内各課においても各種図面作成の基本図として使用していることから、住民サービスの向上や業務の効率化を図るため、都市計画図情報として管理を行う。 都市計画支援システムは、窓口や電話における都市計画情報照会や市政業務に活用しており、土地利用・建築及び道路等の新設により変化があることから、定期的な更新を行う必要がある。	問合せ対応	件	0	都市計画図の頒布(H29新規指標)	件	89	基本図の貸し出し(H29新規指標)	件
4	拠点・市街地整備	立地適正化計画策定事業	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造及び都市機能誘導の方策として、立地適正化計画を策定する。 人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっている。 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直すため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設された。	立地適正化計画の策定	件	0			0		
5	拠点・市街地整備	景観計画策定事業	景観法に基づいた具体的な施策を独自に行うため、県と協議のうえ景観行政団体となり、景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観形成上重要な施設の保全や、整備の方針、景観形成に関する基準等をまとめる「景観計画」を策定する。	景観計画の策定	件	0			0		
6	拠点・市街地整備	都市計画マスタープラン策定事業	「新規」都市計画マスタープランは、都市計画法に位置づけられる計画で、概ね20年後を目標として都市の現状や課題を考慮しつつ将来像を描き、その実現のために必要となる「都市計画に関する基本方針」を策定するものである。 1市2町合併後の平成21年3月に策定された「笠間市都市計画マスタープラン」から約10年が経過し、令和2年3月策定予定の「立地適正化計画」や、令和3年3月策定予定の「景観計画」と図りながら、現在の都市現況や社会経済情勢、市民意向等の状況を踏まえた都市づくりの課題を明確にし、長期的な事業・施策・制度等の計画立案や見直しを令和2年より2か年で実施する。	都市計画マスタープラン策定	件	0			0		
7	拠点・市街地整備	土地情報管理事業	土地情報システムの管理(本庁及び支所) 地籍集成図の加除業務	集成図等の交付	件	0	地籍集積図加除	筆	0		
8	拠点・市街地整備	畜産試験場跡地利活用促進事業	「重点」 ・事業内容：畜産試験場跡地は効果的な活用による生活と経済活動両面を支える拠点となることが期待できることから、所有者である茨城県との協議等を通して、大学や企業等の進出意向調査や訪問、暫定的な利用などを行いながら利活用策の検討を進めてきた。 引き続き茨城県との協力と連携を図りながら、当該跡地の全面的な利活用の実現に向け、各方面との協議調整および誘致活動を実施する。 ・特定財源：無	利活用等の検討協議	回	14	企業等への誘致活動数	件	4	跡地の利活用率	%
9	拠点・市街地整備	駅前駐車場管理事業	市内の駅前にある駐輪場及び駐車場の管理業務(使用許可、使用料の徴収、施設の見回り)。・有料駐車場：3箇所(笠間駅北、稲田駅前、福原駅前)・有料駐輪場：3箇所(笠間駅北、稲田駅前、友部駅北) ・無料駐輪場：4箇所(福原駅前、宍戸駅前、岩間駅西・東口)平成22年度より指定管理者制度導入・笠間駅北駐車場・駐輪場を笠間観光協会に委託・福原駅前駐車場、稲田駅前駐車場・駐輪場をJROB会に委託・無料駐輪場については、業務の一部をシルバー人材センターへ委託。少子化と不況により年々利用者が減少している。	放置自転車の処分	回	1			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
10	拠点・市街地整備	市街地活性化推進事業	「笠間市市街地活性化基金」を活用し、市街地活性化対象区域内において、市民等が自主的・主体的に行う、地域の活性化及び地域の振興に資する事業に対して、市街地活性化事業補助金を交付する。	事業実施者数		0			0		
11	拠点・市街地整備	市街地活性化基金事業	「笠間市市街地活性化基金」の繰入及び運用による利子の積立等、基金を適正に管理する。			0			0		
12	拠点・市街地整備	笠間稲荷門前通りまちづくり推進事業	笠間市の観光の核である笠間稲荷門前通りの道路修景整備や旧井筒屋周辺整備を契機として、商店主や地域住民が自らまちづくりに取り組む姿勢を醸成し、地区の特性を生かした永続的な観光拠点づくりを行うため、住民組織である「笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会（通称：かさまち考）」の自主運営に向けた支援事業を実施する。			0			0		
13	拠点・市街地整備	かさま歴史交流館井筒屋運営管理事業	本市の歴史及び観光情報の発信と市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進を図るため、「かさま歴史交流館井筒屋」の運営管理業務を実施する。 R2年度事業計画 ・指定管理者による施設管理運営 ・井筒屋裏広場の維持管理	開館日数	日	313	来館者数	人	67798	関係団体等の利用回数	回
14	拠点・市街地整備	農業費時間外勤務手当（道の駅整備推進課）	道の駅整備推進課4名分の時間外勤務手当			0			0		
15	拠点・市街地整備	道の駅整備事業	「道の駅」の機能 ・休憩機能：24時間、無料で利用できる駐車場およびトイレ ・情報発信機能：道路情報、地域の観光情報などを提供 ・地域連携機能：農産物直売所などの地域振興施設 【全体計画】 ・計画面積A=36,000㎡・建物面積A=3,100㎡・駐車場A=10,500㎡ 【今年度予定】 ・駐車場整備工事（舗装）・路面排水（排水構造物）・照明灯設置（街路灯）・植栽工事（高木・低木） ・調整池工事（雨水）・交差点改良工事（国道及び市道）・建築工事（鉄骨平屋建て）			0			0		
16	拠点・市街地整備	友部駅橋上化及び自由通路整備基金事業	友部駅橋上化、自由通路及び友部駅周辺整備の充実を図るための資金に充てるため設置した基金である。友部友部駅橋上化及び自由通路については、平成20年に完成した。現在は、友部駅周辺整備のため基金を活用している。	基金の積み立て額	円	0	基金の取り崩し額	円	4514400	年度末基金残高	円
17	拠点・市街地整備	笠間駅北区画整理整備基金事業	笠間駅北区画整理地区内の整備事業に要する資金に充てるため、笠間駅北区画整理整備基金を設置した。笠間駅北区画整理事業終了後に、同組合からの寄附金をもって原資とする基金が創設された。	基金の積み立て額	円	0	基金の取り崩し額	円	0	年度末基金残高	円
18	拠点・市街地整備	県道水戸岩間線歩行者空間整備事業	本路線は、笠間市駅周辺整備活性化プランに位置づけられており、岩間駅への通勤通学路であると共に愛宕山のハイキングコースのハイカーのアクセス道路でもあるため、歩行空間の高質化により歩行者の回遊性の向上が図れ、観光客が増大し、当該地区の活性化につながるため整備が必要である。 全体計画 L=300m W=5.5/8.0m C=100,000千円 H27 測量・設計 L=300m 工事 L=100m H28 工事 L=200m H29 案内板設置工事一式 H30 多目的広場工事 A=3,000㎡ H31 第2ポケットパーク整備工事 A=70㎡ 事業完了	岩間駅西口交差点歩行者数	人/日	0	地域交流センターいわま利用者数	人/年	0	岩間駅乗車人員	人/年

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
19	拠点・市街地整備	多目的広場整備事業（土木費）	当該地は、市街地に隣接し、アクセス面などからも本市の拠点となる土地であることを踏まえ、畜産試験場跡地全体の利活用の促進はもとより、みどりの広場の代替機能を含め市民の憩いの場となるような広場として整備を図る事を目的として、平成28年3月に一部を取得した。整備にあたっては、市民や有識者によって組織した整備方針検討会の意見を踏まえ、また、隣接地の所有者である茨城県等と協議を重ねながら整備計画を策定し、令和2年度の一部供用開始に向けて整備を進める。	整備面積	ha	0	進捗率	%	33		
20	拠点・市街地整備	まちづくり交付金評価事業	国土交通省所管補助事業社会資本整備総合交付金（都市再生事業）の交付対象事業について、最終年度に全体の効果分析を検討する業務である。国の定めるまちづくり交付金事後評価実施要領（平成18年国土交通省策定）に基づき、委員会を設置し、事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標達成状況の確認等の結果について審議するものである。 【委員数】5名 【任期】2年（委嘱期間：平成30年8月1日～令和2年7月31日）	都市再整備計画事業事後評価	事業	1			0		
21	拠点・市街地整備	笠間PA周辺事業	北関東自動車道笠間パーキングエリアと隣接した多目的広場の維持管理費	物販イベントの開催	日	106	物販イベント売上高	円	6477575		
22	拠点・市街地整備	笠間駅前広場管理事業	笠間駅前広場の整備及び管理	修繕工事	一式	0			0		
23	拠点・市街地整備	駅前トイレ管理事業	JR水戸線の福原・稲田・宍戸の各駅前公衆トイレの維持管理業務 稲田駅前トイレ 木造瓦葺 15.0㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2 福原駅前トイレ 木造瓦葺 15.0㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2 宍戸駅前トイレ 木造瓦葺 21.84㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2	施設の清掃業務	回	365			0		
24	拠点・市街地整備	岩間駅東西自由通路・駅前広場管理事業	岩間駅東西自由通路維持管理経費（施設）東西自由通路、東西駅前広場、駐車場、EV2基、公衆トイレ2カ所	施設（日常・定期）清掃	日	365	駐車場（機械警備・精算機システム）管理	日	365	自由通路昇降機保守点検	回
25	拠点・市街地整備	友部駅南北自由通路・駅前広場管理事業	友部駅南北自由通路、北・南口駅前広場維持管理費用 【施設概要】 友部駅南北自由通路 延長：80m 幅員：5m 延床面積：1,270㎡ 付帯施設：エレベーター2基、エスカレーター4基、電気室、公衆トイレ（南北2カ所） 北口駅前広場 面積：約5,000㎡ 付帯設備：駐車場管理システム 南口駅前広場 面積：約6,000㎡ 付帯設備：駐車場管理システム	施設（日常・定期）清掃	日	365	駐車場（機械警備・精算機システム）管理	日	365	自由通路昇降機保守点検	回
26	拠点・市街地整備	（廃止）笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業	笠間稲荷周辺地区の歴史・文化を生かしたまちづくりを推進するため、拠点となる旧井筒屋旅館の再生整備及び周辺整備を行い、交流人口の増加によるまちの賑わい創出を図る。	井筒屋旅館者数	人/年	30000	井筒屋関連団体（イベント）利用回数	回/年	20		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
27	拠点・市街地整備	開発指導事務	笠間市開発事業指導要綱に基づき、1,000㎡以上の宅地開発行為等について、指導を行う。 また、県から権限移譲を受けた都市計画法に基づく3,000㎡以上の宅地開発許可について、都市計画法の技術基準等に基づく審査、許可及び完了検査を行う。 ・開発登録簿の写し交付（手数料500円/1枚） ・租税特別措置法に基づく優良宅地認定 ・都市計画法施行規則第60条証明（手数料400円/1通）	開発行為許可等申請	件	0	開発行為の完了検査	件	13		
28	拠点・市街地整備	都市計画費時間外勤務手当（開発G）	開発グループ3名分の時間外勤務手当			0			0		
29	拠点・市街地整備	建築確認取扱事務	本市において、建築確認申請に関する審査は県（特定行政庁）が所管するが、県との委託契約に基づき、県へ建築確認申請する場合は、市が用途地域等の確認を行い、経由する。（均等割4,000円＋件数割400円×件数） 友部地区において設定されている住居表示区域内に新築された建築物について、建築主からの申請に基づき、住居表示を設定する。 ・道路の位置の指定申請（建築基準法第42条1項5号）の経由 ・特定公共的施設新築等工事届出（県ひとにやさしいまちづくり条例）の経由	建築確認申請の県への経由	件	7	住居表示番号の設定	件	45		
30	拠点・市街地整備	木造住宅耐震化推進事業	震災（防災）対策の一環として、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築確認申請）の木造住宅について、耐震化の促進を図る。 国、県においても、基本方針や耐震改修促進計画を策定し、耐震化の促進を図っている。（耐震化率の目標：95%（平成32年度末）） ・耐震化への意識啓発 ・耐震診断士派遣事業：負担割合（国1/2、県1/4（限度額10千円/1棟）、個人2千円/1棟） ・耐震改修計画（設計）費補助：補助率2/3（国1/3、市1/3）、補助限度額100千円 ・耐震改修費補助：補助率23%（国11.5%、県5.75%、市5.75%）、補助限度額300千円	耐震診断士派遣	戸	7	耐震改修工事	戸	0	住宅の耐震化率（推計）	%
31	拠点・市街地整備	宅地耐震化推進事業	過去の大規模地震において、谷や沢を埋めた盛土や斜面に腹付けした盛土等が滑動崩落を起し、住宅等に被害が発生した。 このようなことから、国は、大規模盛土造成地変動予測調査及び大規模盛土造成地マップの公表を促進している。 市では、災害を未然に防止し、市民の防災意識を高めるために大規模盛土造成地変動予測調査を実施し、大規模盛土造成地マップを公表する。 ・平成29年度：大規模盛土造成地調査（該当箇所）の実施 ・令和元年度：大規模盛土造成地調査（現地踏査，安定性の確認），「大規模盛土造成地マップ」の公表 大規模盛土造成地： 【谷埋め型】盛土面積が3,000㎡以上 【腹付け型】造成する前の地盤面が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上	「大規模盛土造成地マップ」の公表	回	0			0		
32	拠点・市街地整備	被災住宅復興支援利子補給補助金交付事業	東日本大震災による被災者生活再建支援制度の補完を目的とし、被災者が金融機関等からの借入金を利用して自己用住宅の復旧（補修等）を行う場合の利子を補助することにより、被災者の負担軽減を図る。 利子補給率： ・平成28年3月31日までに融資を受け、平成28年12月28日までに申請した場合 年2%（県1%、市1%） ・平成28年4月1日から平成31年3月31日までに融資を受け、令和元年12月28日までに申請した場合 年1%（県1%） 期間：5年間	申請受付（新規）	件	5	補助件数	戸	48		
33	拠点・市街地整備	土木管理費時間外勤務手当（施設管理G）	施設G3名分の時間外勤務手当			0			0		
34	拠点・市街地整備	住宅管理事業	市営住宅13団地353戸の維持管理 入退去、家賃管理、修繕及び維持管理経費	維持管理委託	件	1	住宅使用料	円	5.9E+07	入居戸数	戸

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
35	拠点・市街地整備	住宅管理事業費臨時的事業	下市毛住宅及び石崎住宅のガス管、給水管の補修工事	業務委託	件	0	修繕工事	件	0		
36	拠点・市街地整備	市営住宅長寿命化事業	笠間市営住宅長寿命化計画に基づく修繕工事 H30年度 福原住宅【A棟】：外壁塗装・手摺改修工事 下市毛住宅：実施設計業務委託	修繕工事	件	0	業務委託	件	1	修繕棟数	棟
37	拠点・市街地整備	公営住宅子育て世帯支援事業	県営及び市営の福原住宅の入居促進を図る事業	パソコンリース	台	0	学習支援教室	人	0		
38	公共交通	公共交通維持確保事業	○既存公共交通（路線バス）の維持確保を図るため、3路線の運行に伴う損益に対し、路線バス運行対策費補助を交付する。また、損益額を抑制するため、広報周知活動により利用を促進する。 ・岩間駅～下安居酒屋前間 ・友部駅～中央病院間 外2路線 ○稲田・福原駅乗車券類簡易販売業務委託により稲田・福原駅の無人化防止（防犯・安全対策）及び鉄道施設の機能を確保し（乗車券類販売）周辺住民の利便性を確保する。 ○高速バス「益子・笠間～秋葉原線」PR 平成19年10月に廃止となった高速バスについて、震災時の臨時運行を契機に再開への気運が高まり、平成24年6月に運行が再開された。また、平成25年4月には益子町まで延伸された。以来、順調に利用者が増加している。	補助路線数	路線	4	無人化解消駅数	駅	2		
39	公共交通	デマンドタクシーかさま運行事業	公共交通空白地域の解消や高齢者を中心とした交通弱者の医療・福祉・商業施設等へのアクセス強化、地域の活性化、市民福祉の向上を図るために、平成20年2月から運行を開始している。 ○平成21年度：デマンドタクシーかさまの運営業務の委託を実施 ○平成22年度：運行当初の7エリアを3エリアに統合 ○平成24年度：運行支援システムの更新 ○平成27年度：土曜日試験運行の実施 ○平成28年度：土曜日本格運行の開始 ○平成30年度：エリア見直しによる試験運行の実施 ○令和元年度：試験運行の本格運行開始，料金改定	デマンドタクシーかさま年間利用者数	人	0	年間乗車券販売額	千円	20722		
40	空家・空地対策	空家政策推進事業	管理不全空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、特措法及び条例に基づき空家等所有者に行政指導する。空家・空地バンク制度の普及促進と利用率の向上を図る。空家活用支援補助金等の活用を促し、本市への移住・定住人口、二地域居住人口増加を目指す。	空家関連補助金交付件数（解体）	件	13	管理不全状態空家等改善件数	件	30	空家バンク制度成約件数	件
41	空家・空地対策	都市計画費時間外勤務手当（空家政策推進室）	空家政策推進室3名分の時間外手当			0			0		
42	道路・河川	国県補助事業調整事務	笠間市内を通る国道や県道・河川の整備・充実を早期に図るため国や県と連携を密にし、国県事業の事業調整・整備促進を図る。 また、都市建設部が主となる国庫補助事業の庁内各課を調整し、とりまとめて申請する。	国県へ要望活動	件数	14			0		
43	道路・河川	街路事業促進事務	街路事業推進のため、県街路事業促進協議会が行う国等への要望活動、先進地視察等を含む現地研修会への参加、街路事業及び設計積算に関する資料等の収集を行う。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
44	道路・河川	市道新設改良事業（友部地区）	各地区からの整備要望について、緊急性の高い路線や未改良路線などを整備し、生活道路網の整備を図る。	用地買収	筆	3	改良工事	m	100	執行率	%
45	道路・河川	市道新設改良事業（岩間地区）	各地区からの整備要望について、緊急性の高い路線や未改良路線などを整備し、生活道路網の整備を図る。	用地買収	筆	0	改良工事	m	325	執行率	%
46	道路・河川	友部駅周辺整備事業（地区道路）	友部駅周辺の道路整備（1-6号線浸水対策（美原地区））を実施し、住み良い環境作りを図る。	用地買収	件	0	改良工事	m	323	進捗率	%
47	道路・河川	市道（友）2級5号線整備事業（随分附）	防災・安全社会資本整備交付金（計画5 安心な通学空間を創るみちづくり）による道路整備事業 延長 1,490m 幅員6/10m 県道水戸岩間線と県道友部内原線を結ぶ幹線道路	用地買収	件	2	改良工事	m	140	進捗率	%
48	道路・河川	市道（友）3206号線整備事業（旭町）	狭あい道路整備等促進事業（社会資本整備総合交付金）による、道路整備事業 延長 470m 幅員 5m 拡幅改良を行い、車両や歩行者の安全を確保する。	用地買収	件	6	改良工事	m	369	進捗率	%
49	道路・河川	市道（岩）西281号線整備事業（下郷）	狭あい道路整備等促進事業（社会資本整備総合交付金）による、道路整備事業 延長 140m 幅員 5m の拡幅改良を行い、車両や歩行者の安全を確保する。	改良工事	m	0	進捗率	%	0		
50	道路・河川	市道（笠）2111号線整備事業	安心な通学空間を創るまちづくり（防災・安全） 全体計画L=460m（歩道整備）整備済延長L=140m 幅員W=4.0/6.0m 事業期間H29～R3	排水整備工事	m	146	歩道整備工事	m	146		
51	道路・河川	（廃止）市道（笠）3592号線整備事業	安心な通学空間を創るみちづくり 全体計画L=210m 幅員 W=6.5/12.0m 事業期間H29～H30（H30完了） 道路新設改良事業費：歩道整備L=210m	歩道整備工事	m	252	排水機能の確認	m	242		
52	道路・河川	来栖本戸線整備事業	社会資本整備総合交付金（計画25）地域の暮らしを支える安全快適なみちづくり 国道50号の渋滞緩和及び、北関東自動車道へのアクセス強化を図る幹線道路の整備事業。 全体計画L=3,200m 整備済延長L=1,695m 幅員W=6.0/10.0m 事業期間 H19～R7	委託業務	件	1	用地買収	筆	1	進捗率	%

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
53	道路・河川	南友部平町線整備事業	社会資本整備総合交付金（計画25）地域の暮らしを支える安全快適なみちづくり 旧笠間地区と旧友部地区とを結ぶ合併支援道路の認定を受けた幹線道路の整備事業。 道路改良舗装工事 全体計画 L=2,030m 整備済延長L=350m W=6.0/11.0m 橋梁（上部）鋼単純少数主桁 橋長54m 橋梁（下部）逆T字橋台（直接基礎）事業期間 H19～R3	委託業務	件	4	改良工事	m	752	進捗率	%
54	道路・河川	市道（笠）3502号線整備事業（上加賀田）	狭あい道路整備等促進事業（社会資本整備総合交付金）による、道路整備事業 延長L=750m 幅員W=5m 拡幅改良を行い、車両や歩行者の安全を確保する。	道路改良	m	0	排水整備	m	0		
55	道路・河川	道路管理総務事務	道路法による各種承認・許可業務 法定外道路に係る各種承認、許可業務 公共用財産の払い下げ業務 占用料の賦課徴収業務 境界復元測量委託業務 国土調査の修正業務 土地賃借料支払業務 道路用地買収業務	道路及び法定外占用許可	件	0	道路境界確認	件	0		件
56	道路・河川	道路台帳更新事業	道路法第28条に基づき、道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するためにも、道路の区域はもちろん道路の構造等、兼用工作物、占用物件その他に関し道路管理上の基礎的な事項を総括して把握しておく必要がある。 道路台帳の制度は、この制度に基づき設けられたものである。	修正路線の委託	件	3			0		
57	道路・河川	道路橋りょう費時間外勤務手当（用地管理G）	用地管理G4名分の時間外勤務手当			0			0		
58	道路・河川	市道認定事業	道路法第8条により市町村道は市町村の営造物であり、その管理、費用負担の主体は市町村であるので、市町村長が市町村道の路線を認定する場合には前もって市町村の議決機関である市町村の議会の議決を経なければならないこととして、十分に市町村の意思が反映されるよう措置している。	市道認定審査会	回	1	定例議会	回	1	認定路線数	路線
59	道路・河川	道路水路維持補修受付事務（笠間支所）	道路、水路、河川等は、常時良好な状態で維持して機能を発揮することができる。よって道路の維持、修繕、改良は、重要である。よって、市民の利便性を図るため、各課への申請書、要望書等を経由し、簡易なものは応急対応を行い、担当課へ安全管理や対応を依頼する。また、集成図、一筆図等の交付を行う。 道水路、河川等の修繕等や集成図等の交付は、管理課所管 道水路、河川等の新設、改良は、建設課所管 交通規制に関する標識（速度規制、横断歩道、信号機等）は、市民活動課所管	修繕要望等の受付	件	146			0		
60	道路・河川	道路水路維持補修受付事務（岩間支所）	道路・水路・河川等は、常時良好な状態に保持されて、その機能を発揮することができるように維持補修は、その建設と並び重要な事業である。市民の利便性を図るため、安全管理や修繕対応に関して関係各課への申請書、要望書等を経由する。	要望等の受付数	件	102			0		
61	道路・河川	県道稲田停車場線歩行者空間整備事業	県道稲田停車場線の快適な通行を確保するため道路及び歩道空間の整備を行う。 県道稲田停車場線歩行者空間整備（延伸部） L=80m A=400㎡（舗装）A=200㎡（石張り）	石の百年館年間訪問者	人/年	4992	稲田駅乗車人員	人/年	61320	工事完了総延長	m

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
62	道路・河川	友部地区（八雲）浸水対策事業	宅地化が進み、近年の集中豪雨等により、冠水等の浸水被害が発生している友部地区（八雲）において、被害を減少を図る。 延長 L=1、206m	委託業務	件	0	排水整備工事	m	182	執行率	%
63	道路・河川	道路橋りょう災害復旧事業	災害発生に伴う、道路等の復旧事業を行う。			0			0		
64	道路・河川	（廃止）道路ストック総点検事業	トンネル天井板の崩落事故をはじめとする道路ストックの老朽化問題が深刻となる中、老朽化が進む道路ストックを的確に維持管理・更新し、次世代に引き継ぐためには、点検による健全度の把握と予防保全対策等を早急を実施する必要がある。また、平成26年7月の道路法改正により、5年に一度のトンネル、構造物の定期点検が義務付けされたことから、安全を確保するため、定期点検を実施する必要がある。			0			0		
65	道路・河川	橋梁長寿命化修繕事業	道路法により、5年毎の橋梁点検が義務付けられたことから、定期点検サイクルを確立し、点検結果を基に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定することにより、橋梁の適切な維持管理に努め、従来の事後的な架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへ転換するとともに橋梁の長寿命化並びに修繕及び架け替えに係る修繕費等の縮減を図る。 橋梁長寿命化定期点検 全対象数 N=347橋（R元より2周目点検開始） 橋梁長寿命化修繕工事 全対象数 N=17橋 工事済数 N=6橋 橋梁長寿命化修繕計画策定（更新） 一式	橋梁点検済数 （全347橋）	橋	0	橋梁修繕済数 （全17橋）	橋	0		
66	道路・河川	道路維持事業	道路法第42条により、道路はもともと一般交通の用に供することを目的とする。それは常時良好な状態に保持されて始めてその機能を十分発揮することができる。この意味において道路の維持、修繕は、その建設と並んで重要な道路管理者の責務といえる。	植栽管理及び 除草委託	件	9	要望達成率、 不良箇所解消率	%	49		
67	道路・河川	道路維持事業（岩間地区）	道路法第42条により、道路はもともと一般交通の用に供することを目的とする。それは常時良好な状態に保持されて始めてその機能を十分発揮することができる。この意味において道路の維持、修繕は、その建設と並んで重要な道路管理者の責務といえる。	植栽管理及び 除草委託	件	5	要望達成率、 不良箇所解消率	%	80		
68	道路・河川	市道（友）1級8号線冠水対策事業	頻発する冠水等の道路災害を防ぐ防災・減災対策を適正かつ効率的に実施することにより、道路利用者の安全・安心を確保する。 ・全体整備区間 L=400m ・全体事業費 C=65,000千円	排水整備延長	m	0	進捗率	%	0		
69	道路・河川	（廃止）トンネル定期点検事業	トンネル天井板の崩落事故をはじめとする老朽化問題が深刻となる中、老朽化が進むトンネルを的確に維持管理し、次世代に引き継ぐためには、点検による健全度の把握と予防保全対策等を実施する必要がある。また、平成26年7月の道路法改正により、トンネル等の点検は近接目視により5年に1回の頻度で行うことが基本とされたことから、健全性の診断を行うため定期点検を実施する。 トンネル定期点検 1本（たまだれトンネル）			0			0		
70	道路・河川	道路維持事業（笠間地区）	道路法第42条により、道路はもともと一般交通の用に供することを目的とする。それは、常時良好な状態に保持されて始めて、その機能を十分発揮することができる。この意味において、道路の維持・修繕等の管理は、その建設と並んで重要な道路管理者の責務といえる。	電気施設保守 点検委託	件	1			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
71	道路・河川	河川管理事業（岩間地区）	河川法第100条（準用河川）、笠間市法定外公共物管理条例（普通河川、水路）に基づき、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされることを目的とする。 準用河川 瀬戸の川 準用河川 軍勢川 準用河川 巴川	維持工事	件	1	不良箇所解消率	%	100		
72	道路・河川	河川管理事業（笠間地区）	河川法第100条（準用河川）、笠間市法定外公共物管理条例（普通河川、水路）に基づき、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされることを目的とする。	河川愛護活動	回	1	不良箇所解消率	%	100		
73	公園・緑地	桜の再生計画事業	地域住民及び観光客のレクリエーション地域である佐白山・愛宕山・北山公園周辺の桜を剪定等により管理し再生させ、賑わいのある観光地域としての観光振興を図る。 H31事業計画 ・桜の剪定や周辺除草等の植栽管理を定期的に行うことにより、維持管理と景観を保つ	愛宕山桜まつり入込客数	人	23,400			0		
74	公園・緑地	危険木伐採事業	佐白山・北山・愛宕山の観光施設周辺の枯木等の伐採を行い、地域住民や観光客の安全確保及び良好な景観を維持する。危険性の高いものから優先的に進め、複数年にわたり伐採を進める。	伐採数	本	0			0		
75	公園・緑地	愛宕山管理事業	地域との連携を深めた「通年型観光拠点施設」として、指定管理者制度を活用し、スカイロッジ及び愛宕山周辺一帯を維持管理し、稼働率の向上を図る。また、定期的に施設の修繕を施し施設の長寿命化と利用者のサービス向上を図る。 R2事業計画 ・年度協定に基づく指定管理料の支払い ・土地賃借料支出 ・広場にあるコンビネーション遊具の撤去及び新設工事 ・老朽化した木柵の撤去、新設工事	宿泊額	千円	34990	稼働率（宿泊棟数/1棟×365日）	%	40	宿泊利用者数	人
76	公園・緑地	つつじ公園管理事業	笠間の春を代表するつつじまつりを開催地である、つつじ公園内のつつじの剪定・伐採、消毒、除草等の植栽管理を年間を通して行う。 R2年度計画 ・指定管理者制度導入に伴い指定管理料の支払い（植栽管理事業及びつつじまつり事業を含む） ・屋外トイレ整備工事（既存トイレの撤去、新設、浄化槽の設置及び管路布設） ・屋外トイレ整備に伴う監理業務の委託	維持管理面積	m ²	50700	イベント開催数	回	0	イベント入場者数	人
77	公園・緑地	北山公園管理事業	多くの市民や観光客が北山公園の自然環境に親しみながら、観光レクリエーション及びスポーツ活動、健康増進に安全かつ満足して活用できるように園内の維持管理を行う。また、指定管理者のもつ専門知識や技術を生かし、管理運営に努めていく。 R2事業計画 ・北山公園管理業務委託（指定管理） ・園内修繕 ・指定管理者との定期的な協議と連携	入園者数	人	163918	オートキャンプ場利用者数	人	934	バーベキュー場利用者数	人
78	公園・緑地	観光施設整備事業	老朽化した各観光施設等の修繕整備を行う。	修繕整備費	円	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
79	公園・緑地	福ちゃんの森公園管理事業	堂ノ池整備後の公園施設等維持管理業務 「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興事業で、地区内にある「堂ノ池」を地域振興の拠点となる公園として整備した。 また、地域外の方も利用できる市の公園として位置付けることから、多くの方が公園の自然環境に親しみながら、健康増進等に満足して活用できるように園内の維持管理を行う。	維持管理料	千円	7546	入園者数	人	2337		
80	公園・緑地	公園事業促進事務	都市公園等の整備推進のため、県公園緑地推進協議会が行う先進地視察等を含む現地研修会への参加、都市公園等の法令及び設計積算に関する資料等の収集を行う。			0			0		
81	公園・緑地	(廃止)公園施設長寿命化事業	平成25年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づく事業で、都市公園施設の維持管理費の軽減と、平準化を図るための施設整備事業である。 H27～H31 都市公園 N=23公園 C=165、000千円 健全度C(機能に問題がある)の遊具数17箇所 健全度D(使用禁止)の施設数31箇所 27年度 38、000千円(岩間工業団地第一公園/石井街区公園 複合遊具更新) 28年度 30、000千円(笠間市総合公園 複合遊具更新) 29年度 42、000千円(笠間市総合公園/笠間駅北街区公園 複合遊具更新) 30年度 32、000千円(笠間市総合公園 金網フェンス改修 友部第2児童公園 複合遊具更新) ※H31までの計画だがC・Dの判定遊具がないため事業終了	健全度判定 D・C	基	0	更新施設	基	0	修繕施設	基
82	公園・緑地	笠間芸術の森公園機能充実事業	笠間芸術の森公園は、笠間市の芸術・文化・産業の発信基地として、陶炎祭を始め様々なイベント会場として活用されているほか、災害時の避難場所・拠点としての機能も有しております。 年間を通して、県内外から多くの来訪者の目的地として、また市民の憩いの場として活用されており、「人が集い憩える公園・緑地があるまち」だけでなく「活発な交流を生むまち」としての役割も果たしており、今後は、新たな年齢層や国内外から幅広い誘客、市民が誇りに思えるシンボル、国内外の企業等からも注目される機能・施設が求められることから、茨城県と共同し既存施設の機能充実(リニューアル)に加え、新たな質の高い施設の設置を進めるものであります。	公園開園面積	ha	0	イベント等来場者	万人	0	メディア取材件数	件
83	公園・緑地	笠間芸術の森公園管理事業	「県営笠間芸術の森公園」(計画面積54.6ha)において、開園区域35.9haの内陶芸美術館管理区域(1.79ha)を除いた34.11haを笠間市が指定管理者となり、公園使用許可等の業務を含めた公園管理業務・樹木植栽管理業務・電気施設管理業務・水道施設管理業務を行なう	公園管理	m ²	341100	入園者数	人	865680		
84	公園・緑地	公園施設管理事業	下記施設の維持管理に係る事務費 ・都市公園23公園の内管理課所管18公園 ・管理緑地13箇所 ・ポケットパーク5箇所 ・フレンドリーパーク ・岩間工業団地(緑地・調整池) ・岩間駅西口多目的広場 ・自治会管理(緑地・調整池)	公園施設数	箇所	43	維持管理面積	m ²	144430		
85	公園・緑地	都市緑化推進事業	〇いばらき都市緑化フェスティバル 笠間芸術の森公園内イベント広場に於いて行う緑化推進を目的としたイベント(県・市などの共催)。インテリアグリーン教室やガーデニング教室、球根のつかみ取り、風船の無料配布などを行い、緑に親しんでもらう。	緑化祭開催回数	回	1	イベント参加者数	人	3250		
86	上水道	上下水道諸届出受付事務(笠間支所)	市民の利便性向上のため、上下水道及び小型合併浄化槽の各種申請、届出、納付書等の発行、受付等を支所で行う。 義務事業は、平成26年4月1日から上下水道課が上下水道お客様センター(常陽メンテナンスに業務委託)したことから、業務に関する問い合わせは、一本化され、緊密に連絡を取りながら行う。 お客様センターへ委託した以外の業務や浄化槽に関することは、上下水道各課が所管。	届け出の受付	件	0			0		
87	上水道	上下水道諸届出受付事務(岩間支所)	市民の利便性向上のため、上下水道課に代わり上下水道諸届出の受付事務を行う。 平成26年4月から上下水道課が上下水道お客様センター(業務委託)を設置し、問い合わせについては一本化されている。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
88	上水道	水道料金徴収等業務委託事業	平成26年度から水道料金等における窓口・電話受付業務、開閉栓業務、検針業務、水道料金等請求業務、収納業務等を民間事業者に包括的に委託し、民間事業者の知識や技術の活用により、事務の効率化及びお客さまサービスの一層の向上を図ってきた。平成29年度からは、更なる事務の効率化を目指し、検漏量水器の交換業務、給水装置工事の受付・検査、浄水場施設等の管理業務、水質検査業務を追加した。また、今後においても業務委託を拡大し、将来においては地域連携を目指す。	現年度水道料金徴収率	%	98.4	過年度水道料金徴収率	%	29.5	給水装置工事の受付	件
89	上水道	量水器（メーター）の交換及び修繕・購入	水道量水器は、計量法に基づき使用期限が8年とされており、使用状態に関わらず8年で交換（平成29年度より民間事業者へ委託）を行う。交換し回収した量水器は最大2回まで修繕（内部計測器の交換）可能であり再利用する。また、不足した量水器及び新規加入分は新たに購入する。量水器の交換が困難な場所にあつては改善の指導等を行っている。故障については随時交換を行い、適正な使用水量の把握ための量水器の管理を行う。	量水器交換	件	2996	量水器修繕	件	1550	量水器購入	件
90	上水道	水道情報管理システム保守・修正業務	市内全域の給配水管情報を網羅した水道情報管理システムの保守業務と、新設及び更新された給配水管情報をデータ化し、管路の維持管理及び市民サービスの向上、更に災害時のライフラインの早期復旧等を支援する。	業務委託の発注	件	1	給配水管台帳の発行	枚	1587		
91	上水道	漏水修繕・漏水調査事業	平成30年度末 配水管総延長857km 給水人口63,124人 給水戸数25,977件 漏水箇所を早期発見し、安全安心な水道水を届ける。漏水調査 =1989+21年度 390km =1989+22年度 140km 漏水修繕 発生時速やかに実施	配水及び給水漏水工事	件	101	有収率	%	82.9		
92	上水道	井戸浚渫事業（水源の確保）	笠間市の水源である地下水の取水用井戸を浚渫することにより適正水量を確保する。また、適正水量を確保することにより県からの受水量を削減する。井戸内訳 友部地区8箇所 岩間地区2箇所	浚渫工事	ヶ所	0	井戸掘削	ヶ所	0	井戸水浄水量 1日平均	m ³
93	上水道	施設維持管理事業	水道事業者は、安全な水道施設の管理運営を行うことによって事故、異常事態等の早期発見に努め、安全な水を供給していく必要がある。また、災害時の給水の確保が必要である。配水池容量 箱田配水池2,500m ³ ×2池 飯田配水池800m ³ 宍戸浄水場1,500m ³ ×2池 南友部高区配水池3,000m ³ 南友部低区配水池2,000m ³ 吉岡浄水場1,300m ³ 愛宕配水池2,000m ³ 安居配水池600m ³	委託の発注	件	4	修繕発注	件	30	工事発注	件
94	上水道	水道施設整備事業	平成22年度に、計画給水人口77,800人 一日最大給水量30,400m ³ /日で新市における笠間市水道事業（創設）が認可された。平成23年度 浄水施設等の耐震及び機能診断を実施。平成25年度 施設更新に係る水道施設整備計画を策定。平成26年度水道料金統一に伴う財政計画を策定。平成28年度 水道事業を安定的に継続するための経営戦略を策定した。平成30年度を目標に水道施設整備計画等に基づいた変更認可を申請し、令和元年度からは新たな水道施設整備事業を展開する。	変更認可申請書作成業務委託	件	1	施設整備計画	式	1		
95	上水道	宍戸浄水場建設事業	「新規」 現宍戸浄水場（法定耐用年数60年）は、昭和53年度に建設され40年以上経過し、老朽化が深刻な状態となっている。また、浄水場内配水池の耐震診断不良や、茨城中央工業団地等への水道水の安定供給のため、浄水場の更新が必要である。現在は、電気・浄配水設備の故障箇所の修繕工事をしながら浄水場の運転をしているところである。 以上を踏まえ、現在の敷地内での計画・施工は狭隘かつ住宅隣接のため拡張困難であり、また導配水経路の観点からも隣地に用地を確保し、新設浄水場（浄水処理能力9,500m ³ /日）を建設する。	建設工事	件	0	設計・調査等委託	件	0	建設用地取得	m ²
96	上水道	石綿管更新事業（老朽管更新事業）	笠間地区、友部地区の石綿管更新 老朽化による漏水の防止 安全、安心な飲料水の提供 平成26年度末 笠間地区：配水管 L=3,047m 友部地区：配水管 L=3,947m、導水管 L=2,230m 石綿管の現況 年間1～2kmを 更新し令和2年度末までに完了させる。	工事発注	件	7	石綿管更新延長	m	1210	石綿管更新進捗率	%

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
97	上水道	鉛製給水管解消事業	平成21年度より友部地区に布設してある鉛製給水管の解消を実施 鉛製給水管の現況（平成27年度末把握数）友部地区3,305件 平成26年度までは、1箇所の給水管を複数年(2年)に分けて解消していたが、使用者の負担軽減のため、平成27年度下半期からは単年毎に完全解消する。 令和3年度完了予定で、年間200箇所前後を実施する。	工事発注	件	6	整備進捗率	%	89.7		
98	上水道	水道建設改良事業	道路改良工事等に伴う布設及び布設替 未普及地域からの要望等による配水管布設 水道水の安定供給に伴う布設及び布設替	工事発注	件	11	布設延長	m	1612		
99	生活排水	水洗化普及促進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を啓発し、公共下水道整備区域内の接続工事の促進を図る。	戸別訪問	件	0	接続率（世帯）	%	87.7		
100	生活排水	接続支援事業	森林湖沼環境税を原資とする、茨城県湖沼水質浄化下水道接続事業の開始に伴い実施。公共下水道へ接続するための工事費の一部を補助し、接続率の向上を図る。供用開始から3年以内に接続する場合に限り、支援策として4万円の補助を交付している。また、平成30年度より霞ヶ浦流域に限り宅内工事費に対する拡充補助制度あり。	補助金交付	件	37	接続率（世帯）	%	87.7		
101	生活排水	下水道料金・受益者負担金未納者対策事務	滞納の長期化、高額化に対する取組みを行う。下水道使用料金については、民間委託を実施。	戸別訪問	件	623	受益者負担金徴収率（過年分）	%	18.5		
102	生活排水	公共下水道供用賦課徴収事務（使用料）	公共下水道供用開始区域において、公共下水道に接続した家庭に対し、下水道使用料を賦課徴収する。水道課を経由して、民間委託。	調定額	円	0	使用料徴収率（現年度分）	%	96.7		
103	生活排水	公共下水道供用賦課徴収事務（分担金・負担金）	公共下水道工事が完了した地域に対し、排水区域の供用開始の告示を行う。また、対象地積に公共下水道事業受益者負担金を賦課する。	調定額	円	0	受益者負担金徴収率（現年度分）	%	95		
104	生活排水	地方債元金償還事務（公共下水道）	公共下水道事業債及び資本費平準化債借入に伴う元金償還。			0			0		
105	生活排水	地方債利子償還事務（公共下水道）	公共下水道事業債及び資本平準化債借入に伴う利子償還。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
106	生活排水	予備費管理事務（公共下水道）	公共下水道事業会計の会計年度中に予算外や予算超過の支出が生じた場合において、地方自治法に基づく予備費を充当することの適否を判断するとともに、予備費充用額の管理を行なう。			0			0		
107	生活排水	公共下水道特別会計繰出金事務	公共下水道事業会計への繰出金			0			0		
108	生活排水	浄化センターともべ管理棟管理事業	浄化センターともべ庁舎管理，各種保守点検			0			0		
109	生活排水	下水道総務事業	職員給料，負担金，積立金及び公課費等の総務事業全般			0			0		
110	生活排水	不明水調査・修繕事業	下水道供用開始から20年を経過する管路は，経年劣化により不明水が増加傾向にあることから，不明水進入箇所を把握し修繕していくことが急務とされる。	TVカメラ調査（当該年度実施分）	m	4,179	管路修繕工事（当該年度実施分）	m	120		
111	生活排水	都市下水路管理事業	笠間市の都市下水路の役割は、主に雨水を排出する幹線として使用されており、ゲリラ豪雨時などにおいて、浸水を防止する重要な役割を担っていることから、常に流水の障害を取り除くための維持管理を必要としている。			0			0		
112	生活排水	公共下水道維持管理事業	常時稼働を続ける下水道施設は、停止させることなく健全に運転していくことが必須条件となる。また、供用区域内の道路に埋設された管及びマンホールについては、地震による管路の不具合や道路維持管理上の形状の変化等に対し柔軟な対応が必要となっている。	処理水量	m3	0	汚泥処分量	t	0		
113	生活排水	下水道施設長寿命化計画推進事業	国では、下水道に関する事故の未然防止並びにライフサイクルコストの最小化を図るため、平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設した。笠間市は、制度に基づき供用開始から20年を経過する公共下水道事業に対し下水道長寿命化計画を策定し、下水道の延命を図るとともに、トータルコストの削減を実施することとした。			0			0		
114	生活排水	公共下水道整備事業	生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道を整備する。 ○管渠布設工事 ○公共樹設置工事 ○浄化センターともべ水処理施設増設工事	管渠布設工事	m	1475	整備面積		0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
115	生活排水	農業集落排水事業特別会計繰出金事務	農業集落排水事業特別会計への一般会計からの繰出金			0			0		
116	生活排水	農業集落排水使用料賦課徴収事務	農業集落排水事業における工事が完了した地域に対し、排水区域の供用開始の告示を行う。また、排水設備工事を終了した受益者から、使用料を賦課徴収する。	収納率（現年度）	%	96	収納率（過年度）	%	20		
117	生活排水	農業集落排水整備事業	農業地域における農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を図る。友部北部地区（Ⅰ期地区H20～H25 Ⅱ期地区H26～R2） 処理計画人口2,730人 処理計画戸数 594戸 管路施設 30,029m	整備進捗率	%	60			0		
118	生活排水	地方債元金償還事務（農業集落排水）	農業集落排水事業に係る地方債（長期）元金償還の事務を行う。			0			0		
119	生活排水	地方債利子償還事務（農業集落排水）	農業集落排水事業に係る地方債（長期）利子償還を行う。			0			0		
120	生活排水	予備費管理事務（農業集落排水）	農業集落排水事業特別会計の会計年度中に、予期できなかった緊急を要する予算外の支出や予算超過の支出が生じた場合において、地方自治法217条第1項に基づく予備費を充当することの適否を判断するとともに、予備費充用額の管理を行う。			0			0		
121	生活排水	農業集落排水維持管理事業	平成6年度から生活環境の改善、また農業用水路、公共水域の水質改善を目的に整備を行ってきた。平成19年度には5地区を供用開始し、平成20年度からは、処理施設及び排水施設の維持管理を包括的に民間業者に委託している。また同年から事業開始した友部北部地区は、25年度にⅠ期地区の管路整備及び処理場も完成した後、供用開始した。現在は、6地区の維持管理を行っている。	接続率	%	79			0		
122	生活排水	合併処理浄化槽整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付します。	補助金の交付	件	135			0		
123	景観	屋外広告物適正化事務	茨城県屋外広告物条例に基づく事務の一部を権限移譲された事務であり、屋外広告物の表示の許可及び違反に対する措置を実施している。 平成29年度に、屋外広告物管理システムを構築し、申請許可の効率化及び屋外広告物の適正管理を促進する。	許可申請	件	0	許可	点	0	是正指導	件

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
124	防災・危機管理	(実績無) 東日本大震災支援金に関する基金事業	東日本大震災に際し、笠間市の災害復旧等を目的とする支援金の使途を明確にするため、笠間市東日本大震災支援金に関する基金を設置する。			0			0		
125	防災・危機管理	国民保護事業	武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本方針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	訓練回数	回	3			0		
126	防災・危機管理	(廃止) 地域防災計画策定事業	災害に強い都市機能の整備強化など、だれもが安心・安全に暮らせるよう「自助」「共助」「公助」の理念に基づき、地域防災計画の見直しを行い、これまでの想定を超える災害や原子力災害にも対応できる災害に強いまちづくりを強力に推進する。	防災会議	回	1	広域避難計画周知	回	5		
127	防災・危機管理	防災訓練事業	防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア団体、事業所、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。	防災訓練	回	1	防災訓練参加人数	人	300		
128	防災・危機管理	自主防災組織育成事業	大規模な災害発生時には、建物の崩壊、道路の寸断や交通渋滞、通信手段の混乱などから、公的な防災関係機関だけの力では十分な防災活動が出来ないことが考えられ、「共助」による活動が望まれることから、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と行動力を身につけるため、防災教育や訓練の推進を図るとともに、地域における防災組織の育成強化を図る。	説明会開催数	回	10	結成組織率	%	61.8	組織数	団体
129	防災・危機管理	自主防災組織結成事務(笠間支所)	大規模な災害に備えて、行政区や町内会が自発的な防災活動を行う。自主防災組織の防災活動によって、生命や財産の安全を確保し、被害の軽減に大きく寄与していることから、茨城県、笠間市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	説明会の実施	回	1	組織率	%	58		
130	防災・危機管理	自主防災組織結成事務(岩間支所)	大規模な災害に備え、行政区や町内会等が自発的な防災活動を行う。自主防災組織の防災活動が、災害による被害の軽減に大きく寄与していることから、茨城県・笠間市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	説明会の実施	回	3	組織率の向上	%	59		
131	防災・危機管理	防災行政無線デジタル化整備事業	現在運用している防災行政無線は、無線設備規則の改正により、令和4年11月をもって使用できなくなることからデジタル化に向け整備する。	デジタル化整備率	%	0			0		
132	防災・危機管理	防災設備機能強化事業	防災機能を更に強化するため、防災設備を整備する。	防災用資器材倉庫整備数		0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
133	防災・危機管理	災害対策事業	災害発生時において迅速かつ適切な活動が行えるよう、笠間市防災会議での検討や拠点避難所開設訓練の実施、災害対策本部緊急参集訓練の実施、また、非常用食料の備蓄や拠点避難所における資機材の確保など、災害時の活動体制の強化を進める。	購入数	食	1130	備蓄食料	食	6220		
134	防災・危機管理	防災無線管理事業（本所）	災害に強い都市機能の整備強化などだれもが安心・安全に暮らせるよう、防災情報の伝達手段である防災行政無線の管理を行う。	保守点検	年度	1	保守点検	業務	1		
135	防災・危機管理	防災士育成事業	防災士の資格が取得できる、茨城県が実施する「いばらき防災大学」の受講者を募集し、資格取得後に日本防災士機構に登録した者に対し受講経費の一部を補助する。資格取得に対して支援をすることで、防災活動に十分な知識と技術を持った防災士が育成され、市の防災力を向上させる。	広報	回	2	受講者数	人	3		
136	防災・危機管理	防災無線管理事業（笠間支所）	災害時及び行政連絡の緊急を要する場合に対応する放送施設として設置している。固定系親局1、遠隔制御局1局、屋外子局84局で構成されており、難聴地区については戸別受信機を貸与して対応している。	戸別受信機の設置	個	3	保守点検	回数	1	防災無線が確実に聞こえるようにする	%
137	防災・危機管理	防災・災害対策事務（笠間支所）	①防災訓練を、年1回実施する。②洪水・土砂ハザードマップを作成し、危険地区に指定された区に配布した。	防災訓練	回	2	参加者	人	130		
138	防災・危機管理	防災無線管理事業（岩間支所）	災害時及び行政連絡の緊急を要する場合、対応する放送施設として設置している。固定系親局1、屋外子局9局、戸別受信機約3、900台を貸与して対応している。 R2 移動系無線局再免許申請、防災行政無線保守点検委託	個別受信機の普及充実	%	65			0		
139	防災・危機管理	防災・災害対策事務（岩間支所）	災害時に備え、防災訓練を年1回開催する。	防災訓練	回	1			0		
140	消防・救急	救急高度化推進事業	救急隊員の資質、技術の向上を図りながら、救命率の向上を目指し救急体制の強化を構築する。	資格取得のための研修者数	人	10	事後検証会参加回数	回	12	特定行為件数	件
141	消防・救急	非常備消防運営事業	消防団は、地域住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。団員としての規律、精神鍛錬及び消防技術の向上、各種手当、福利厚生を図り地域の防災力を保持する。また、消防団応援の店事業を立ち上げ地域との繋がりを深めるとともに、団員数の確保に努める。	入団促進説明	回	0	消防団応援の店加盟店	店	0	女性消防団活動	回

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
142	消防・救急	消防庁舎整備事業	消防本部及び各消防署の庁舎施設を維持管理をし、消防職員に安定した消防体制を保持させ消防業務を円滑に実施させる。	大規模修繕	件	0			0		
143	消防・救急	常備消防事務	消防本部全体の予算を管理・執行し、また職員の就労環境の向上を図り適正で効率的な運用をする。 事務内容は、複雑多様化する災害に対応し市民のニーズに的確に対応するため、職員教養として、消防大学校や消防学校での各種専科教育、市や消防が企画する各種研修会や講習会を受講させ、効果的に人材育成を図り災害対応能力を向上させ消防体制を充実させる。	予算執行事務	回	924	消防職員委員会の意見	件	0	教養等企画	回
144	消防・救急	消防団組織支援強化事業	消防団OB等を募り、消防団員の活動環境を整備するもの。 様々な職業上の技術をもって消防団活動に貢献できる体制を構築させ、臨機応変に対応できる消防団制度を実現する。	各種訓練等	件	0	消防団活動	件	0		
145	消防・救急	非常備消防施設整備事業	消防防災活動の拠点となる消防団詰所において、設備の移設等を進めることにより活動環境の向上を図り、安定した消防体制を保持する。	移設工事	件	0			0		
146	消防・救急	退職消防団員報償金事業	消防団は、地域住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。 団員数の確保、団員としての規律、精神鍛錬及び消防技術の向上、また各種手当、福利厚生を図り地域の防災力を保持する。 長年にわたり、消防団活動に従事した消防団員の功績に報いるため支給するものである。	団員数	人	663	団員充足率	%	92	5年以上在籍する団員数	人
147	消防・救急	消防庁舎管理事業	消防本部及び各消防署の庁舎施設を維持管理し、消防職員に安定した消防体制を保持させ消防業務を円滑に実施する。	修繕	回	25			0		
148	消防・救急	非常備消防施設管理事業	消防団は、地域住民の生命及び財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。消防防災活動の拠点となる消防団機械器具置場兼詰所、消防団車両の車検及び車両並びに消防施設等の修繕等、資機材の配備を適切に行うことにより、安定した消防体制を保持する。また、消防団の効率的な運用を図るため、消防団組織の見直しを検討する。	消防団詰所建設	棟	0			0		
149	消防・救急	常備消防車両・資機材管理事業	車両の定期車検、修繕、消防活動に必要な装備等の整備、修繕や特定医療機器（半自動式除細動器、心電図モニター、人工呼吸器）等の保守点検など、人命救助や隊員の安全を最優先に考慮し実施する。	車検	回	10	保守点検	回	36	修繕	回
150	消防・救急	非常備消防車両・資機材管理事業	各分団の資機材を計画的に整備することにより、災害時における消防団活動を迅速かつ効率的な運用と機動力の向上を図るとともに、団員の安全性の向上を図る。	車検、修繕	回	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
151	消防・救急	非常備消防車両等更新事業	消防団は、地域住民の生命及び財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。老朽化した消防団のポンプ車等を更新及び整備し、災害時における迅速かつ効率的な運用と機動力の向上を図る。	ポンプ車等の更新	台	4			0		
152	消防・救急	消防団ほう賞基金事業	消防団は、地域住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。優れた消防団員を育成するため、成績優秀なる者に対し笹目賞、滝野賞、長谷川賞、石井賞を授与する資金として笠間市消防団ほう賞基金を設置する。この基金は、故笹目宗兵衛氏、故滝野淳一郎氏、故長谷川仙彦氏、故石井一夫氏の遺志による篤志寄附をもってそれぞれ原資とする。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。基金の運用から生じる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。			0			0		
153	消防・救急	県央地区消防広域化推進事業	人口減少、高齢化社会が進む中、ますます役割が高まる消防行政力を維持強化し、住民が安心して暮らしていくことのできる社会を構築していくためには、より効率的で効果的な運営が求められる。このようなことから、平成26年度から県央ブロックにおける消防広域化に向けた取り組みを積極的に進めていくため、水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町の7市町により消防組織の広域化の実現に向けた研究会を設置し様々な方策を検討しているが、具体案が出ていないのが現状、今後の方向性について検討をすすめる。	研究会	回	2	作業部会	回	0	説明会報告会	回
154	消防・救急	民間救急ボランティア育成・啓発事業	笠間市の救命率・社会復帰率の向上を目的として、応急手当の重要性を訴え応急手当普及員の養成を行う。応急手当普及員資格取得者の中から希望者に民間救急ボランティア（KHS）に登録を依頼し、救急講習会やイベント等で活動していただく。	応急手当普及員養成講習会及び再講習会開催	回	3	民間救急ボランティア登録数	人	88	民間救急ボランティアイベントに参加した	人
155	消防・救急	緊急消防援助隊派遣事業	・単独消防本部では対応困難な広域的かつ大規模な災害に対し、その災害規模に応じた消防力を確立するため、関係機関との協力体制を確実なものにし、迅速な応援、受援体制を構築する。	関東ブロック訓練参加	回	1	後方支援訓練参加	回	1		
156	消防・救急	防火委員会事業 -幼少年婦人防火委員会補助金	笠間市における防火防災意識の啓蒙、徹底を図るため、幼少年防火クラブ及び婦人防火クラブ（以下「幼少年婦人防火クラブ」という。）に対する育成指導及び活動の助長を図り、もって安全な地域社会の実現に資することを目的とする。	連絡調整会議	回	4	事業数	回	20		
157	消防・救急	消火栓整備事業	消火栓の修繕、維持管理及び水道管敷設替えに伴う更新。新たに水道管が整備される地域への整備は、周辺の水利状況を精査したうえで、継続して行っていく必要があるため、水道課と協議しながら事業を推進していく。	新設、更新	基	8			0		
158	消防・救急	防火水槽整備事業	消防水利不足地域への防火水槽（耐震性貯水槽）の設置を進める。また、老朽化した防火水槽の更新及び消防水利の基準に満たない防火水槽（40立方メートル未満）の撤去を行い、有効的な整備を実施する。 ※国庫補助金有り	新設・更新	基	3	撤去	基	1		
159	消防・救急	火災・救急・救助関連事務	正確な消防業務の実態を把握することにより、消防体制の改善・対策に繋がる。	各種災害オンライン入力	回	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
160	消防・救急	災害対策・警防計画・各種訓練実施計画事業	市民の生命・身体・財産を災害から守るため各地区の危険区域に対する警防戦術の確立, 各種訓練により消防職員の更なる技術の習熟, 練磨を図る。	警防計画作成、修正	回	6	各係担当者会議	回	6	訓練企画立案、実行	回
161	消防・救急	消防応援協定・受援計画等事務	単独消防本部では対応困難な広域的かつ大規模な災害に備え、その災害規模に応じた消防力の投入を確立するため、各関係機関との協力応援体制を構築し、災害時の迅速な対応及び円滑な災害活動を目指す。	会議	回	3	訓練	回	3	災害・訓練派遣	回
162	消防・救急	情報通信事務	<ul style="list-style-type: none"> 指揮支援活動により、指揮統制及び情報の集約、安全、確実、迅速な現場活動の実現を目指す。 安全、確実、迅速な現場活動の実現のため訓練の企画立案、実行。 適切な受付事務 地図メンテナンスの定期更新 	出動	回	157	訓練企画立案、実行	回	30	地図メンテナンス等の定期更新	回
163	消防・救急	火災事務事業（笠間署）	適切な消火を行うことにより他への延焼拡大を防ぎ火災を最小限に止める。また、危険要素を究明し火災予防施策へ反映させる。火災発生時期等に広報車による火災予防広報を実施。住民の要望により罹災証明書を発行。火災件数を公表し火災予防思想の普及啓発を図り高齢者等を中心とする死傷者を減少させるとともに財産の損失を防ぐ。	火災件数	件	30	警戒広報	件	20	火災予防広報	件
164	消防・救急	消防事務事業（笠間署）	財政逼迫の折、庁舎、備品等をなるべく長期間使用可能な状態に維持すべく、適宜点検等を実施している。資機材の管理運用については、市民の生命・身体・財産を保護する為、常日頃から訓練等を通し各種資機材に精通するとともに、機能の保持に努めている。受付・監視等については、電話又は来客の際等に不愉快な思いをさせないよう身なりを正し、電話対応の際は自分の氏名を名乗る等接遇を重視し、不審者等が侵入することのないよう監視に当たっている。人事評価については、各職員の能力及び勤務実績を踏まえ適正な判断により評価する。			0			0		
165	消防・救急	消防水利施設等点検管理事業（笠間署）	市民生活の安心安全確保のため、消防水利点検維持管理を毎年1回以上実施し消防水利の維持に努め、火災地震等の災害が発生した場合速やかな消火活動により被害の軽減を図る。	消防水利点検	基	732			0		
166	消防・救急	防火クラブ育成指導事業（笠間署）	幼少年防火クラブ（市内各幼稚園及び保育所）の園児をちびっ子消防隊として認定し、幼年期からの防火に対する意識付けを図る。運動会、イベント等や各種事業所等において、防火に関するPR活動を実施。	幼年消防隊による防火広報	回	1			0		
167	消防・救急	火災事務事業（友部署）	適切な消火を行うことにより、他への延焼拡大を防ぎ、火災を最小限に留める。また、火災原因を究明することにより、今後の火災減少を図る。火災多発期等に広報車による火災予防広報を実施。住民の要望により、罹災証明書を発行。火災件数を公表し火災予防思想の普及啓発を図り、高齢者等を中心とする死傷者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	火災件数	件	0	火災予防広報、警戒広報、出場件数	件	0	原因調査件数	
168	消防・救急	消防定例事務事業（友部署）	財政逼迫の折、庁舎、備品等をなるべく長期間使用可能な状態に維持すべく、適宜点検等を実施している。資機材の管理運用については、市民の生命・身体・財産を保護する為、常日頃から訓練等を通し各種資機材に精通するとともに、機能の保持に努めている。受付・監視等については、電話又は来客の際等に不愉快な思いをさせないよう身なりを正し、電話対応の際は自分の氏名を名乗る等接遇を重視し、不審者等が侵入することのないよう監視に当たっている。人事評価については、各職員の能力及び勤務実績を踏まえ適正な判断により評価する。	庁舎・備品等の維持管理等	回	0	装備資機材の愛護的活用等	回	0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
169	消防・救急	消防水利施設等点検管理事業（友部署）	市民生活の安心安全確保のため、消防水利点検維持管理を毎年1回以上実施し、消防水利の維持に努め、火災地震等の災害が発生した場合、速やかな消火活動により被害の軽減を図る。	防火水槽の点検回数	回	0	消火栓の点検回数	回	0	地理水利調査	回
170	消防・救急	防火クラブ育成指導事業（友部署）	幼少年防火クラブ，婦人防火クラブを通して火災の恐ろしさや命の尊さを認識させ，火災予防の普及啓発を訴える。	防火パレード	回	0	認定式	回	0		
171	消防・救急	火災事務事業（岩間署）	適切な消火を行うことにより，他への延焼拡大を防ぎ，火災を最小限に留める。また，火災原因を究明することにより，今後の火災減少を図る。火災多発期に，広報車による火災予防広報を実施。住民の要望により，罹災証明書を発行。火災件数を公表し，火災予防思想の普及び，啓発を図り高齢者等を中心とする死傷者を減少させるとともに，財産の損失を防ぐ。	火災警戒の出勤	回	0	災害警戒の出勤 水害・震災	回	0		
172	消防・救急	消防定例事務事業（岩間署）	財政逼迫の折，庁舎、備品等をなるべく長期間使用可能な状態に維持すべく，適宜点検等を実施している。資機材の管理運用については，市民の生命・身体・財産を保護する為，常日頃から訓練等を通し各種資機材に精通するとともに，機能の保持に努めている。受付・監視等については，電話対応や来庁者に不愉快な思いをさせないよう身なりを正し，電話対応の際は接遇を重視し，不審者等が侵入することのないよう監視に当たっている。人事評価については，各職員の能力及び勤務実績を踏まえ適正な判断により評価する。			0			0		
173	消防・救急	消防水利施設等点検管理事業（岩間署）	市民生活の安心安全確保のため，消防水利点検維持管理を，毎年1回以上実施し，消防水利の維持に努め，火災地震等の災害が発生した場合，速やかな消火活動により被害の軽減を図る。	防火水槽の点検回数	回	30	消火栓の点検回数	回	32	地理水利調査	回
174	消防・救急	防火クラブ育成指導事業（岩間署）	幼年防火クラブ，婦人防火クラブを通して火災の恐ろしさや命の尊さを認識させ，火災予防の普及啓発を訴える。	防火パレード	回	1	認定式	回	5	婦人防火クラブ防災研修	人
175	消防・救急	茨城消防救急無線・指令センター運営事業	茨城消防救急無線、指令センター運営に関する事業 ※機器保守点検委託料、コンピューター更新事業は令和3年以降常備消防事務へ付替	機器保守点検	回	1	地図データ等の更新	回	4113	対象機器更新	回
176	消防・救急	応急手当普及啓発事業	住民の救命率の向上を目指し、バイスタンダー（その場に居合わせた者）としての応急手当の重要性についてPRし、普通救命講習会等を通じて市民に理解と手当ての習熟を目指す。	普通（上級）救命講習会開催数	回	60	応急手当普及員講習会開催数	回	1	市広報誌等を利用したPR活動	回
177	消防・救急	救助事務事業（笠間署）	各種訓練を実施するとともに、複雑多様化する災害に対応する必要な資機材を整備し、迅速かつ適切に要救助者を安全な場所へ救出する。	救助出勤	件	11	PA連携出勤	件	420	各種救助訓練	回

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
178	消防・救急	救急事務事業（笠間署）	救急車の適正利用ポスターを公共施設等に配布し適正利用を呼びかけた。救急隊員の救急処置の質の向上を目指すとともに救急搬送の充実を図る。毎月救急月報を作成し警防課へ報告。			0			0		
179	消防・救急	応急手当普及指導事業（笠間署）	バイスタンダーCPRの実施状況を向上させ市民の救命率の向上を図る			0			0		
180	消防・救急	救助事務事業（友部署）	広域災害及び大規模災害、各種事故により生命身体に現実に危険が及んでいる要救助者（助けを求めている人）を人力又は機械力を有効活用し、その危険を排除し、安全・適確・迅速に救出し救命する。	救助出動件数	件	0	PA連携出動件数	件	0	各種救助訓練回数	回
181	消防・救急	救急事務事業（友部署）	病気や事故等により生命身体に現実に危険が及んでいる傷病者を、救命の専門知識を持った隊員が、資器材を活用し医療機関へ搬送し救命率の向上を図る。	救急件数	件	0	救急訓練	回	0	資器材点検	回
182	消防・救急	応急手当普及指導事業（友部署）	バイスタンダーCPRの実施状況を向上させ市民の救命率の向上を図る。	普通救命講習会	回	0	応急手当講習会	回	0		
183	消防・救急	救助事務事業（岩間署）	各種訓練や教育訓練を実施し、複雑多様化する各種災害に対応する救助活動上必要な資器材を整備し、人力・機械力等を有効に活用し迅速かつ適切に要救助者を安全な場所へ救出救助する。	各種災害の救助訓練 水難・山岳・震災	回	0			0		
184	消防・救急	救急事務事業（岩間署）	病気や事故等により生命身体に現実に危険が及んでいる傷病者を、救命の専門知識を持った隊員が、資器材を活用し医療機関へ搬送、救命率の向上を目的とする。			0			0		
185	消防・救急	応急手当普及指導事業（岩間署）	バイスタンダーCPRの実施状況率を向上させ市民の救命率の向上を目的とする。。			0			0		
186	消防・救急	立入検査、違反処理事務	消防法及び笠間市火災予防条例に基づき防火対象物・危険物施設等に対し、笠間市火災予防査察規程により計画を立て（年間・月間・その都度）検査を実施する。また、火災予防に関する違反の処理を笠間市火災予防違反処理規程により適切に実施する。	防火対象物検査数	施設	142	危険物施設検査数	施設	132		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
187	消防・救急	防火管理者、危険物保安監督者の育成指導事務	防火管理者の講習会を実施し重要性、役割についての育成に努め、防火管理者、危険物保安監督者不在事業者等については立入検査等で指摘選任を促し、防火管理業務の適正な遂行を指導。また自衛消防訓練において各事業所で実施することにより、訓練の必要性の再認識及び責務の重要性を指導している。	防火管理者育成	人	100	検査時の育成指導	施設	142		
188	消防・救急	防火管理協会、危険物安全協会事務	防火管理協会、危険物安全協会会則を基に、年度ごとに事業計画、予算等を決め各会員との連絡調整を図り、危険物、防火管理に関する知識の向上と各事業所において防火思想の普及、高揚を図る。 *概要、計画、指標が啓発広報事業になっていたため、内容を訂正したため指標の数字にかなりの差があります。	研修会	人	49	救命講習会	人	82	防災講演会	人
189	消防・救急	防火対象物、危険物施設規制事務	防火対象物、危険物施設等において法的根拠に基づき、消防用設備等を含め、関係者との事前打ち合わせ及び書類審査（消防同意・許可申請等）を実施。適正に建設工事等及び設置維持管理状況を検査し、無届出、無検査及び無許可施設における指導も行き違反是正を図る。 *概要、計画、指標が啓発広報事業になっていたため、内容を訂正したため指標の数字にかなりの差があります。	完成検査（防火対象物）	件	123	許可件数（危険物施設）	件	120		
190	消防・救急	啓発広報事業	市民等に対し広報誌やホームページの利用及び各種イベント、訓練等において、防火思想の啓発また住宅用火災警報器の設置を促し、火災等による被害の軽減を図る。	防火リーフレット作成掲載	世帯	28891	住宅用火災警報器設置率	%	75		
191	消防・救急	予防事務事業（笠間署）	管内各事業所に対し、笠間市火災予防査察規程に基づき防火対象物の立入検査を計画的に実施し法令等違反是正に努める。また、一人暮らしの高齢者宅に民生委員と共に外向き防火診断を実施すると共に住宅用火災警報器の普及に努める。各事業所を対象に、消火、通報、避難の訓練を指導し防火意識の高揚を図る。			0			0		
192	消防・救急	警防事務事業（笠間署）	各消防団に消防署との連携が常に一体となる様に火災を想定した中継訓練を実施し、団員の団結の強固、品位の向上を図るため規律訓練を実施。また、県央地区ポンプ操法大会出場分団へ約5ヶ月間にわたりポンプ車操法の指導を実施する。	消防団各種訓練指導、ポンプ操法指導	回	45			0		
193	消防・救急	予防査察事務事業（友部署）	管内各事業所に対し、笠間市火災予防査察規程に基づき防火対象物の立入検査を計画的に実施し法令違反是正に努める。一人暮らしの老人宅の防火診断を実施し、住宅用火災警報器の普及啓発に努める。	立入検査実施回数	回	0	自衛消防訓練	回	0	一人暮らし防火診断	回
194	消防・救急	警防事務事業（友部署）	地震体験車を使用し地震の体験をしてもらい防災意識の高揚を図る。各消防団に消防署との連携が常に一体となる様に火災を想定した中継訓練を実施し、団員の団結の強固、品位の向上を図るため規律訓練を実施。また、代表分団に県央地区ポンプ操法大会出場のため約5ヶ月間にわたりポンプ車操法の指導を実施する。	防火講話等（起震車、煙体験）	回	0	ポンプ操法指導（大会出場分団）	回	0		
195	消防・救急	予防事務事業（岩間署）	管内各事業所に対し、消防法及び笠間市火災予防査察規程に定められた内容をもとに、防火対象物の査察を計画的に実施し、法令違反是正に努める。 また、ひとり暮らしの高齢者が安全に生活出来るよう、住宅の防火診断を実施する必要がある。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
196	消防・救急	警防事務事業（岩間署）	地震体験車を使用し地震の体験させ防災意識の高揚を図る。各消防団に消防署との連携が常に一体となる様に火災を想定した中継訓練を実施し、団員の団結の強固、品位の向上を図るため規律訓練を実施。また、代表分団に県央地区ポンプ操法大会出場のため約5ヶ月間にわたりポンプ車操法の指導を実施する。	ポンプ操法指導	回	0	防火講話等（地震体験車、煙体験）	回	3		
197	防犯	防犯意識啓発事務（笠間支所）	防犯キャンペーン等地域安全運動の実施、青色パトロール車の貸し出しなどにより防犯活動を推進し安心、安全な街づくりをめざす。 市民活動課が所管	青色パトロール車の貸し出し	回	24			0		
198	防犯	防犯意識啓発事務（岩間支所）	茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。空き巣や車上狙い等の被害防止を訴える横断幕・のぼり旗を掲示するとともに、通行人等に防犯の広報チラシ・啓発物を配布しながら被害防止を呼びかけ、防犯意識の高揚を図る。近年、官民一体となった防犯対策の普及により、犯罪発生は減少傾向にあるが、振り込め詐欺、空き巣やひったくりなど、老人を狙った狡猾な犯罪が増えており、従来にも増して自己防衛の必要性が高まっている。	青色パトロール車の貸出し	回	49			0		
199	防犯	防犯活動推進事務（笠間支所）	地域犯罪を抑止するため、防犯連絡協議会、防犯ボランティア等が自主活動を行っているほか、夜間のパトロールを業務委託し安全な街づくりを行う。 防犯連絡員は、地区防犯協会長と警察署長が協議して委嘱します。 市民活動課が所管	防犯連絡員数	人	190			0		
200	防犯	防犯活動推進事務（岩間支所）	防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の普及・推進を図る。住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに防犯協会が設置され、そこから防犯連絡員（防犯連絡所）が任命（設置）されている。この行政主導の組織とは別に、近年、少子高齢化とインターネットによる情報の国際化により、犯罪の多様化、巧妙化の進行により、住民自ら防犯活動に取り組む姿勢が広がりを見せるようになった。	青色パトロール車の貸出し	回	49			0		
201	防犯	防犯活動推進事業	茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の普及・推進を図る。住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに防犯協会が設置され、そこから防犯連絡員（防犯連絡所）が任命（設置）された。この行政主導の組織とは別に、近年、少子高齢化とインターネットによる情報の国際化により、犯罪の多様化、巧妙化の進行により、住民自ら防犯活動に取り組む姿勢が広がりを見せるようになった。平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等へ施策が講じられる。被害者の心のケアなどの被害者支援事業がますます重要視される。	防犯連絡員数	人	490	防犯ボランティア	人	1176	防犯キャンペーン活動数	回
202	防犯	民間交番運営管理事業	地域の防犯力を高めることで、犯罪を減らし、子どもから高齢者までが安心して暮らせるよう防犯連絡員や防犯ボランティアが積極的に防犯パトロール等の活動を展開している。 地域の防犯力の推進する施策として、民間交番を設置する動きが全国的に広がった。民間交番は警察官や地域住民の立ち寄り所として、地域における犯罪、事故等に関する情報の交換の場として、警察署から犯罪情報等により、地域住民へ注意喚起を行うなど地域安全活動の発信拠点となるものです。	セイフティサポーター	人	69			0		
203	防犯	防犯灯補助受付事務	行政区が設置する防犯灯については、設置費用の一部を助成している。 防犯上不安がある場所に区が防犯灯を設置する際、工事費を助成する。 前年度10月に行った設置要望により、本年度の設置数を決定し、設置申請は、予約受付となる。 市民活動課が所管	防犯灯設置数（新設）	基	27	防犯灯交換・ポール・点滅器等	個	199		
204	防犯	防犯灯補助受付事務	犯罪の発生を抑止する防犯灯や防犯カメラを設置し、市民の安全と安心を確保する。駅前駐輪場での自転車盗難が増え、犯罪の増長が懸念されることから、駐輪場を中心に駅前の犯罪発生を未然に防止する必要性が高まった。また、他市町村の駅前での犯罪発生等により、駅利用者から治安の保全が指摘されるようになった。 LED化に関しての助成については、平成27～31年度の5カ年計画である。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
205	防犯	防犯灯整備事業	安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より市管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1、100基をLEDに交換した。また、行政区が管理する防犯灯約5、500基をLEDに交換した。防犯灯は、犯罪対策を目的として設置及び補助をして防犯施設の整備を図ることで、防犯力を高める。	防犯灯設置数	基	11	防犯灯交換数(LED化)	基	16	防犯灯設置数(行政区への補助)	基
206	防犯	駅前等防犯カメラ管理事業	犯罪の発生を抑止する防犯灯や防犯カメラを設置し、市民の安全と安心を確保する。駅前駐輪場での自転車盗難が増え、犯罪の増長が懸念されることから、駐輪場を中心に駅前の犯罪発生を未然に防止する必要性が高まった。また、他市町村の駅前での犯罪発生等により、駅利用者から治安の保全が指摘されるようになった。	防犯カメラ設置数	台	0			0		
207	防犯	防犯灯管理事業	安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より市管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1、100基をLEDに交換した。	防犯灯修繕数	基	0	市所有防犯灯数	基	1665		
208	防犯	行政区防犯灯管理事業	安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より行政区管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を推進するため設置助成を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し行政区の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、行政区が管理している防犯灯約5、500基をLEDに交換した。	防犯灯設置数(行政区への補助)	基	199			0		
209	防犯	まちなか犯罪抑止事業	犯罪の発生を抑止する防犯灯や防犯カメラ等を設置し、市民の安全と安心を確保する。刑法犯が増加、犯罪の多種多様化により、犯罪の増長が懸念されることから、駅前に限らず街中に対しても犯罪を抑止する環境を整備することが必要となっている。	防犯カメラ設置数	基	12			0		
210	防犯	行政区防犯カメラ整備事業	「新規」地域の自主防犯活動の補完として、新たに防犯カメラを設置する地域団体を対象に設置費用の一部を補助し、街頭防犯カメラの設置数を増やし、公共の安全安心の確保、犯罪に強い社会づくりを推進する。	行政区防犯カメラ設置数	台	0			0		
211	交通安全	交通安全啓発事務(笠間支所)	警察、交通安全協会、交通安全母の会など、関係機関の協力の下、交通事故撲滅に向け、交通安全教室、立哨、高齢者運転免許自主返納支援を行なっている。県民交通災害共済の加入を促進し、不慮の事故の備えとするため、交通災害共済の加入事務を行う。市民活動課が所管	立哨、街頭活動	回	20			0		
212	交通安全	自動車臨時運行許可業務	車検登録を受けていない自動車でも、新規登録や車検期間が満了した自動車が検査審査をうける場合に、自動車臨時運行許可番号票を貸与して運行できるようにする。市民活動課が所管	交付件数	件	343			0		
213	交通安全	交通安全啓発事務(岩間支所)	笠間市交通安全計画の交通安全思想の普及徹底の実現に向けた各種事業(交通安全運動やキャンペーン等)を交通ボランティア等との協働で推進する。笠間警察署・交通安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通事故撲滅に向け、交通安全教室・高齢者運転免許自主返納支援等を行う。不慮の交通事故の備えとして、県民交通災害共済の加入を促進するとともに加入事務を行う。	交通安全教室	回	0	県民交通災害共済加入件数	件	181	県民交通災害共済加入者数	人

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
214	交通安全	交通安全啓発事業	第10次笠間市交通安全計画の第3節2「これからの取り組み」の(2)「交通安全思想の普及徹底」の実現にむけた各種事業(交通安全運動やキャンペーン含む)を交通ボランティア等との協働で推進する。高度経済成長期の交通戦争と言われる時代を経て、昭和45年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となって、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	交通安全教室の開催	回	0			0		
215	交通安全	自動車臨時運行許可事務	道路運送車両法第34条の規定に基づく臨時運行の許可(仮ナンバー)の貸出事務。少子高齢化により、自動二輪車、自動車の利用者は減少傾向にある。	許可件数	件	879			0		
216	交通安全	交通安全活動推進事業(岩間支所)	交通事故防止活動として、安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通安全への啓発キャンペーンや街頭立哨活動、小中学校等の交通安全教室、交通指導車による広報パトロール活動等を行う。	仮ナンバー受付件数	件	196			0		
217	交通安全	交通安全活動推進事業	第10次笠間市交通安全計画の「講じようとする施策」の実現にむけた各種事業を交通ボランティア等との協働で推進する。高度経済成長期の交通戦争と言われる時代を経て、昭和45年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となって、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	協働(イベント参加)	回	12	交通事故死者数	人	6	交通事故発生件数	件
218	交通安全	交通ボランティア等活動支援事業	交通安全協会や交通安全母の会(交通ボランティア等)に対する補助金等の交付事務。協働による交通安全対策の中心的役割を成す。近年、新しい公共の理念の普及により、市民とともに交通マナーの普及、向上を図る必要性が高まり、住みよいまちづくりの一翼を担っている。	笠間地区交通安全協会負担金	千円	2000	笠間市交通安全母の会補助金	千円	200		
219	交通安全	交通安全対策事務(笠間支所)	交通事故防止活動として、安協笠間支部笠間分会、母の会笠間支部によるドライバー向け啓発キャンペーンや街頭啓発活動、児童生徒の新入学に於ける立哨活動、小中学校の交通安全教室や交通指導車による広報パトロールや催事等の立哨等の活動を行う。交通規制標識等の新設・更新・変更要望相談、受付を行う。市民活動課が所管	交通災害共済加入件数	世帯	400	交通災害共済加入人数	人	845		
220	交通安全	交通安全対策事業	道路法第29、42条に基づき安全で利用しやすい道路を目指し、交通安全施設の整備を行う。	交通安全施設工事	件	54	解消率	%	100		
221	消費者行政	消費生活啓発活動事業	団体活動を通じて知り得た知識や情報を地域に還元し、消費者問題に適切に対応できるよう、消費者団体を育成することに努め、合わせて活動の支援を図る。	団体活動参加延人数	人	579	補助金交付額	千円	174		
222	消費者行政	消費者行政推進事業	近年、消費者トラブルが多様・複雑化しており、大人も子供も消費者トラブルの被害者になっている。消費者の自己防衛力(自己責任による消費者力)の向上を図るため、消費生活講座などの機会を通して、被害防止に関する情報提供などの啓発活動を推進していく。平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務を委託している。(特定非営利活法人NPO消費者相談室)	講座開催	回	0	受講者数	人	388		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
223	消費者行政	消費生活相談事業	消費生活に係る相談は、時代を反映して複雑、多岐、高度化しており、さまざまな消費者問題の解決や被害救済に向けて、職員や相談員のレベルアップを図り、関係機関と連携を密にしながら、気軽に利用できる相談処理体制の整備を図っていく。 平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務を委託している。（特定非営利活法人NPO消費者相談室）	相談窓口開設日数	日	268	被害防止金額	千円	2812		
224	消費者行政	販売事業者への立入検査事業	平成24年度から第2次一括法により家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に係る事務が市に移譲された。笠間市家庭用品品質表示法事務処理要綱、笠間市消費生活用製品安全法事務処理要綱、及び、笠間市特定保守製品取引事業者立入検査実施マニュアル（内規）に基づき地域の小売店等の立ち入り検査を実施し、一般消費者の安全確保を図る。	検査店舗数	店	9	検査品目数	種類	9	適正表示品目数	種類
225	斎場・墓地	笠間地方広域事務組合事業	笠間市・水戸市（旧 内原町）・城里町（旧七会村）で構成する「笠間地方広域事務組合」は、火葬場、セレモニーホールをあわせ持つ総合的施設である。負担金については各市町村の均等割合、人口割合及び利用実績割合により決定され笠間市から運営費として負担金を支出をしている。 利用希望者に埋火葬許可証及び斎場使用許可証の発行をする。	笠間市民利用「火葬・通夜・告別」	延べ件	992	水戸市民（旧内原）利用「火葬・通夜・告別」	延べ件	109	城里町民（旧七会）利用「火葬・通夜・告別」	延べ件
226	斎場・墓地	墓地管理事務	市内の墓地は、民営の霊園墓地や各地区の寺院墓地、点在する小規模墓地が利用されており、これらの変更又は新設の相談や申請を受け、許可や指導を行う。	相談件数	件	1448	広報回数	回	168	届出等件数	件
227	環境保全・公害防止	動物愛護事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく、鳥獣の捕獲許可等、鳥獣の保護と管理に関する事業と、狂犬病予防法に基づく、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の促進等に関する事業	集合注射	日	15	予防接種実施率	%	58		
228	環境保全・公害防止	環境基本計画推進事業	環境に関する基本理念を実現するため、将来に向かって良好な環境形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する。	取組方針事業数	事業	212	取組方針実施数	事業	160	アクションプランの決定	事業
229	環境保全・公害防止	環境アクションプラン促進事業	環境に関する基本理念の実現に向け、将来に向かって有効な環境形成に関する第2次笠間市環境基本計画の重点事業をアクションプランにより計画的かつ積極的に実施し、快適で住みよい環境づくりの促進に努める。	アクションプラン	事業	11	アクションプラン実施数	事業	11		
230	環境保全・公害防止	犬の登録・狂犬病予防・動物愛護事務（笠間支所）	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射の義務（生後91日以上が該当）があり、飼い犬の登録・集合注射・マナー向上の啓発を行う。 環境保全課が所管	狂犬病予防接種頭数	頭	1061	飼い主へのマナー向上看板配布数	枚	11	犬の登録数	頭
231	環境保全・公害防止	公害防止に関する事務	公害防止に向けた普及啓発、未然防止の促進、苦情処理 最近では管理不全状態空き家や空き地が増えている。 公害とまではいかない、焚火（野焼き）や悪臭等の苦情処理。 環境保全課が所管	苦情・相談件数	件	12			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
232	環境保全・ 公害防止	公害防止に関する事務 (岩間支所)	公害防止について必要な基本的事項の定めにより、公害の防止策の推進を図り、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。 近年は、公害とまではいかないが、野焼きや空き地の雑草等に関する苦情が増えている。	公害等苦情・ 相談対応件数	件	84			0		
233	環境保全・ 公害防止	犬の登録・狂犬病予防・ 動物愛護事務(岩間支 所)	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射の義務。 生後91日以上が該当。	狂犬病予防接 種頭数	頭	805			0		
234	環境保全・ 公害防止	環境対策事業	公害の防止について必要な基本的事項の定めにより、公害の防止策の推進を図り、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。	一般立入検査 件数	件	24	指導件数	件	10	水質環境基 準達成率	%
235	環境保全・ 公害防止	愛玩動物適正飼養推進事 業	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬猫など愛玩動物の飼い主に対するマナーの向上や殺処分ゼロを目指した取り組みに関する事業	不妊去勢手術 実施数	頭	239	動物指導セン ター収容数	頭	124	犬の不妊去 勢率	%
236	環境保全・ 公害防止	(廃止)電気自動車等普 及促進事業	電気自動車等を導入し、CO2排出を抑制する。			0			0		
237	環境保全・ 公害防止	地球温暖化防止等事業基 金事業	温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に資する事業の推進を図るなど、笠間市の環境政策を積極的に展開するため、笠間市地球温暖化防止等事業基金に積み立てをする。	積立金	千円	33501	事業費	千円	49360		
238	環境保全・ 公害防止	環境学習推進・市民環境 活動促進事務(岩間支 所)	環境に関する基本理念を実現するため、将来に向かって良好な環境形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する。	環境学習イベ ント開催回数	回	1	環境学習イベ ント参加者数	人	18		
239	環境保全・ 公害防止	市民環境活動促進事業	市民が中心となって環境に関する基本理念を実現するため、将来に向かって、良好な環境形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する。	環境フェア実 行委員会	回	4			0		
240	廃棄物対策	古布回収事務(笠間支 所)	笠間市環境基本計画に基づき、資源の循環型社会を推進する事業の一環として衣類のリサイクルを行う。 環境保全課が所管	古布収集・分 別実施回数	回	1	古布収集量	kg	2170		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
241	廃棄物対策	分別収集事務（笠間支所）	一般家庭から排出される廃棄物の減量化とごみ分別事務。 ごみ集積所の新設・変更等の申請受付、集積ボックス補助申請受付完了検査を行う。 環境保全課が所管	集積ボックスの設置補助	個	4			0		
242	廃棄物対策	資源物集団回収に対する補助事業（笠間支所）	ごみの減量化と再資源化を図るため、市民団体が行う資源物分別回収に対し奨励金を交付する。 環境保全課が所管	資源物回収登録団体	件	30	回収奨励金の交付	千円	739		
243	廃棄物対策	使用済乾電池収集事務（笠間支所）	今後の自然環境を見据え、住環境向上のため資源の循環型社会をめざす 乾電池の分別収集を3、10月末に実施し適正に処分する 環境保全課が所管	実施回収	回	2	回収量	kg	6140		
244	廃棄物対策	分別収集事務（岩間支所）	一般家庭から排出される廃棄物の減量化とごみ分別処理 ごみ集積所の新設・変更及び補助申請に関する事務。			0			0		
245	廃棄物対策	資源物集団回収に対する補助事業（岩間支所）	ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源物分別回収に対し、奨励金を交付する。	資源物分別回収参加団体	団体	18	ごみの再資源化率	%	7.7	資源物分別回収量	t
246	廃棄物対策	笠間・水戸環境組合事業	・一般廃棄物のうち、可燃ごみ焼却施設や不燃ごみ処理施設等に係る負担金 人口割 分担金合計×50%×（前年度の各市の人口／人口合計） 均等割 分担金合計×20%×1／2 搬入割 分担金合計×30%×（一昨年度の各市のごみ搬入量／搬入量合計） ※笠間水戸環境組合がR2年3月31日で解散することによる事業廃止 （環境センター、諏訪クリーンパークを笠間市が継続して運営し、友部・岩間地区の7一般廃棄物を処理していく。また、ゆかいふれあいセンターについても同様に指定管理による運営を行う）	区域内ゴミ処理量	t	16,166	ごみの資源化率	%	0		
247	廃棄物対策	資源物集団回収等補助事業	ゴミの減量化を図るための事業 ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源物分別回収に対し、奨励金を交付する。 ・廃棄物の減量、再資源化を図ることにより、資源の有効活用を促進し、循環型社会の形成に寄与する。 ・子供会などの廃品回収に対する補助事業 ・廃食用油の回収についても対象とする。 ・補助額 1kgあたり5円 廃食用油 1リットルあたり5円	資源物分別回収参加団体	団体	111	ごみの再資源化率	%	0	資源物回収団体の回収量	t
248	廃棄物対策	分別収集事業	循環型社会の構築に向けて、市民や事業者が一体となってごみの減量化・再資源化・廃棄物の適正処理に取り組む。併せて更なる資源循環を促進する。 ・市指定ごみ袋、不燃物・資源物回収コンテナの作成 ・新住民への不燃ごみ回収用コンテナ、資源物回収用コンテナの交付 ・一般家庭からごみ集積所に出された可燃・不燃ごみ及び資源物の回収・運搬 複数年事業（R1～R5年度）	市指定ごみ袋（大）売払数	箱	7031	市指定ごみ袋（小）売払数	箱	603	1日1人あたりのゴミの排出量	g
249	廃棄物対策	笠間地区塵芥処理事業	笠間地区の家庭から出る一般廃棄物の収集運搬及び処理に関すること。 ・笠間地区で発生する一般廃棄物（可燃物、不燃物、粗大ごみ等）のエコフロンティアかさまへの処理委託費 ・使用済乾電池処理委託費 ・びん不燃物分別処理業務委託費	区域内ゴミ処理量	t	8997	ごみの資源化率	%	0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
250	廃棄物対策	一般廃棄物処理基本計画推進事業	一般廃棄物処理基本計画の実施に伴うごみ処理体制の統一に向けた検討委員会の設置。	検討委員会の開催	回	2	市民への周知	回	1		
251	廃棄物対策	ゆかいふれあいセンター運営事業	焼却施設からの余熱を温水プールや浴場施設に利用し、またトレーニングマシンやフィットネススタジオ、水泳教室など、地域住民のスポーツ及び健康維持・増進のため、全ての世代が利用できる健康増進施設の管理事業	入館者数	人	0			0		
252	廃棄物対策	友部・岩間地区塵芥処理事業	環境センターはごみ焼却処理施設（焼却能力105 t/16h）、粗大ごみ処理施設（処理能力35 t/5h）、リサイクルセンター（処理能力2 t/日）において友部地区と岩間地区から排出されるごみの処理処分を行う。	搬入量（友部地区）	t	0	搬入量（岩間地区）	t	0	再資源化率	%
253	廃棄物対策	最終処分場運営事業	環境センター（中間処理施設）で燃えるごみは焼却して減容化、無害化し、燃えないごみは資源物（鉄、アルミ、カレット類）を回収し、その残りの灰やせともの類などの埋立て及び管理を行う。	埋立量（焼却灰）	t	0	埋立量（不燃残渣）	t	0		
254	廃棄物対策	環境不法行為監視事務（笠間支所）	住みよい環境を作るため、不法投棄を防止し、資源の再利用を目指す。事業者、関係機関及び市民と連携し廃棄物の不法投棄を防止し適正な処理を行うことにより公衆衛生の向上と生活環境の保全を図る。不法投棄の未然防止に努める・ポイ捨て禁止看板の交付・不法投棄物の収集運搬を行う。環境保全課が所管	粗大ごみの回収（テレビなど）	件	7	ごみ捨て禁止看板の配布	枚	14		
255	廃棄物対策	環境不法行為監視事務（岩間支所）	事業者及び関係機関と連携し廃棄物の不法投棄を防止し適正な処理を行うことにより公衆衛生の向上と生活環境の保全を図る。不法投棄の未然防止に努める・ポイ捨て禁止看板の交付・不法投棄物の収集運搬を行う。	不法投棄処理数	件	6			0		
256	廃棄物対策	環境不法行為監視事業	廃棄物の不法投棄事案や不適正残土事案は、悪質かつピンポイントで廃棄物等を投棄していくなど、一般行政職による対応には限界がある。そのため専門的な知識を有する者の配置が必要となる。また、地元警察署との告発も見据えた連携を円滑に図るうえでも、警察OB又は現職警察官の配置が有用となる。また、道路敷きなど、市が管理する土地に不法投棄された廃棄物で、環境センター等で処理できない廃棄物について、許可業者による処理を委託するもの。 【業務内容】 ①廃棄物不法投棄事案や不適正残土事案の監視パトロール及び現場指導②廃棄物を中心とした環境全般の、一般市民からの相談やその現場の対応③地元警察署との連携対応（平成25年度より警察OBを1名任用）④不法投棄された廃棄物の許可業者による処理委託⑤市内一斉クリーン作戦⑥非常勤職員等による不法投棄の監視及び回収	不法投棄処理収集量	kg	51890	警察官OB任用	人	1	不法投棄通報件数	件
257	子ども・子育て支援	子ども・子育て支援事業計画推進事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度からの5ヶ年事業計画として策定した「笠間市子ども・子育て支援事業計画」を、学識経験者・子育て支援関係団体・教育関係者・保育関係者・保護者等の委員による「子ども・子育て会議」で、事業の進捗・利用状況・整備状況等の点検・評価を行い計画の修正等を行う。 また、平成30年度から2ヶ年かけて、5ヶ年計画（第2期）の作成。令和2年度より「子ども・子育て会議」で事業の進捗・利用状況・整備状況等の点検・評価を行い計画の修正等を行う。	会議回数	回数	2	評価・点検の項目	項目	13		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
258	子ども・子育て支援	保育所入所事務	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の徴収事務児童福祉法に基づく公立保育所・民間保育所への入所事務全般を行う。国、県への補助金申請事務、補助金の要綱改正、私立保育所へ運営費などの支払い事務 公立保育所・民間保育所・認可外保育所の指導監査 保育所等の設置認可等事務、保育料徴収事務 社会福祉法人に関する事務 ・入所受付、利用調整、入所結果の連絡、発送 ・平成31年度より公立認定こども園がなくなるため、消耗品費や印刷製本費は保育所入所事務へ一本化を行う ・個人番号管理を行うために、施錠可能な書庫を購入 	申請件数	件	1390			0		
259	子ども・子育て支援	障害児保育対策事業	<p>障害児を受け入れることにより、保育士の加配が必要となった民間保育所に対し、加配保育士の人件費に対する補助をする。</p> <p>月額80,000円×加配保育士数×加配月数</p>	事業実施園数	園	5			0		
260	子ども・子育て支援	民間保育所等乳児等保育事業	<p>民間保育所等における保育内容の充実強化を図るため、「民間保育所等乳児等保育事業」として、1人以上の1歳児を保育士、かつ事業に従事する職員として非常勤保育士を配置した市内民間保育所・市外保育所に対し、月額3、900円×1歳児数の基準額により補助する。</p> <p>平成27年度までは、「児童福祉施設（保育所）子育て支援体制緊急整備事業」として各市内民間保育園で新規雇用した保育士の人件費に対する支援策として、委託料を県10/10の補助率で支払っていたが、平成28年度より上記のとおり変更となった。</p>	園の数	園	16			0		
261	子ども・子育て支援	民間認定こども園運営事業	<p>子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新制度に移行した施設（民間認定こども園）は「施設型給付費」として、毎月運営費相当分の請求を市に申請。</p> <p>市は、内容の点検・確認を行い、各施設に毎月給付。また、市は各施設の年間給付実績を基本に国・県に補助金申請。</p> <p>・補助率</p> <p>国：1号公定価格×73.4%-利用者負担（国基準）×50% 2号公定価格-利用者負担（国基準）×50% 3号公定価格-利用者負担（国基準）×55.2%</p> <p>県：1号公定価格×73.4%-利用者負担（国基準）×25% 2号公定価格-利用者負担（国基準）×25% 3号公定価格-利用者負担（国基準）×22.4% 1号公定価格×26.6%×50%（地単分）</p> <p>※公定価格＝国で定めている運営費用</p>	市内民間認定こども園	園	7	市外民間認定こども園	園	18		
262	子ども・子育て支援	（廃止）認定こども園入所事務	<p>子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園・幼稚園の入園処理業務。</p> <p>希望者の審査等を行い入園者を決定し、認定証（利用資格のある証明）の交付及び保護者の所得に応じた階層区分（保育料）の処理・決定を行う業務。</p> <p>【階層区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回発行（4月・9月）及び随時（途中入園者） <p>平成31年度より公立認定こども園がなくなるため、保育所入所事務へ一本化を行う。</p>	審査件数（2号・3号）	件	354			0		
263	子ども・子育て支援	認定こども園一時預かり事業	<p>子ども・子育て支援法に基づき平成27年度に創設された補助事業。認定こども園で、保護者の希望により平日もしくは休日の教育標準時間以外（時間外）に在園児（1号認定）もしくは、在園児以外（ごく少数の場合のみ）を一時的に預かる事業。実施した実績に応じ補助金を交付する。</p>	対象となる園児数	人	0			0		
264	子ども・子育て支援	実費徴収給付事業	<p>子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より生活保護世帯で幼稚園・認定こども園・保育所等に入所している児童の保護者に対し、施設に必要な日用品・給食費・文房具等の購入に要する費用の一部を補助する事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食費（副食材料費相当額）4、500円/月限度（新制度未移行幼稚園に入所している収入360万円未満の世帯） ・教材費と行事費等 2、500円/月限度（1号～3号認定児） ・補助率 国1/3・県1/3 	申請延べ件数	件	38			0		
265	子ども・子育て支援	民間保育所運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府から示される公定価格に基づき、民間保育所等へ施設型給付費を支払う。 ・負担割合 基本額の1/2が国負担、1/4が県負担、1/4が市負担 ・各園から請求書の提出 ・毎月初めの入所数に応じた給付費の支払 ・年度末に支払額の確認 ・国県補助金申請 	延入所人員	人	991			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
266	子ども・子育て支援	(廃止) 認定こども園施設整備事業		施設整備補助額	千円	3739	施設整備	箇所	2		
267	子ども・子育て支援	保育対策総合支援事業 -保育補助者雇上事業, 保育所等の事故防止推進事業	<p>保育所, 認定こども園に対し, 保育人材の確保や子どもを安心して育てることができる環境整備を総合的に行うため必要な費用を補助する。</p> <p>【保育体制強化事業】 清掃業務や遊具の消毒, 給食の配膳, 寝具の用意, 片付けといった保育に係る周辺業務(用務員業務)を行う短時間勤務者の配置の支援を行い, 保育士の業務負担の軽減を図ることを目的とする。 補助単価: 1施設あたり月額90,000円×実施月数 補助率: 保育所 国1/2 県1/4 市1/4</p> <p>【保育所等におけるICT化推進事業】 保育所等の保育士の業務において負担となっている書類作成等の業務について, ICT化推進のための保育業務支援システムの導入し, 保育所等における保育士の業務負担の軽減を図ることを目的とする。 補助単価: 1施設あたり1,000,000円(最大) 補助率: 保育所・認定こども 国1/2 県1/4 市1/4</p>	実施施設の数	園	2	実施施設の数	園	0		
268	子ども・子育て支援	保育所等整備交付金事業	待機児童解消のための保育所等整備補助金。大沢保育園で定員10名を増加するための施設整備。子育て安心プランに採択されたことにより、補助率が市1/12となる。			0			0		
269	子ども・子育て支援	公私連携認定こども園事業	公立認定こども園(かさまこども園・いなだこども園)が, 31年度より公私連携認定こども園になる。協定書で交わした修繕補助金、建物の損害保険を計上。歳入は、土地の貸付使用料 建物については無償貸付、土地については、使用料として収入する。収入分は子ども福祉課では充当しない。	施設整備補助の金額	円	0			0		
270	子ども・子育て支援	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内の民間保育所に対し, 一時預かり保育の充実強化を図るため, 事業内容に応じた補助金を交付する。 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について, 保育所において一時的に預かり, 必要な保育を行う事業。 補助率: 国1/3、県1/3、市1/3	実施施設数	園	3			0		
271	子ども・子育て支援	児童福祉費時間外勤務手当(保育G)				0			0		
272	子ども・子育て支援	多子世帯保育料軽減事業	子育て家庭への経済的負担の軽減策として、2人以上子どもがいて、三歳未満児が保育所等に入所している世帯に対し、三歳未満児の保育料を第2子(保育料階層4~5階層の一部)が半額、第3子(保育料階層4~8階層)が無償化とする。(県事業 県補助1/2)	受給者数	人	117			0		
273	子ども・子育て支援	延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い, やむを得ない理由により保育時間を延長して児童を預かる事業。延長保育を実施することにより, 安心して子育てができる環境を整えることができる。 補助率: 県1/3 国1/3 市1/3	事業実施園数	園	5	サービス利用者数	人	7800		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
274	子ども・子育て支援	病児保育事業	病児病後児の保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整えるための事業。 【病後児対応型】 病気の回復期であり、集団保育が困難な児童を病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。 【体調不良児対応型】 児童が保育中に熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において安全な体制を確保し、緊急的な対応を図る事業。 補助率：県1/3 国1/3 市1/3	事業実施園数	園	5	サービス利用者数	人	1517		
275	子ども・子育て支援	赤ちゃん・ほっと！ルーム事業	乳幼児を持つ保護者の子育てを応援する新たな取組みとして、授乳室やおむつ替えコーナーを設置している施設を赤ちゃん・ほっと！ルーム（子育て応援施設）として認定し、広くPRを行う。 認定施設にのぼり旗を設置するほか、屋外イベント用として移動式テント、授乳いす、おむつ交換台の市民貸出しを実施する。	貸出件数	件	6			0		
276	子ども・子育て支援	地域医療センターかさま病児保育事業	「地域医療センターかさま」に病児保育室を開所。病児保育室の開設準備までは、子ども福祉課で行うが、市立病院での事業実施となる。 【病児保育室】 児童の保護者が就労等により、病気の児童を自宅で保育が困難な場合、「病児保育室」で病気の児童を一時的に保育することにより安心して子育てができる。 子ども子育て支援交付金・県子ども・子育て支援交付金 補助率：国1/3 県1/3 市1/3	病児保育事業のPR活動	回	20	市立病院との連絡会議	回	2		
277	子ども・子育て支援	保育士就労支援事業	保育士不足解消のため笠間市内の私立認可保育所等に保育または看護師として正規雇用された者に対し、就職準備金として一時金20万円を支給する。	補助金交付者数	人	0			0		
278	子ども・子育て支援	子育てのための施設等利用給付事業	令和元年10月から子ども子育て支援法改正による幼児教育・保育無償化に伴い、認可外保育施設、預かり保育、一時預かり。病児保育、ファミリーサポートセンターに係る利用料（施設等利用費）について補助する。（施設に支払った利用料を利用者の請求に基づき償還払いする。） ・補助率 国1/2、県1/4	対象者数	人	0			0		
279	子ども・子育て支援	特定教育・保育施設等指導監査事業	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により市が行う質問、立入り、検査等及び同法の規定により市が行う行政指導（以下「指導等」と総称する。）並びに法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定により市が行う監査について、必要な事項を定めることにより、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図る。	実施施設数	園	8			0		
280	子ども・子育て支援	認可外保育施設立入調査事務	市内の認可外保育施設4園に対し、児童福祉法第59条第1項の規定に基づき、保育施設の設備、運営状況について、定期的に立入調査を行う。 笠間市内認可外保育施設 ○事業所内保育施設4園 事業所内保育所：茨城県病院局内保育所ひまわり保育園・柵すぎのや本陣託児所すぎっこ・水戸ヤクルト販売(株)友部センター保育所・宍戸ヒルズカントリークラブ保育所	立入調査実施施設数	園	3			0		
281	子ども・子育て支援	旧いなだ保育所施設解体撤去事業	平成29年3月末で閉園となり、施設の利活用業者を公募したが、利用する業者がいなかったため、解体する。	解体施設数	施設	0			0		
282	子ども・子育て支援	ともべ保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童(0～5歳)を保育する。 ・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して 保育する。 ・延長保育 保育所を19：15まで開所し、延長保育を実施する。 ・障害児保育 障害児に専任の保育士を配置する。	保育業務	日	294	保健衛生管理と安全管理	回	12	地域社会活動	回

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
283	子ども・子育て支援	くるす保育所運営管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童（0～5歳児）を保育する。 乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。 一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して保育する。 延長保育 保育所を19：15まで開所し、延長保育を実施する。 障害児保育 障害児に専任の保育士を配置する。 	保育業務	日	294	保健衛生管理と安全管理	回	12	地域社会活動	回
284	子ども・子育て支援	児童福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・ 保育所入所受付事務 ・ 子育てサポート事業 ・ 家庭児童相談事業 ・ 要保護児童対策事業 ・ 児童クラブ入所受付事務 ・ 児童手当事業 ・ 児童扶養手当事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 母子生活支援施設入所措置事務（各事業の詳細については子ども福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	0			0		
285	子ども・子育て支援	児童福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・ 保育所入所事務 ・ 子育てサポート事業 ・ 家庭児童相談事業 ・ 要保護児童対策事業 ・ 児童クラブ推進事業 ・ 児童手当事業 ・ 児童扶養手当事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 母子生活支援施設入所措置事務（各事業の詳細については子ども福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	0			0		
286	子ども・子育て支援	岩間地区福祉振興基金事業	合併前に岩間地区で所有していた基金の管理業務。基金の活用目的としては、岩間地区における子育て支援及びボランティア活動施設資金に充当する。 平成30年度末残高、原資・利息を合わせて34,672,039円となっている。	財務業務	回	1			0		
287	子ども・子育て支援	ファミリーサポートセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と育児を両立し、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを推進し、地域における子育てを通じて児童福祉の向上を図るため、子育ての援助を受けたい人（利用会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域の人が子育てを支援する。保育所・幼稚園・学校の送迎や託児等を行う。会員の交流会や知識向上のための講習会の実施。 ひとり親家庭の低所得者に対して利用支援（費用助成等）を実施する。 補助率：基準額 国1/3 県1/3 	利用会員数	人	288	提供会員数	人	53	年間利用件数	件
288	子ども・子育て支援	子育て支援等広報事業	子育て家庭の不安解消を図るため、市ホームページや広報かさまの「かさまぼけっと」等により子育て支援事業の周知やその他の情報を提供する。 平成27年度より、携帯電話用アプリを構築し単なる情報の提供だけでなく登録者に対しては、子育てに関する必要な情報の配信も行っている。	広報かさま掲載	回	6	HP及びアプリの情報発信（随時）	回	26		
289	子ども・子育て支援	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が一時的に児童の養育が困難になった時、原則7日間の期間において、児童を児童養護施設等で養育・保護する。 理由事由：社会的事由（冠婚葬祭・出張等）・身体的事由（育児疲れ・疾病等） 補助率：基準額 国1/3 県1/3 ・基準額 2歳未満：8,630円 2歳以上：4,720円 	申請件数	件	45	保護を実施した延べ人数	人	45	利用延べ日数	日
290	子ども・子育て支援	地域子育て支援拠点事業	核家族化、地域の繋がりの希薄化等による子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供や講座等を行う子育て支援センターを各地区に設置する。また、平成31年度より「みつばち」の運営を民間委託した。（補助率：国1/3・県1/3） <ul style="list-style-type: none"> 笠間地区：みつばち（かさまこども園内 学校法人へ委託）毎週月曜日～金曜日（10時～16時） 岩間地区：くりのこ（市民センターいわま内）毎週月・水・木・金曜日（10時～16時） 【参考】 ・友部地区：かんがるー（児童館内 指定管理）毎週月～金曜日（9時～16時）	センター開所日数（延）	日	421	利用者数（延）	人	9487		
291	子ども・子育て支援	在宅子育て支援事業	<p>家庭で子育てをしている保護者の支援として、保護者のリフレッシュを図るため気軽に参加できる託児付の講座を定期開催するもの。</p> <p>【重点・拡充】 令和元年度新規事業で、毎回定員10名を超える参加申込みがあるため開催回数を増やす。</p>	参加者数	人	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
292	子ども・子育て支援	在宅児童一時預かり事業	令和元年10月より3歳以上時の幼児教育・保育の無償化となった。教育・保育施設等に入所せずに、在宅で子育てをしている保護者が数十名いる。 在宅で子育てをしている保護者が月に一度、子どもを預けて自由な時間を過ごし、リフレッシュを図れるようにする。	利用者延べ人数	人	0			0		
293	子ども・子育て支援	児童クラブ整備事業	みなみ学園小学校校舎の中学校敷地移転に伴い、中学校敷地に児童クラブ室を建設する。	当該クラブ入所承諾者数	人	52	当該クラブの定員	人	60		
294	子ども・子育て支援	要保護児童対策事業	児童福祉法に規定する要保護児童の早期発見やその適切な保護及び要支援児童又は特定妊婦への適切な支援を図る。令和2年度は子ども家庭総合支援拠点準備のため、専門職種の相談対応・アセスメント等の強化を図る。	要保護児童対策地域協議会代表者会議	回	1	ケース検討会議延回数	回	7	実務者会議	
295	子ども・子育て支援	家庭児童相談事業	・平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として規定され、核家族化の進行、家庭環境の複雑化により、養育困難な18歳未満の子どもの育児、しつけ、非行等に関する悩みについての相談、支援、援護を行う。 ・家庭児童相談室では、家庭児童相談員（2名）、母子父子自立支援員（1名）を配置し、相談業務を円滑に行う。母子父子自立支援員は主にひとり親家庭の自立支援の相談業務を円滑に行う。	相談延件数	件	948	相談者数	人	95		
296	子ども・子育て支援	児童クラブ運営事業	【拡充】 ・放課後、保育ができない家庭の保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊びや生活を通してその子どもの健全育成を図る。 ・対象児童：小学6年生まで ・クラブ数：11の小学校単位（運営は、NPO法人へ委託） ・入所申込みの受付及び承諾通知 児童の怪我等による保険金請求事務 主任指導員会議の開催、指導員の資質向上研修 運営委託料等の支払事務 施設の維持管理業務 ・笠間市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき民設児童クラブへ補助金交付。R2年度：友部地区 2団体増	平均利用者数（公設）	人	948	平均利用者数（民設）	人	198		
297	子ども・子育て支援	児童クラブ管理事業	・放課後児童クラブ（市内小学校11校設置）の施設管理事業。 ・施設の維持管理業務 各クラブの電話代、水道光熱費等の支払業務。 必要備品等の修繕・購入。 消防設備の保守点検。 ・平成27年度の法改正により、保育室1室の定員（40名以下）、児童1人当たりの保育面積（1.65㎡以上）とする。 補助率：基準額 国1/3 県1/3	平均利用者数（公設）	人	948	平均利用者数（民設）	人	198		
298	子ども・子育て支援	児童館運営事業	児童に健全な遊びを提供することで心身の健康を増進し、情緒を豊かにする施設として、また、就学前の児童と保護者が、遊びを通じてふれあいや交流を促進する場として児童館において事業を実施する。 ・施設運営管理については指定管理業者が行う。 ・指定管理期間（H27年度～H31年度）平成31年度指定管理者選定。 ・子育て支援センター「かんがるー」は、一部補助対象（賃金のみ） ・補助率：基準額（国1/3・県1/3）	児童館開所日数	日	359			0		
299	子ども・子育て支援	児童手当事業	児童手当法に基づき児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、0歳～中学校終了前の児童を対象に手当を支給する事業 ・0歳～3歳未満 月額15,000円 ・3歳以上小学校終了前 月額10,000円（第1子・2子）、15,000円（第3子以降） ・中学生 月額10,000円 ・所得制限以上 月額5,000円 支給申請受付、支給決定通知書・支払通知書の送付、手当支払事務、現況届に関する事務特定財源 ・0歳～3歳未満（被用者） 国37/45・県4/45 ・0歳～3歳未満（非被用者） 国4/6・県1/6	新規認定件数	件	382	現況届受付件数	件	4767		
300	子ども・子育て支援	母子生活支援施設入所措置事務	・児童福祉法に基づき、虐待やDV等を受けている母子の安全な生活を確保するための支援を行う。また、今後の生活についての支援を行い母子が安定した社会生活を営めるよう指導する。	措置件数	件	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
301	子ども・子育て支援	母子等支援事業	母子父子家庭に対し、児童扶養手当事業を含め、子育て・生活支援・就業支援など総合的な自立支援に努めるため、母子父子自立支援員等と連携を図り、相談業務、事務を円滑に進めるための臨時職員2名を雇用していたが、要求事業を児童扶養手当事業に変更する。又、今後の母子父子家庭に対する自立支援は、児童家庭相談室の母子父子自立支援員が中心に行っていく。	ひとり親家庭支援案内送付数	件	715	貸付・給付件数	件	6		
302	子ども・子育て支援	児童扶養手当事業	・児童扶養手当法に基づき、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している母子・父子家庭に対し、所得額に応じて手当を支給する。 【1月当たり支給額】 1人の場合：全部支給42,910円 一部支給42,900円～10,120円 2人の場合：全部支給10,140円 一部支給10,130円～5,070円 3人の場合：全部支給6,080円 一部支給6,070円～3,040円 ・8月の現況届に基づき、支給対象者に対して手当を支給、自宅調査や関係機関との連携を深め適正な資格要件を確認する。不正受給者認定取消による適正な手当支給する。 不正受給者実態調査のため、臨時職員2名の雇用。母子等支援事業費より移行。	現況届受付件数	件	750	不正受給者調査	件	150		
303	子ども・子育て支援	母子・父子家庭等高等職業訓練促進事業	・母子父子家庭の母・父の就業を有利にさせるための資格取得を促進させることを目的に、養成機関で修業している期間において訓練促進費を支給する。（48月を超えない期間 同一の者1度限り 基本 児童扶養手当受給者等） ・入学前の事前相談の実施 支給申請の受付 支給審査 訓練促進費の支給（毎月） 一時金の支給 受給者の状況確認令和元年 支給対象者 6名（正看2名・準看3名・社会福祉士1名） ・特定財源：国庫 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 基準額3/4 ・促進費給付金 基準額 非課税世帯：月100,000円 課税世帯：月70,500円	新規申請者数	人	0	支給者総数	人	0		
304	子ども・子育て支援	母子家庭等高等技能訓練促進事業	母子父子家庭の母、父の就業を有利にさせるための資格取得を促進させることを目的に、養成機関で修業している期間において訓練促進費を支給する。	新規申請者	人	3	支給者総数	人	5		
305	子ども・子育て支援	予防接種事業	予防接種法に基づき、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症まん延予防を目的に実施。国の風しんの追加的対策として、抗体価の低い年代の男性に抗体検査を実施する。任意予防接種のロタウイルス・おたふくかぜ・小児インフルエンザ、先天性風しん症候群の発症予防対策としての風しんについては経済的負担の軽減並びに重症化及びまん延予防のため、接種費用の一部助成を実施する。また、骨髄移植等特別な理由により任意での再接種が必要な方への接種費用の助成を行う。	定期接種（A類疾病）勧奨回数	回	0	任意接種実施数	種類	0		
306	子ども・子育て支援	母子保健事業	・安心して子どもを出産し、子どもがより健やかに育つために、妊娠期から子育て期に渡るまで継続的に関わり、切れ目ない支援を推進していく。 ・サポートの必要な妊産婦を把握し、適切な支援につなげ、フォローする。 ・子どもの疾病や発育・発達の問題等の早期発見に努め、子育ての負担や不安・孤立感が和らげるように、相談支援の充実を図る。	1歳6ヶ月児健診	回数	17	3歳児健診	回数	20	妊婦健診	人
307	子ども・子育て支援	未熟児養育医療事業	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院治療を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費負担する。入院医療費のうち、健康保険等適用後の自己負担額を公費負担した後、世帯の所得税額等に応じて入院治療費の一部を自己負担額として徴収する。	申請・審査件数	件	4	養育医療券発行件数	件	4	給付件数	件
308	子ども・子育て支援	子育て世代包括支援センター事業	子育て世代包括支援センターは、平成27年3月に設置され、平成27年4月からは友部保健センター内で、妊娠中から子育て期にわたるニーズに対し総合相談支援を提供している。具体的には、妊産婦への積極的関与により、支援が必要な場合には個別の支援プランを作成のうえ、継続した支援を行うとともに、関係機関に切れ間なくつないでいくものである。また協議会を設け、事業の推進を図るとともに対象者への対応方針を検討するなどネットワークの構築を図っていく。	電話等により支援を行った妊婦の数	人	325	電話等により支援を行った産婦の数	人	378	協議会の開催回数	年間回数
309	保健・医療	ファミリー健康体験事業（医療・保健・福祉連携強化事業）	平成30年4月、地域医療センターかさまに、市立病院、保健センター、地域包括支援センターが集約されたことにより、今後はこれまで以上に3機能が連携し機能を強化させるとともに、市民にとって開かれた相談しやすい場となることが求められている。この一環として、市民が家族単位で参加し、子どもは医療・介護食への興味を持つことができ、大人は健康について改めて学び考える場となるような、医療・保健・福祉の体験型の学習の場をつくる。	開催回数	回	1	参加した家族数	組	18		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
310	保健・医療	かさま健康歩イント事業	無料スマートフォンアプリとWebサイトを活用し、歩数に応じて、笠間市地域ポイントを付与し、地域ポイント還元商品を進呈する事業。 若い世代から身近で手軽に取り組める運動習慣として、ウォーキングの定着を図り、継続してウォーキングを実施することで、生活習慣病の予防、医療費削減、健康寿命の延伸に繋げる。			0			0		
311	保健・医療	各種検診推進事業	生活習慣病予防対策として、疾病の早期発見及び早期治療のため、各種がん検診及び循環器健診を実施する。	がん検診受診率（平均）	%	16.9	生活習慣病健診受診者	人	637		
312	保健・医療	がん検診推進事業	国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、平成29年度より、年度内40歳の方に対し、5大がん（子宮頸がん・乳がん・大腸がん・胃がん・肺がん）について個別の受診勧奨および再勧奨を行う。また、要精密検査となった方で、未受診者の方への受診勧奨を行う。41～56歳の婦人科未受診者に対し個別の受診勧奨を実施。	個別勧奨通知数	人	911	検診受診率	%	25.6		
313	保健・医療	健康増進事業-運動教室	生活習慣病の発症予防や重症化予防、また、健康増進を図るため、健康相談や健康教育、健康講座、運動教室を実施する。	健康教育	人	1,395	健康相談	人	598		
314	保健・医療	睡眠医療ネットワーク事業	笠間市内の医科・歯科・薬科の連携によるネットワーク構築により、ありふれた、隠れた病である睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療に寄与するとともに医療費の削減を図る。	実務者研修会参加者数	人	0	出前講座参加者数	人	0		
315	保健・医療	歯科保健推進事業	【永久歯対策事業】 歯科保健計画に基づく、ライフステージ別の歯科保健事業。 むし歯予防対策として、幼児〔保育所（園）・幼稚園・認定こども園〕及び児童・生徒（小・中学校）を対象に講話及び実技指導（歯みがき教室等）を行う。 【口腔ケア推進事業】 歯科保健計画の重点事業である「介護・福祉施設等への歯科口腔保健の取り組みに対する支援」のひとつとして、介護にかかわる多職種が、障がい者（児）や要介護者に対して適切な歯科保健サービスを提供できるように、社会福祉施設の介護職員等を対象とした口腔ケア研修会を開催する。	歯みがき教室の開催回数	回	25	歯みがき教室参加者数	人	1070		
316	保健・医療	訪問歯科保健事業	通院困難な在宅の寝たきり高齢者等に対して、訪問による歯科保健サービスを行う。	訪問回数（診療）	回	251	訪問回数（保健指導）	回	210	利用者	人
317	保健・医療	食育推進事業	「食」や「食育」の重要性を市民に広め、食の営みを支援する多様なネットワークを整えることで乳幼児から成人、高齢者に至るまでライフステージに応じた食育活動を推進する。特に若い世代に対して食育推進活動を実施し、正しい食習慣の確立や生活習慣の予防に結びつける。	ネットワーク会議開催回数	回	1	ネットワーク参加施設の食育事業実施率	%	0		
318	保健・医療	健康都市づくり事業	世界保健機関(WHO)が提唱する健康都市の理念を踏まえながら、市民と行政が一体となって、保健・医療・福祉・教育・産業など都市を構成する全ての分野における活動と連携をとおして、相互に支えあい、健康な生活をおくり続けることができる安心と安全が確立された「健康都市かさま」の構築を推進する。	健康づくり市民大会	回	1	健康都市かさま宣言連携事業数	事業数	0	健康づくり市民大会の参加者数	人

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
319	保健・医療	健康づくり推進事業	健康な食のあり方や食生活の改善などについて、実践的で分かりやすく推進するため、地域に健康づくりのリーダーとなる「ヘルスリーダー」を育成・養成をし、食育の推進や生活習慣病予防事業を実施する。	研修会と養成講習会受講率	%	0	事業参加者数	人	7281		
320	保健・医療	保健センター管理事業	地域医療センターかさま（行政棟）施設、付帯設備の管理・運営・修繕を実施し、保健施設として適切に維持管理する。 平成30年度より、保健センターが地域医療センターかさまに移転したことに伴い、地域医療センターかさまの施設維持管理は、市立病院と共同実施することとなった。			0			0		
321	保健・医療	笠間保健センター施設解体事業	「笠間市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づくもの。また、平成28年12月の笠間市公有財産活用検討委員会において決定した笠間保健センターを解体するための事業。			0			0		
322	保健・医療	保健衛生総務事務	健康増進課所管の各事業に属さない経費及び総括的に管理すべき人件費、需用費、役務費、各種負担金の管理・執行。			0			0		
323	保健・医療	安定ヨウ素剤購入事業（3カ年毎）	安定ヨウ素剤について、県は原子力発電所から半径30km圏内の対象市町村に配備している。当市は、30km圏内と30km圏外の地域があるため、独自に30km圏外の住民分の安定ヨウ素剤を配備することにより、緊急事態に迅速に対応できるようにする。	管理責任者による、定期点検	回	1			0		
324	保健・医療	地域医療対策事業	【平日夜間・休日初期救急】平日夜間・日曜日は笠間市立病院で、祝日・年末年始（12/30～1/3）は市内医療機関（在宅当番医制）で、初期救急診療を実施している。 【救急医療二次病院運営事業】二次救急医療圏水戸地域内の重症救急患者の医療を確保することを目的に、水戸地域内の11市町村と共同して、二次救急告示医療機関に負担金を交付している。 【茨城県央地域定住自立圏事業】県央地域9市町村で定住自立圏を構成している。医療部会では、初期救急医療の充実、医師及び看護師等確保に向けた取組の推進を目的に、事業を実施している。	平日夜間日数	日	244	休日診療日数	日	51	休日当番医日数	日
325	保健・医療	献血推進事業	【事業目的】 ①十分な血液を確保することを目的に計画的な献血運動の推進と献血意欲の高揚を図る事業を行っている笠間献血連合会に対し、活動費の補助を行う。 ②骨髄ドナーへの経済的負担の軽減を図り、骨髄移植を推進する。 【事業概要】 ①街頭・事業所における献血実施及び献血広報・啓発活動の実施 ②笠間献血連合会役員会の実施 ③笠間献血連合会総会の実施 ④骨髄移植の推進	献血協力事業所	箇所	31	献血者	人	1433		
326	保健・医療	感染症対策事業	感染症発生の防止対策や感染症発生における拡大防止を図るため、市民への、広報活動や健康管理等の予防対策を実施する。感染症法に基づく65歳以上の結核健診については、健診方法が胸部レントゲンであり、肺がん検診と同時に行うため、各種検診事業で実施する。	結核健診受診者数	人	6035			0		
327	保健・医療	笠間市立病院改革プラン推進事業	総務省の「公立病院改革ガイドライン」及び茨城県が策定する地域医療ビジョンに基づき「第3次市立病院改革プラン」を策定・推進することにより、公立病院としての役割を果たすとともに経営基盤を強化し経営の安定化を図る。	外来診療日数	日	244	1日平均入院患者数	人	24	1日平均外来患者数	人

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
328	保健・医療	平日夜間・日曜初期救急診療事業	市立病院、医師会、薬剤師会、県立中央病院が連携し、市立病院において初期救急診療を実施することにより、笠間地区における医療サービスの向上を図るとともに県立中央病院との機能分担を明確にし、市民が安心して暮らせる地域社会を推進する。	初期救急診療日数	日	295	1日平均夜間診療患者数	人	3	1日平均日曜診療患者数	人
329	保健・医療	筑波大学病院連携事業（指導医派遣・研修生受入）	筑波大学との連携により、市立病院に「地域医療研修ステーション」を開設し、指導医及び後期研修医と研修生を受入れ理想的な地域医療教育を実践することで、地域医療に従事する医師の養成と地域医療の充実を図る。	指導医の外来診療日数	日/週	5	指導医の診療枠（午前・午後）	コマ/週	11		
330	社会保障	国民健康保険税徴収事務（笠間支所）	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	国保税現年度徴収率（笠間市）	%	91	保険料納付額（笠間市）	円	0		
331	社会保障	国民健康保険事務事業（笠間支所）	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	資格の取得（転入、社保離、出生等）	件	547	資格の喪失（転出、社保加、死亡等）	件	505	資格の変更（世帯主変更、転居等）	件
332	社会保障	特定健康診査事業（笠間支所）	40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。	受診対象者数（笠間市）	人	0	受診者数（笠間市）	人	7951	受診率（笠間市）	%
333	社会保障	国民健康保険税徴収事業（岩間支所）	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	国保税現年度徴収率（笠間市）	%	91.7	保険料納付額（笠間市）		0		
334	社会保障	国民健康保険事務事業（岩間支所）	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	資格の取得（転入、社保離、出生等）	件	328	資格の喪失（転出、社保加、死亡等）	件	306	資格の変更（世帯主変更、転居等）	件
335	社会保障	特定健康診査事業（岩間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。	受診対象者数（笠間市）	人	0	受診者数（笠間市）	人	5828	受診率（笠間市）	%
336	社会保障	国民健康保険特別会計繰出金事務	一般会計より国保特別会計に対する繰出金を支出する事務 ・保険基盤安定繰出金（補助あり） ・保険税軽減分（県 3/4） ・保険者支援分（県 1/4、国 1/2） ・職員給与費等繰出金 ・出産育児一時金繰出金（出産育児一時金の支給基準額の2/3） ・財政安定化支援事業繰出金（国保財政安定化のため当該年度に交付税措置分） ・その他繰出金（保健事業による事業などで国保該当者以外の者に対する負担分）	繰出金総額	千円	110000			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
337	社会保障	高額療養費貸付事業	療養に要した費用が著しく高額であるために支払が困難な者に対し、医療費の一部(高額療養費支給見込額の10分の9に相当する額の範囲内で市長が定めた額)を貸し付け、必要とする療養の機会を確保することにより福祉の向上に寄与する。	貸付者数	人	0			0		
338	社会保障	(実績無) 出産育児費資金貸付事業	出産が見込まれる世帯で出産育児一時金の支給までの間、出産に要する費用を支払うための資金(支給見込額の10分の8を限度)を貸し付ける。			0			0		
339	社会保障	一般管理事務	国保事業の健全な運営を図ることを目的とし、適切な事務の執行に係る事業を行う。	支払額	千円	125162			0		
340	社会保障	総務費時間外勤務手当(国保G)	国保業務に関する時間外勤務手当			0			0		
341	社会保障	国保連合会負担金事務	国保の円滑な事業運営を図るとともに保険者の共同目的を達成するために必要な会員負担金を国保連合会へ納付する。	支払金額	千円	2540			0		
342	社会保障	国保運営協議会事務	国民健康保険の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議し答申する。 委員12名	会議開催	回	2	法定外繰入額	千円	34309		
343	社会保障	趣旨普及事業(国民健康保険)	国民健康保険制度の普及、啓蒙を図るため、「国保だより」、「国保ガイドブック」を作成する。	国保だより	部	15000	国保ガイドブック	部	15000	国保加入世帯(年度平均)	世帯
344	社会保障	一般被保険者療養給付事業	一般国保加入者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。県へ交付申請を行う。	一般被保険者療養給付費支払件数	件	308090	1人当たり支払額	千円	216	支払総額	千円
345	社会保障	退職被保険者等療養給付事業	退職被保険者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。県へ交付申請を行う。	退職被保険者療養給付費支払件数	件	2096	実績報告申請回数	回	3		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
346	社会保障	一般被保険者療養事業	一般国保加入者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。県へ交付申請を行う。	一般被保険者療養費保険者分支払件数	件	5151	1人当たり支払額	千円	2		
347	社会保障	退職被保険者等療養事業	退職被保険者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。県へ交付申請を行う。	退職被保険者療養費保険者支払分件数	件	59	実績報告回数	回	3		
348	社会保障	審査支払手数料事務（国民健康保険）	レセプトの審査に係る手数料を国保連合会へ支払う。	支払金額	千円	16256			0		
349	社会保障	一般被保険者高額療養事業	被保険者の自己負担分が政令で定める額を超えた分に対して高額療養費として支給する。県へ交付申請を行う。	一般被保険者高額療養費支払件数	件	9453	1人当たり支払額	千円	33		
350	社会保障	退職被保険者等高額療養事業	退職被保険者の自己負担分が政令で定める額を超えた分に対して高額療養費として支給する。県へ交付申請を行う。	退職被保険者高額療養費支払件数	件	40			0		
351	社会保障	一般被保険者移送事業	一般被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給する。	支払金額	千円	0	一般国保加入者一人当たり支払金額	円	0		
352	社会保障	退職被保険者等移送事業	退職被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給する。	支払金額	千円	0	退職被保険者1人当たり支払額	円	0		
353	社会保障	出産育児一時金支給事業	被保険者の出産に要した費用を支給する。県へ交付申請を行う。 一般会計から3分の2繰入れ 1件当たり420,000円上限	出産育児一時金支払件数	件	52	支給額	千円	21755		
354	社会保障	葬祭費支給事業	国保加入者の死亡に対し葬祭費を支給する。県へ交付申請を行う。 1件当たり 50,000円	葬祭費支払件数	件	132	支給額	千円	5500		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
355	社会保障	その他共同事業拠出事業	「年金受給権者一覧表」掲載人員数に基づく拠出金を国保連合会に支払う。 H31年度までで終了	支払金額	千円	1			0		
356	社会保障	国保健康づくり推進事業 (人間ドック・脳ドック)	40歳から74歳の国保加入者を対象に人間ドック、脳ドック受診費用の一部を補助し、健康保持増進を図る。結果、疾病の早期発見・早期治療による医療費の削減へつなげる。 人間ドック補助 20,000円 脳ドック補助 25,000円	受診者数(人間ドック)	人	638	受診者数(脳ドック)	人	139		
357	社会保障	国保健康づくり推進事業 (医療費通知)	国保被保険者へ医療費通知(受診年月、受診者名、医療機関名、診療区分、日数、医療費の費用額・国保負担額・本人負担額)を通知し、医療費負担について周知する。 ジェネリック医薬品使用差額通知書を送付し、医薬品削減への意識高揚を図る。	医療費通知件数	通	55151	ジェネリック医薬品使用差額通知件数	通	600		
358	社会保障	国保健康づくり推進事業 (保健カレンダー)	市民の健康管理に繋がるよう保険事業の年間スケジュール、医療機関情報等を広報するため、保健事業予定表を作成し笠間市全世帯へ配布する。 経費は国保特別会計から一旦支出するが、国保加入者以外分については全人口と按分して、一般会計から繰り入れする。	作成部数	部	28700	国保加入世帯	世帯	20216		
359	社会保障	国民健康保険財政調整基金事業	急激な医療費の増加に対応するための基金を確保する。	基金額	千円	315414			0		
360	社会保障	償還金事務(国民健康保険)	療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金等の前年度精算に伴い、補助金の返還が生じた場合に支出金する。	償還金額	千円	131340			0		
361	社会保障	直営診療施設勘定補助事業	市立病院の運営費及び施設整備費に係る特別調整交付金(国庫補助金特別調整交付金)を国保特別会計に収入し、同額を市立病院会計へ支出する。	特別調整交付金(市立病院分)	千円	42943			0		
362	社会保障	予備費管理事務(国民健康保険)	不測の支出が発生した場合に対応するための予算を確保する。			0			0		
363	社会保障	一般被保険者等高額介護合算療養事業	医療費と介護保険の年間(前年8月～7月)自己負担限度額を越えた部分を支給する。 県へ交付申請を行う。	支払件数	件	2	一件当たり支給額	千円	10		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
364	社会保障	退職被保険者等高額介護合算療養事業	医療費と介護保険の年間自己負担限度額を越えた部分を支給する。県へ交付申請を行う。	支払件数	件	0	一件当たり支給額	千円	0		
365	社会保障	特定健康診査等事業	40歳から74歳の国保加入者を対象に生活習慣病重症化予防のための健康診査、健康指導を行う。結果、疾病の早期発見・治療に繋げることで医療費の抑制を図る。	受診者数	人	6390	健診回数	回	60		
366	社会保障	一般被保険者医療給付費分支払事務	国保税等を財源として、県へ医療給付費の財源として納付する。			0			0		
367	社会保障	退職被保険者等医療給付費分支払事務	国保税を財源として、医療給付費の財源として県へ納付する	支払額		7683			0		
368	社会保障	一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事務	国保税を財源とし、後期高齢者支援金の財源として県へ納付する。	支払額		562357			0		
369	社会保障	退職被保険者等後期高齢者支援金等分支払事務	国保税を財源として、県へ後期高齢者支援金の財源として納付する	支払額		2613			0		
370	社会保障	介護納付金分支払事務	40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する費用について、県へ納付する。	支払額		202916			0		
371	社会保障	生活習慣病予防対策事業	リスクの高い対象者に、糖尿病に関する健康教室を実施する事で自らの生活の見直しを行い、糖尿病発症・重症化を予防する。	実施回数	回	5			0		
372	社会保障	賦課徴収事務	国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の賦課、徴収を行い国民健康保険の健全な財政運営を行う。近年の長引く景気低迷等により、調定額が下がり続けている状況にあり、収納率の向上が課題となっている。	国保税現年度徴収率	%	91.7	徴収額（現年度分）	千円	174659	電話催告	件数

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
373	社会保障	一般被保険者保険税還付事務	一般被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納金が発生した場合還付する事務	一般国民資格喪失異動処理数	件数	119	所得異動処理数	件数	55	一般国保還付金額	千円
374	社会保障	退職被保険者等保険税還付事務	退職被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納金が発生した場合還付する事務	退職国保資格喪失異動処理数	件数	0	所得異動処理数	件数	0	退職国保還付金額	千円
375	社会保障	一般被保険者保険税還付加算金事務	一般国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	一般国保還付加算金件数	件	34	一般国保還付加算金	千円	101		
376	社会保障	退職被保険者等保険税還付加算金事務	退職国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	退職国保還付加算金件数	件	0	退職国保還付加算金	千円	0		
377	社会保障	特定保健指導事業	40歳から74歳の国保加入者を対象に生活習慣病重症化予防のための健康診査・保健指導を行う。結果、疾病の早期発見・治療に繋げることで医療費の抑制を図る。	特定保健指導者実施者数	人	464	特定保健指導終了率	%	0		
378	社会保障	医療福祉費（マル福）事務（笠間支所）	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。なお、笠間市単独助成事業では平成22年10月に小学校4年生から小学校6年生まで対象年齢を拡大している。平成25年度から対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施。平成26年10月から県制度の対象が中学3年生まで（中学生は入院分のみ）に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなる。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	医療費申請書	件	824	受給者証再交付等	件	116	その他届出書	件
379	社会保障	医療福祉費（マル福）事務（岩間支所）	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。なお、笠間市単独助成事業では平成22年10月に小学校4年生から小学校6年生まで、平成25年度から中学校3年生まで対象年齢を拡大して実施している。平成26年10月から県制度の対象が中学3年生まで（中学生は入院分のみ）に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなる。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	医療費申請書	件	465	受給者証再交付等	件	896	自己負担支給申請書	件
380	社会保障	医療福祉費支給事業	医療福祉費支給制度は、受給資格を満たす人が健康保険を使って医療機関を受診した場合、窓口一部負担金を公費で負担する茨城県の制度であり、昭和48年から開始された。（所得要件あり） 外来自己負担金：妊産婦・小児・母子家庭・父子家庭は1回あたり600円（1医療機関ごとに月2回まで）、重度心身障害者は自己負担金なし。 入院自己負担金：妊産婦・小児・生徒（中学校1年生から18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の入院分・母子家庭・父子家庭は1日あたり300円（1医療機関ごとに月10日まで）、重度心身障害者は自己負担金なし。	受給者	人	12037	支払件数	件	154919	医療費助成金額	円
381	社会保障	医療福祉費支給事業（市単独分）	県制度においては、平成22年10月より、小児の対象年齢が未就学児までから小学校3年生までに拡大された。それに伴い、市単独事業として小学校4年生～6年生まで対象年齢を拡大した。平成25年度からは対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施した。平成26年10月から県制度の対象が中学校3年生まで（中学生は入院分のみ）に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなった。さらに平成30年10月から県制度の対象が18歳に達する日以後最初の3月31日まで（入院分のみ）に拡大され、令和2年4月から市単独事業として高校生の外来分を拡大する。認定要件、自己負担金等は県基準に準ずる。	受給者	人	1601	支払件数	件	14448	医療費助成金額	円

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
382	社会保障	医療福祉費自己負担金助成事業（市単独分）	医療福祉費受給認定者が医療機関等に支払った自己負担金および入院時の食事療養費を助成することにより、受給認定者の経済的負担の軽減を更にはかる。 生徒(中学校1年生から18歳に達する日以後最初の3月31日まで)は支給対象外である。	支払処理件数	件	85426	自己負担金償還額	円	5.9E+07		
383	社会保障	後期高齢者医療制度事業（笠間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	高額療養費支給申請書	件	180	葬祭費支給申請書	件	247	その他届出書	件
384	社会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務（笠間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	収納率（笠間市）	%	98	保険料納付額（笠間市）	円	6.0E+08		
385	社会保障	後期高齢者健診事業（笠間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。	受給対象者数（笠間市）	人	0	受診者数（笠間市）	人	2400	受診率（笠間市）	%
386	社会保障	後期高齢者医療制度事業（岩間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	高額療養費支給申請書	件	114	葬祭費支給申請書	件	151	限度額適用申請書	件
387	社会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務（岩間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	収納率（笠間市）	%	98.4	保険料納付額（笠間市）	円	6.1E+08		
388	社会保障	後期高齢者健診事業（岩間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。75歳以上の高齢者及び一定以上の障害のある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。	受診対象者数（笠間市）	人	0	受診者数（笠間市）	人	2536	受診率（笠間市）	%
389	社会保障	後期高齢者医療制度広域事務	共通経費負担金：茨城県後期高齢者。 機器借上負担金：広域連合より賃貸している後期システムの端末使用に係る負担金を支払う。支所2台分。	後期高齢者被保険者数	人	11644	広域連合共通経費負担金額	円	2.7E+07		
390	社会保障	後期高齢者医療制度費医療費公費負担事業	国の医療制度改革法によって、従来の老人保健は「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められ、後期高齢者医療制度が規定された。 療養給付費の実績と伸び率によって算出された金額を広域連合に支払う。	療養給付費負担金納付額	円	#####			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
391	社会保障	後期高齢者医療特別会計繰出金事務	一般会計より後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を支出する事務。 事務費繰出金・後期高齢者医療保険基盤安定繰出金・後期高齢者健診事業繰出金・後期高齢者人間ドック事業繰出金(平成29年度から、広域連合からの補助額上限等変更に伴い発生)がある。			0			0		
392	社会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われる事を目的とする。 後期高齢者の場合、保険料未納となる方は無年金者もしくは低年金者の方がほとんどで、個別訪問をしても納付は難しい方が多い。	納付書・特別徴収通知書の処理・送付	件	13650	保険料納付額	円	6.1E+08	収納率	%
393	社会保障	後期高齢者人間ドック事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」の中に、高齢期における適切な医療の確保を図るため、被保険者の健康診査等の実施に関する措置を講ずることがうたわれている。 平成29年度から、広域連合からの補助額上限等実施要件の変更に伴い、人間ドック補助1人あたり25,000円から20,000円に、脳ドック補助1人あたり35,000円から25,000円に変更となる。	人間ドック受診者数	人	48	脳ドック受診者数	人	27		
394	社会保障	後期高齢者医療制度運営事業	国の医療制度改革法によって、従来の老人保健は「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ後期高齢者医療制度が規定された。	被保険者証の一斉更新	人	11465	資格得喪処理数	人	1712	後期高齢者被保険者数	人
395	社会保障	広域連合納付金事務	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われる事を目的とし、徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。	特別徴収通知送付数	件	10278	普通徴収通知送付数	件	3372	後期高齢者保険料徴収額	円
396	社会保障	保険料還付金事務	後期高齢者医療保険の健全な財政運営を図るために適正な処理を行う。	還付件数	件	143	還付金	円	1495300		
397	社会保障	一般会計繰出金事務(後期高齢)	後期高齢者医療特別会計より一般会計に対する繰出金を支出する事務を行う。			0			0		
398	社会保障	予備費管理事務(後期高齢)	不測の支出に対応するため。			0			0		
399	社会保障	保険料還付加算金事務	日本年金機構等年金支払者からの返納通知が届かないことや振込指定口座の返送が無いなどの理由で、過誤納還付金の還付処理ができない状態が続くと加算金が発生する場合があります、その事務処理が必要になる。	還付加算発生件数	件	6	還付加算金	円	10800		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
400	社会保障	後期高齢者健診事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」の中に、高齢期における適切な医療の確保を図るため、被保険者の健康診査等の実施に関する措置を講ずることがうたわれている。 基本的な健康診査の項目を無料で受けることができる。(年1回)	受診券一斉処理・送付	件	10414	受診者数	人	2536	受診率	%
401	社会保障	保健事業と介護予防の一体化事業	高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的繋がり低下によるフレイル状態になるなど、疾病予防と生活機能維持の課題がある。また、市が行う74歳までの国保保健事業や介護予防事業の取組が一体的に実施されていないことや、後期高齢者医療広域連合が行う75歳以降の高齢者保健事業の継続性等がない等の課題もある。高齢者高齢者の疾病予防や重症化予防、介護予防などの生活機能維持の課題に対応するため、令和元年5月22日に健康保険法が改正が行われ、令和2年4月1日から「高齢者の保健事業と介護予防に一体的な実施」を推進する。後期高齢者の特性に応じ、医療専門職による既存の拠点等を活用した相談や訪問相談、指導等、被保険者の生活習慣病等の重症化予防や心身機能の維持を図ることを目的とし保健事業と介護予防の一体的な実施を行う。	個別支援人数	人	0	通いの場の講話等回数	回	0		
402	社会保障	国民年金事務(笠間支所)	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	取得、転入届、20歳届出	件	450	免除申請書(学生・一般)	件	400	高齢、障害年金請求書、その他	件
403	社会保障	国民年金事務(岩間支所)	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	取得、転入届、20歳届出	件	271	免除申請書(学生・一般)	件	249	高齢、障害年金請求書、その他	件
404	社会保障	国民年金事業	国民年金法第3条、国民年金事業の事務の一部は、政令で定めるところにより市町村長が行うことができることから、市民サービスの向上のため市で一部事務を行っている。 平成22年1月に社会保険庁が廃止され日本年金機構が発足した。 平成24年8月に社会保障と税の一体改革の一環として年金機能強化法が成立し、それに伴い諸手続きの変更が予定され、現在も継続中である。	関係届出書(本庁のみ)	件	1149	免除申請書(本庁のみ)	件	1848	裁定請求書(本庁のみ)	件
405	地域福祉	社会福祉事務	・社会福祉総務諸経費(社会保険料、賃金、旅費、消耗品、負担金) 社会福祉総務事務に対応するパート会計年度任用職員1名の雇用に要する経費。要支援者台帳の作成・管理。 ・都市福祉行政の情報交換及び各市が抱えている福祉行政の課題や調整事項等についての意見調整	都市福祉事務所長会議・研修	回	2	協議事項	件	69		
406	地域福祉	民生委員事業	・民生委員児童委員数：笠間地区60名、友部地区59名、岩間地区32名。計151名 民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。 地域住民の「生活課題」に第一線で向き合い、福祉ニーズを包括的にとらえ、問題の所在を的確に把握するため、研修及び意見交換を重ねて委員個人の資質を向上を図っている。 民生委員協議会組織を個々の委員の活動をバックアップ、支援する場として機能強化を図る必要がある。 ・民生委員推薦事業【民生委員欠員発生時および一斉改選時に推薦会を開催し、民生委員児童委員を県知事に推薦する。】 推薦会委員 14名	地区民児協定例会・研修会	回	18	連合民児協研修会(主任児童委員含む)	回	4	定例会出席率	%
407	地域福祉	遺族会事業	遺族会は、戦没者等の遺族が会員となっており、恒久の平和を祈念する事業を行なうことで英霊の顕彰と戦没者遺族の相互扶助及び平和な郷土建設に貢献する。	市戦没者追悼式 年開催数	回	1	市戦没者追悼式参列者数	人	300		
408	地域福祉	保護司会事業	犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年育成に寄与する。 ・笠間地区保護司会は保護司31名が、犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年の育成にあたることを目的に、関係機関及び団体等との連携を強化し、研修会、社明運動の推進、冊子「やまなみ」の発行等の事業を行っている。 ・笠間市更生保護女性会は、犯罪者の更生保護及び青少年の不良化防止の活動を促進し、健全明朗な青少年の育成にあたることを目的に、矯正施設への慰問及び助成、社明運動の推進、子育て支援(子育てサロン)、募金活動等の事業を行なっている。 ・R2年事業計画 7月強調月間「社会を明るくする運動」の実施。保護司会を中心として関係団体との連携	社会を明るくする運動参加者数	人	114	駅・街頭啓発活動	回	2		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
409	地域福祉	災害見舞金・弔慰金支給事業	住民基本台帳に記録、または外国人登録原票に登録されている者で、被災時において被災住家を現に住居とするものに災害見舞金（当面の生活費支援）として50,000円を支給。 根拠法令 笠間市災害見舞金支給規則 災害の種類は、火災、風水害、震災のうち、 ①住家の全焼、全壊、流失 ②住家の半焼、半壊、一部流失③住家の床上浸水。	関係機関（消防・社協・日赤）との連携	人	3			0		
410	地域福祉	戦傷病者等援護事業	戦没者等の遺族に対し、国家補償の精神に基づき、特別給付金・特別弔慰金を支給する。また、戦傷病者特別援護法に関する更生医療・補装具に関する事務が、平成23年度より県から権限委譲された。			0			0		
411	地域福祉	日本赤十字社事業	日本赤十字社からの依頼により、5月を赤十字社員増強運動月間として、各区長・班長の協力により、一般家庭一戸500円以上をお願いしている。又、市内法人を対象に日赤茨城県支部と共同で特別社資募集を行っている。 火災等の被災者に対し、日常生活用品の支給を行う。笠間市赤十字奉仕団による啓発活動、災害ボランティア派遣活動への支援。	社資募集（一般・特別）の協力	件	18260	奉仕団活動のPR・充実	回	9		
412	地域福祉	民生委員事業（笠間地区）	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。 民生委員児童委員60名	地区民児協定例会・研修会	件	0	委員1人当たりの活動日数	日	11		
413	地域福祉	社会福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	社会福祉の総合的な相談及び各種受付事務・生活保護相談及び給付事務・遺族会関係事務・戦傷病者援護事務・弔慰金支給事業・日本赤十字社事務・災害見舞金・人権擁護委員協議会事務（各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	0			0		
414	地域福祉	民生委員事業（岩間地区）	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。	地区民児協定例会・研修会	回	22	委員一人あたりの活動日数	日	0		
415	地域福祉	社会福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	社会福祉の総合的な相談及び各種受付事務・遺族会関係事務・戦傷病者援護事務・特別弔慰金請求事務・日本赤十字社事務・人権擁護委員協議会事務・生活保護相談及び給付事務・生活困窮者自立相談支援事業・住宅確保給付事務・災害見舞金・弔慰金支給事業（各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	0			0		
416	地域福祉	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活困窮者自立相談支援事業等の実施。 ・必須事業 （1）自立相談支援事業：生活困窮者からの相談に対し、就労支援等について相談支援員や就労支援員等による情報提供、助言を行う。国庫負担金（3/4） （2）住居確保給付金支給：離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の給付金を支給。国庫負担（3/4） ・関連事業補足：任意事業【直営：生涯学習課】 （1）子どもの学習支援事業：生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童・生徒に対し、学習支援、悩みや進学に関する助言等を行い、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上のために必要な事業。国庫補助（1/2）	新規相談件数	件	0	支援者数	人	0	就労数	人
417	地域福祉	社会福祉協議会事業	社会福祉事業法に基づき設置された、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成等を講じることにより地域福祉の拠点として運営を委託及び補助する。	地域福祉センター開所日数	日	359	ボランティア活動組織数	組織	83	福祉センター利用者数	人

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
418	地域福祉	行旅死亡人等取扱事務	・行旅中に病気等で倒れ、入院治療を要する状態に陥ったが救護者のない者や、身元の引取者のない者を救護する。 ・行旅中に死亡し住所、居所、若しくは氏名が知れずかつ引取者のない死亡人の埋火葬等を執り行う。 行旅人にかかる医療費、死亡等取扱処理費用	行旅病人・死亡人取扱件数	件	5			0		
419	地域福祉	地域ケアシステム推進事業	在宅の高齢者や障がい者等の全ての要援護者に対して、最適、効率的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、対象者一人ひとりについて「在宅ケアチーム」を組織し、地域社会全体で取り組む総合的なケアシステムの構築を進め、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進する。	訪問件数	件	0	在宅ケアチーム数	件	621		
420	地域福祉	災害対策福祉備蓄品整備事業	要支援者の災害対策として、市内5か所の福祉避難所へ備蓄品を整備する。			0			0		
421	地域福祉	生活保護給付事業（扶助費以外）	生活保護とは、日本国憲法第25条に規程する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費を除く部分である（会計年度任用職員報酬・共済費・需用費・委託料・負担金補助及び交付金等）。	ケースワーカーによる訪問調査活動	件	2611			0		
422	地域福祉	生活保護適正化事業	本事業は、生活保護の適正な実施を図るため、新規申請に対しての各種調査、医療扶助の適正化、保護費支給事務等の業務効率化、関係職員の研修、就労可能な被保護者に対する就労自立支援等を行うものである。 [特定財源] ・生活困窮者関連国庫負担金(被保護者就労支援事業)：負担率3/4 ・生活困窮者関連国庫補助金(生活保護適正化事業等)：補助率1/2、3/4	扶養義務者・関係機関等に対する調査	件	2805	レセプト点検による医療扶助過誤調整額	円	-5E+06	就労支援事業による保護廃止や増収等	人
423	地域福祉	生活保護給付事業（扶助費）	生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費の部分である。 [特定財源] ・国庫支出金 生活保護費負担金：負担率3/4 ・県支出金 生活保護法73条(住所不定者)分負担金：負担率1/4	ケースワーカーによる訪問調査活動	件	2611			0		
424	地域福祉	地域自殺対策強化事業	全国の自殺者数は近年減少傾向にあるものの、毎年2万人を超える水準で推移するなど、今だ深刻な状況にある。このことから、平成28年に自殺対策基本法が改正され、翌年7月に国の新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されており、当面の目標として2026年までに自殺死亡者を30%減少させることとした。 笠間市においても、これまで啓発活動やゲートキーパー(養成)研修などの自殺対策に取り組んできたが、このような国の動きを受け、令和元年度中に「笠間市自殺対策計画」を策定し、2024年までの5年間で自殺者数を25%減少させることを目標とし、関係機関との連携のもと更なる取組を進めることとした。	笠間市(発見地)の自殺者	人	17	ゲートキーパー養成研修会 開催	回	2	重点啓発活動実施	回
425	地域福祉	ひきこもりサポート事業	市の施策展開の基礎資料とするため、市内全域においてひきこもり者の実態調査を実施する。さらにひきこもり状態にある者の早期発見、既存のひきこもり施策等の情報を広く提供することで、ひきこもり者本人や地域の働きかけを行う。発見されたひきこもり者に対して生活困窮者自立相談支援事業と連携し、本人の状態を踏まえた支援体制を整える。	調査の対象者数	人	0	調査票の回収率	%	0		
426	地域福祉	生活保護費時間外勤務手当(保護G)	保護G10名分の時間外勤務手当			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
427	障害者福祉	障害者自立支援給付事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス（補装具支給を含む）に係る適切な給付を行う。	サービス給付件数	件	17464			0		
428	障害者福祉	心身障害者扶養共済事業	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度。 歳入歳出同額の事業で市の負担額はない。 加入者からの掛金を県に負担金として納付し、県からの扶助費を年金として受給者に支給する。	加入者	人	24	受給者	人	22		
429	障害者福祉	特別障害者手当給付事業	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当として、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給する。 ・特別障害者手当/在宅の20歳以上の重度障がい者に手当を給付する。 ・障害児福祉手当/在宅の20歳未満の重度障がい児に手当を給付する。 ・経過福祉手当/旧法の手当の受給資格を有した者で、特別障害者手当の支給要件に該当せずかつ障害基礎年金を支給されないものに経過措置として手当を給付する。	特別障害者手当受給者数	人	0	障害児福祉手当受給者数	人	0	経過福祉手当受給者数	人
430	障害者福祉	難病患者見舞金支給事業	国の定めた特定疾患治療研究事業における認定基準に基づく難病患者に対し、見舞金を支給し支援する市単独事業。 市内に住所があり、医師が難病と診断した方又は保健所から特定難病特定医療費受給者証を交付されている方に月額3,000円を見舞金として給付する。	見舞金給付者数	人	377			0		
431	障害者福祉	障害者地域生活支援事業	障害者総合支援法第77条及び第78条に基づく、障害者地域生活支援に関する取組み。 障害者地域自立支援協議会を設置運営しながら、課題等の共有・解決に向けた協議し、よりよい地域の包括的な支援体制を整備していく。	地域生活支援サービス提供件数	件	0			0		
432	障害者福祉	障害者医療給付事業	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。医療を受けることにより、障がいの程度が軽減されるか、心身の機能が維持される場合に、その医療費を負担します。 【更生医療・育成医療】 障がいを除去・軽減する手術等の治療に係るものに対し医療費を支給する。 【療養介護】 常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等のうち、医療に係るものに対し医療費を支給する。	育成医療給付件数	件	0	更生医療給付件数	件	0	療養介護医療給付件数	件
433	障害者福祉	在宅心身障害児福祉手当支給事業	対象は20歳未満の重度障がい児で在宅生活をしている児童の介護にあたる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的に手当を支給する。 重度障害児を介護している保護者に対して月額3,000円を支給。 特別児童扶養手当2級相当（身体障害者手帳3級、療育手帳判定B等）は、月額1,500円とする。 （支払月：9月、3月の年2回）	重度障害児給付人数	人	44	中度障害児給付人数	人	53		
434	障害者福祉	障害者自立支援支給決定事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害者介護給付費等の支給決定を行うと同時に、サービスの提供に関連して、初期の相談から適切なサービス提供までの包括的な相談業務を行う。	審査件数	件	185			0		
435	障害者福祉	障害者見守りあんしんシステム事業	在宅の重度障害者等からの急病、災害その他緊急事態による通報に随時対応する体制整備事業で、24時間365日電話を受け付け適切なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターを配置する。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、利用者からの通報に対する、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対する相談業務（看護師を含む相談体制）を委託する。 利用者は、契約により設定された月額利用料に介護保険料の所得段階に応じた割合を乗じた額を負担する。	利用者数	人	4	緊急通報回数	回	2	救急搬送回数	回

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
436	障害者福祉	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	身体障害者手帳の交付を受けられない軽中度難聴児の補聴器の購入費用を助成し、難聴児のコミュニケーション支援と、子育て世代の負担の軽減を図る。 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入等に要する経費を助成するものである。全国的に実施する自治体が増加しており、茨城県でも平成27年10月1日より補助金交付要綱が施行されたのに伴い、当市でも実施することとした。	給付件数	件	1			0		
437	障害者福祉	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童で障がい者施策の対象とならない児童に対し、日常生活用具の費用の一部を支給することにより、経済的負担の軽減及び日常生活の便宜を図る。	小児慢性特定疾病児童への給付	人	0			0		
438	障害者福祉	障害者福祉事務	障害施策推進のもととなる、3障害関連法律に基づく、手帳等交付及び更生台帳の管理業務をはじめ、多職種他分野連携のもと、複雑・複合化する課題に対する相談業務を実施する。また、障害関連施策に関する課題等の調査研究を進める。	障害スポーツ大会等参加人数	人	45	3障害手帳所持者数（交付件数）	件	0		
439	障害者福祉	自立支援医療（更生医療）意見書作成費助成事業	更生医療制度の適正化に向けて利用促進を図るため、利用者負担の一部について助成を図る。	意見書助成件数	人	0			0		
440	障害者福祉	徘徊障害者見守り事業	徘徊のおそれがある障害者等を介護している家族に対し、位置情報端末機を貸与することにより、障害者等の保護を支援し、当該障害者等の安全を確保するとともに家族の負担軽減を図る。	制度利用者数	人	0			0		
441	障害者福祉	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定事業	第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）及び第1期障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）の計画期間が終了することから、次期計画を一体的に策定するものである。			0			0		
442	障害者福祉	子ども総合相談支援事業	福祉・保健・教育分野の連携のもと、0歳から18歳までの成長や発達への疑問や不安を抱える方、その保護者等を対象に、相談・育成の観点から総合的な支援を実施する。 また、地域の中核機関として、その役割と機能強化を図り、子どもの支援に関わる方への適切な助言や指導を行う。 子どもに関する総合的な相談支援として、窓口のワンストップ化を図るとともに、適切な支援につなぐため、ケース会議等を実施する。			0			0		
443	障害者福祉	子ども総合育成支援事業	福祉・保健・教育分野の連携のもと、0歳から18歳までの成長や発達への疑問や不安を抱える方、その保護者等を対象に、相談・育成の観点から総合的な支援を実施する。 また、地域の中核機関として、その役割と機能強化を図り、子どもの支援に関わる方への適切な助言や指導を行う。 子どもに対する育成支援として、質の高い児童発達支援を展開するとともに、保護者や支援者に対する適切な助言・指導等を行う。			0			0		
444	障害者福祉	重度障害者住宅リフォーム助成事業	在宅の重度障害者（児）に対して住宅設備の整備をするために要する費用の一部助成し活動の拡大又は介護者の負担軽減を図る。 工事費50万円を限度として4分の3を助成する。 23年度から県の障害者住宅リフォーム事業は廃止となる。 そのため、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」の対象に障害者住宅リフォーム補助が該当するため、それを利用した事業となる。 補助率は助成額の45%で、建設課で補助申請をする。 そのため歳入については建設課で受け入れをする。	利用者数	人	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
445	障害者福祉	重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業	重度障がい者への通院通所のためのタクシー券の交付を行う。年間（年度切り替え）1冊（48枚綴り）ただし、人工透析患者は3冊（144回枚）まで交付することができる。利用1回定額につき600円を補助する。市の単独事業。移動制約者等の通院通所のための支援を行うことにより、適正な治療等を行うことができるとともに、負担の軽減を図る。自動車税（軽自動車税）減免対象外の障がい者が交付対象となる。 資格要件 身体障害者手帳1、2級 療育手帳 ○A、A 精神障害者 1級 自動車税減免を受けている方は、該当しない。	通院通所の移動支援の利用件数	件	1130	交付冊数	冊	69	利用実人数	人
446	障害者福祉	（廃止）障害者自立支援システム管理事業	障害者福祉サービス受給者の状況を把握するために、認定・サービス利用決定・給付実績をシステムで管理する。	計画相談支援件数	件	0			0		
447	障害者福祉	福祉有償運送事業	道路運送法の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、市民の福祉の向上と公共の福祉の増進を図り、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、笠間市福祉有償運送運営協議会を設置・運営する。協議会を開催しその必要性や利便性を検討する。市の協議会の審議の結果を添付して、関東運輸局に関係書類とともに提出する。 現在市内で4事業所が関東運輸局で許可を得ている。 許可申請をするためには、福祉有償運送運営協議会の「許可書」が必要となる。	協議会開催	回	0			0		
448	障害者福祉	精神保健事業	在宅の精神障害者を対象にグループ活動を実施し、社会適応の相談や充実した生活を送るための支援をする。こころの相談の窓口となり、助言・指導をする。 精神保健に関する正しい知識の普及を図り、理解を深めるための講座を開催する。	デイサービス	回	23	面接相談	人	28	家庭訪問・電話相談	人
449	障害者福祉	障害者福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・身体障害者手帳交付事務 ・障害者自立支援事業 ・心身障害者扶養共済事業 ・特別障害者手当給付事業 ・難病患者見舞金給付事業 ・地域生活支援事業 ・障害者更正医療給付事業 ・在宅心身障害児福祉手当事業 ・重度障害者住宅リフォーム助成事業 （各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	0			0		
450	障害者福祉	障害者福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・身体障害者手帳交付事務 ・障害者自立支援事業 ・心身障害者扶養共済事業 ・特別障害者手当給付事業 ・難病患者見舞金給付事業 ・地域生活支援事業 ・障害者厚生医療給付事業 ・障害児親子通園事業 ・在宅心身障害児福祉手当事業 ・障害児通園施設運営事業 ・重度障害者住宅リフォーム助成事業 （各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	0			0		
451	地域福祉	社会福祉費時間外勤務手当（福祉G）	福祉G時間外手当（3名分）			0			0		
452	高齢者福祉	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事務	「老人福祉法」（第20条の8）の規定に基づき、高齢者福祉の向上を目的とし、令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する。	計画書	部	0	概要版	部	0		
453	高齢者福祉	いこいの家はなさか運営事業	市民の健康増進や地域の交流などによる地域福祉の向上に寄与する。	営業日数	日	312	利用者数(延)	人	60286		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
454	高齢者福祉	社会福祉費時間外勤務手当（高齢福祉G）	地域支援事業，高齢者見守り事業，権限移譲事務等，高齢者施策に係る時間外勤務手当			0			0		
455	高齢者福祉	高齢者保健福祉基金事業	高齢者保健福祉基金への積立			0			0		
456	高齢者福祉	高齢者クラブ事業	地域を基盤とする自主的な組織であり、永年培った知識と経験を活かして「健康」「友愛」「奉仕」の基本活動を軸として様々な活動を行っている高齢者クラブの運営と活動を支援する事業である。 高齢者団体の自主的な活動及び役割は、介護予防、相互の生活支援、社会参加、生きがい活動という観点から、健康寿命の延伸と地域づくりに今後ますます期待されているところであることから、その拠り所となる 高齢者クラブ及び高齢者スポーツ団体の運営に支援を図るものである。 茨城県老人クラブ連合会は、県内市長村老人クラブの連携や活動振興のための指導者の研修会、スポーツ大会を開催するなど提言や支援を行っており、高齢者の福祉の増進と地域社会の健全な発展に寄与している。	単位クラブ数	クラブ	101	会員数	人	4581	クラブ加入率	%
457	高齢者福祉	敬老事業	75歳以上の高齢者を対象に長寿を祝う事業である。 各地区ごとに区長・民生委員・ボランティア等の協力により実行委員会を組織し、敬老事業を実施する地区に対して交付金を支給する。 米寿（88歳）該当者に祝状・紙筒、100歳達成者に記念品、市内最高齢者に祝状・紙筒・記念品を贈呈する。	開催箇所	箇所	139	参加率	%	37.8		
458	高齢者福祉	シルバー人材センター事業	定年退職後の高齢者の多様なニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的とし、笠間市シルバー人材センターが実施する高年齢者労働能力活動事業に要する経費の一部について補助金を交付する。	受注件数	件	0	登録会員数	人	322	契約金額	千円
459	高齢者福祉	介護予防ケアマネジメント事業	総合事業の利用対象となった者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的とし、心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、総合事業による介護予防・生活支援サービスが適切に提供できるようケアプランの作成を行う。	ケアマネジメント（直営）	件	0	ケアマネジメント（委託）	件	0	ケアマネジメント（延）	件
460	高齢者福祉	介護予防プラン作成事業	高齢者ができる限り要介護状態にならないための介護予防サービスを確実かつ効率的に提供するため、介護予防の対象者に対して介護予防プラン作成等を行う事業。 指定介護予防事業所としての業務である、契約書作成・ケアプラン作成・国保連への請求・相談支援等をシステムにより行う。	ケアプラン作成件数（直営）	件	4208	ケアプラン作成件数（委託）	件	3350	ケアプラン作成件数（延）	件
461	高齢者福祉	高齢者福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	高齢者福祉に係る総合的な相談及び各種受付事務 ・介護予防生活支援事業 ・高齢者クラブ事業 ・敬老事業 ・高齢者見守りあんしんシステム事業 ・家族介護者への支援事業（各事業の詳細については高齢福祉課参照） ・救急医療キット設置事業	相談・申請受付件数	件	0			0		
462	高齢者福祉	高齢者福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	高齢者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・いきいきふれあい通所事業 ・高齢者クラブ事業 ・敬老事業 ・軽度生活援助事業 ・見守りあんしんシステム事業 ・家族介護者への支援事業（各事業の詳細については高齢福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
463	高齢者福祉	生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如している高齢者に対して、短期間の施設宿泊による一時的な日常生活の指導及び支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助することにより、これら高齢者の福祉の向上を図るとともに、要介護状態への進行を予防することを目的とした事業。	利用者数	人	0	契約施設数	ヶ所	0		
464	高齢者福祉	老人保護施設措置事業	65歳以上で、日常生活において身体的、精神的又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者を養護老人ホームに措置入所させる。 入所者19名(7施設)R1.11月現在	措置費支弁額	千円	46677	養護老人ホーム入所者	人	20		
465	高齢者福祉	在宅福祉サービス事業	高齢者や障がい者がいる家庭に対し、適切な家事及び介助等の援助を行い、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。	利用回数	回	2660	利用時間	時間	3486	利用会員数	人
466	高齢者福祉	認知症高齢者見守り事業	○高齢者等支援が必要な方が住みなれた地域で安心して暮らすために、地域に根ざした見守り体制（在宅ケアチーム）の構築を図る。 ○笠間市地域包括システムネットワーク事業実施要綱に基づき、高齢者等要介護者の異変を発見した際の市への連絡体制を整備（見守り協定の締結）し、認知症等での徘徊による行方不明者や身元不明者の早期発見・早期保護に寄与する徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を構築した。 ○平成31年度より、認知症等により行方不明になるおそれがある高齢者を介護する家族を支援する事業として「認知症高齢者等支援事業(GPS器機貸与事業)」を開始した。 地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23%	見守り協定締結事業所数	件	0	GPS利用者件数	件	0		
467	高齢者福祉	高齢者見守りあんしんシステム事業	高齢者等の方々が生み慣れた地域で安心・安全に暮らせるように、緊急時の備えとして通報装置を貸与し、自宅での急病やケガによる緊急通報のほか、相談や安否確認コールのサービスによりサポートする。 緊急時を含む家庭内事故に対応した事業とすることで、地域支援事業の要件に合致させた事業として、平成32年8月までの5年契約により（株）ALSOKに業務委託している。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対し対応する事業として平成27年9月から実施している。 地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23%	緊急通報回数	回	431	救急搬送	回	36	利用者数	人
468	高齢者福祉	介護認定審査事務	介護サービスの利用申請者に対し、審査判定を実施し介護度を決定する。	年度内介護認定件数	件	3146	要支援・要介護認定者数	人	3735		
469	高齢者福祉	高額介護サービス費貸付金事業	利用者負担額が著しく高額であるため、支払いが困難な者に対し、利用者負担額の一部を貸付けることにより、適切な介護の機会を確保し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする事業。	貸し付けた金額	円	0	貸し付けた者	人	0		
470	高齢者福祉	住宅改修支援事業（理由書作成）	介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上、その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、改修費支給の申請に係る理由書を作成した場合、市が委託料を支払う事業。	委託料の支払い件数	件	1	理由書作成件数	件	1		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
471	高齢者福祉	包括支援センター運営事業	地域包括支援センター業務の遂行のため、必要な主任介護支援専門員・介護支援専門員を確保し、質の向上を図る研修を受け、円滑な事業運営を実施する。 H27年度から包括支援センターの職員配置基準条例が施行されたことにより、適正な人員配置のため専門職を配置する。利用者や介護予防対象者にパンフレット等を配布し、適正なプラン作成や事業の推進を図る。 また、健全な運営のため、地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域にあった政策運営や評価を実施する。	ひとり暮らし高齢者へ訪問件数	回	0	在宅ケアチーム構築数(延)	件	0		
472	高齢者福祉	包括的支援事業費時間外勤務手当(包括支援)	地域包括支援センター職員の時間外手当を支給する。			0			0		
473	高齢者福祉	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行う。 地域包括ケアネットワークや介護健診ネットワークシステムを運用する。 在宅医療・介護連携推進センターの設置を検討し、医療介護関係者の連携調整や家族の相談支援を実施できるよう、専門職の適正な配置等を進めていく。	参加事業者	件	79	クラウドID発行数	人	314		
474	高齢者福祉	権利擁護事業	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとまらない様々な形での支援を可能とするため、権利擁護の観点からの対応が必要な者への相談支援を行う事業。 高齢者の虐待通報などに適切に対応できるよう、地域におけるネットワーク構築や連携体制強化を行う。 また、成年後見制度普及のための広報等、市民後見人制度などの検討を行う。	講演会回数	回	0	参加人数	人	0		
475	高齢者福祉	総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度の利用につなげる等の支援を行う。 相談支援実績 H28:2,249件 H29:2,363件 H30:1,880	相談日数	日	0	相談者数	人	1880		
476	高齢者福祉	ケアマネジメントリーダー活動等支援事業	地域のケアマネジャーの資質向上を図る観点から、地域包括支援センターの職員の他に居宅介護支援事業者や関係機関とも連携の上、事例検討会・制度や施策等に関する情報提供や研修を実施する事業。 円滑な支援のための情報共有と地域のケアマネジャーの資質の向上・育成を図るため、かさまケアマネ会において勉強会等を定期的に行う。 今後の介護保険の適正な活用のために、地域の専門職の育成及び確保が重要となってくる。専門職不足を解消するためにも、地域でお互いに支えあい相談しあえる組織づくりの推進を図る。	ケアマネ研修会	回	4	ケアマネ研修会参加者(延)	人	254	ケアマネ交流会(ケアカフェ)参加者(延)	人
477	高齢者福祉	地域ケア会議推進事業	笠間市地域包括ケアシステムネットワークの構築に必要な会議の経費を支出する。 代表者会議・各種ワーキング・毎月実施の地域包括ケア会議を実施することにより、地域の多職種間のネットワークによる地域ケア体制を推進する。 (平成25年度から多職種の参加による会議スタイルへ変更。) 地域包括ケア会議参加者 H27年度:939人 H28年度:968人 H29年度:1,041人	地域包括ケア会議	回	12	参加者数(延)	人	755		
478	高齢者福祉	日常生活支援サービス基盤整備事業	高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図る。(民間とも協働して支援体制を構築する。) 生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)を配置し、地域に不足する資源の開発、関係者間の情報共有、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングするなどのコーディネート業務を担い、地域づくりを推進する。	人材育成研修会	回	0	参加人数	人	0		
479	高齢者福祉	認知症地域支援推進事業	認知症の早期発見・早期対応のため、地域の関係機関と連携して支援を行う。また、認知症に関する正しい知識と理解に基づく、本人や家族への支援等を通して地域での総合的かつ継続的な支援体制を推進する。 認知症の人の家族に対する支援の推進として、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う「認知症カフェ」を開催する。 また、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問して初期の段階で支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」による支援を推進する。	初期集中支援チームでの訪問	回	8	認知症カフェ参加者数(延)	人	238	介入件数(実)	人

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
480	高齢者福祉	成年後見制度等利用支援事業	認知症など判断能力が低下し支援が必要な高齢者にとって、成年後見制度の利用が有効であるが、成年後見制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なことから適切な制度利用がされない場合がある。制度利用が必要あるにもかかわらず家族の支援が受けられない場合や家族がいない場合など、市が成年後見制度を活用して当該高齢者を支援する事業。成年後見制度申し立て費用の立替及び申請手続きを行う。また、生活困窮により成年後見人への報酬支払が困難な場合の成年後見利用支援などを行う。	制度周知回数	回	0	成年後見市長申立	件	1		
481	高齢者福祉	認知症サポーター等養成事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域の中で認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。認知症の方や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成するために、地域関係事業所等のキャラバンメイト（サポーター講師）の協力により養成講座を実施する。平成29年度中学校教育指導要領に認知症への理解等が組みこまれたため、教育委員会・学校と連携して養成講座を実施する。 認知症サポーター数 H28年度：2,418人 H29年度：3,303人 H30年度：3,867人	認知症サポーター養成講座	回	16	認知症サポーター数（延）	人	3867		
482	高齢者福祉	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職を講師として介護予防教室を開催したり、住民主体の地域の運動教室へ行き、相談や指導を行うなど、地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、リハビリ職の関与を促進する。リハビリ専門職が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、関係機関と連携し介護予防の取り組みを総合的に支援する。	施設支援	回	3	巡回相談	回	3	地域ケア会議参加人数（延）	人
483	高齢者福祉	地域クラウド運営事業	本システムを利用し行政が保有する情報を民間事業所等関係機関へ提供することにより、情報が安全かつ有効活用されることによる住民サービスの更なる向上を目的とした事業。また、登録されている独居・老々世帯の見守り情報も共有することにより地域の見守り支援を行っている。	事業所説明・運営協議	回	1	参加事業所	箇所	71		
484	高齢者福祉	訪問・通所サービス事業	要支援者及び事業対象者が、介護予防・生活支援サービスである「訪問型サービス」や「通所型サービス」を利用した場合、支払いを行う。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5% 第1号被保険者介護保険料23%	適正給付率	%	100	給付延べ件数（年間）	件	5435		
485	高齢者福祉	審査支払手数料事務（総合事業）	国保連合会に対し、介護予防・生活支援サービス費に係る支給に伴う審査支払事務手数料を支払う。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5% 第1号被保険者介護保険料23%	適正給付率	%	100	国保連合会審査件数（年間）	件	5435		
486	高齢者福祉	高額介護予防サービス費相当事業	介護予防・生活支援サービス利用者のひと月の自己負担合計額が本人、世帯の課税状況に応じた一定の上限額を超えた場合に超えた分を支給する。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5% 第1号被保険者介護保険料23%	適正給付率	%	96.5	高額介護予防サービス受給件数（年間）	件	55		
487	高齢者福祉	高額医療合算介護予防サービス費相当事業	医療費、介護予防・生活支援サービス費のそれぞれの自己負担限度額適用後、同じ世帯で両方を合算した負担額が高額になった場合に適用される。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5% 第1号被保険者介護保険料23%	適正給付率	%	100	高額医療合算介護予防サービス受給件数	件	1		
488	高齢者福祉	家族介護継続支援事業（介護用品の支給）	在宅で要介護3以上の高齢者を介護している家族等に対して、介護用品（排泄ケア用品、口腔ケア用品、清拭用品、消臭剤・防臭剤、介護用食器等）購入券（4,000円/月）を交付し、高齢者の身体の衛生・清潔の保持及び家族の経済的負担の軽減を図る。 地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23%	支給額	千円	25763	受給者数	人	840		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
489	高齢者福祉	介護保険特別会計繰出金事務	介護保険事業の費用負担割合に基づき、市の負担金を、一般会計から繰り出し、介護保険特別会計の財源とする。 市の負担割合 介護給付費：12.5% 介護予防事業費：12.5% 包括的支援事業・任意事業費：19.75% その他の人件費・事務費：100% 低所得者保険料軽減：25%（国負担50%・件負担：25%を合わせて繰出す）			0			0		
490	高齢者福祉	地域医療介護総合確保基金事業	笠間市地域医療総合確保基金事業補助金交付要綱の規定により、本市の計画に定める介護施設等の整備に関する事業に対し補助金を交付する。 ・施設整備 ・施設開設準備経費	公募による事業者の選定	件	2	事業所の整備	件	0		
491	高齢者福祉	介護保険運営事業	介護保険特別会計の業務を遂行するための人件費・事務費等 地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の指定及び指導監査を実施する。 県の権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定及び指導監査を実施する。			0			0		
492	高齢者福祉	総務管理費時間外勤務手当（介護G）	保険料賦課徴収、介護認定、事業所指定事務等介護保険に係る時間外勤務手当			0			0		
493	高齢者福祉	賦課・徴収事務	65歳以上の市民に対し介護保険料の賦課・徴収を実施する。未納者については督促・催告書を発送し滞納整理を実施する。	賦課人数	人	26317	現年度分保険料収納率	%	98.7	滞納繰越分保険料収納率	%
494	高齢者福祉	認定調査事務	介護サービスの利用申請者に対し、介護認定調査を実施し、認定調査会に掛ける資料を作成する。国が勧めている介護給付適正化事業（介護認定の適正化）により、介護認定調査における保険者の直接調査が求められているため、認定調査員を確保する。	介護認定調査件数	件	3271	要支援・要介護認定者数	人	3735		
495	高齢者福祉	趣旨普及事業（介護保険）	介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険制度を市民に周知する事業。 ・新規の要介護認定者及び資格取得者に対する説明用パンフレットの作成 ・65歳到達者に対するハンドブックの作成	パンフレット配布数	部	2100	出前講座実施回数	回	1	要介護認定率	%
496	高齢者福祉	介護保険事業計画策定事業	介護保険法第117条により、3年を1期として介護保険事業計画を策定し、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。 なお、高齢者福祉計画と密接な関連性を持つことから一体的に定める。 予算は、一般会計 高齢者福祉計画策定事業と折半する。	策定委員会開催数	回	0	地域密着型サービス事業所の整備	か所	0	介護老人福祉施設	か所
497	高齢者福祉	居宅介護サービス給付事業	要介護者が、居宅サービスである「訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護」サービスを受けたときに介護給付をおこなう。	適正給付率	%	100	居宅介護サービス受給者数	人	1588		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
498	高齢者福祉	特例居宅介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、指定居宅介護サービスを受けたとき等、居宅介護サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用（基準額）の9割相当額を基準に市が定める額を償還払いで支給する。			0			0		
499	高齢者福祉	地域密着型介護サービス給付事業	介護サービス利用者に対し、介護サービス給付費の支給を行う。	適正給付率	%	100	地域密着型介護サービス受給者数	人	487		
500	高齢者福祉	特例地域密着型介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、地域密着型介護サービスを受けたとき等、地域密着型サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用（基準額）の9割相当額を基準に市が定める額を償還払いで支給する。			0			0		
501	高齢者福祉	施設介護サービス給付事業	要介護者が、施設サービスである「介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）」より介護サービスを受けたときに介護給付（9割分）をおこなう。	適正給付率	%	100	施設介護サービス受給者数	人	747		
502	高齢者福祉	特例施設介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、指定施設サービス等を受けたとき等、施設介護サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用（基準額）の9割相当額を基準に市が定める額を償還払いで支給する。			0			0		
503	高齢者福祉	居宅介護福祉用具購入事業	要介護者が、特定福祉用具（入浴、排せつ等の用に供する福祉用具）を購入した場合に介護給付を行う。一人あたり年10万円を上限に負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	福祉用具購入費受給件数	件	197		
504	高齢者福祉	居宅介護住宅改修事業	要介護者が、手すりの取り付け等の定められた種類の住宅改修をおこなった場合に介護給付をおこなう。上限20万円で負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	住宅改修費受給件数	件	98		
505	高齢者福祉	居宅介護サービス計画給付事業	要介護者が、居宅介護支援（居宅サービス計画の策定、事業者との利用調整等）を受けたときに介護給付（10割）を行う。	適正給付率	%	100	居宅介護サービス計画受給件数	件	1484		
506	高齢者福祉	特例居宅介護サービス計画給付事業	指定居宅介護支援事業者以外の基準該当事業所による居宅介護支援を受けたとき等、居宅介護サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用（基準額）の全額を基準に市が定める額を償還払いで支給する。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
507	高齢者福祉	介護予防サービス給付事業	要支援者が、居宅介護予防サービスである「介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入所者生活介護」のサービスを受けたときに予防給付をおこなう。	適正給付率	%	100	介護予防サービス受給者数	人	363		
508	高齢者福祉	特例介護予防サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、介護予防サービスを受けたとき等、介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用（基準額）の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。			0			0		
509	高齢者福祉	地域密着型介護予防サービス給付事業	要支援者が、地域密着型介護予防サービスである「介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの介護予防サービスを受けたときに予防給付（9割分）をおこなう。	適正給付率	%	100	地域密着型介護予防サービス受給者数	人	11		
510	高齢者福祉	特例地域密着型介護予防サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、地域密着型介護予防サービスを受けたとき等、地域密着型介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用（基準額）の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。			0			0		
511	高齢者福祉	介護予防福祉用具購入事業	要支援者が、特定介護予防福祉用具（入浴、排せつ等の用に供する福祉用具）を購入した場合に予防給付をおこなう。一人あたり年10万円を上限に負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	介護予防福祉用具購入費受給件数	件	43		
512	高齢者福祉	介護予防住宅改修事業	要支援者が、手すりの取り付け等の定められた種類の住宅改修をおこなった場合に予防給付をおこなう。上限20万円で負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	介護予防住宅改修費受給件数	件	60		
513	高齢者福祉	介護予防サービス計画給付事業	要支援者が居宅介護予防支援（介護予防サービス計画の策定、事業者との利用調整等）を受けたときに予防給付（10割）をおこなう。	適正給付率	%	100	居宅介護予防支援受給件数	件	345		
514	高齢者福祉	特例介護予防サービス計画給付事業	指定介護予防支援事業者以外の基準該当事業所による介護予防支援を受けたとき等、介護予防サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用（基準額）の全額を基準に市が定める額を償還払で支給する。			0			0		
515	高齢者福祉	審査支払手数料事務（介護保険）	国保連合会に対し、介護サービス提供に係る給付費の支給に伴う、審査支払事務の手数料を支払う事務。	適正給付率	%	100	国保連審査件数（年間）	件	79540		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
516	高齢者福祉	高額介護サービス事業	介護サービス利用者は、保険給付の1～3割を負担しているが、その1～3割負担の合計額が本人・世帯の課税状況に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分を申請により支給する事業。	適正給付率	%	100	高額介護サービス受給件数(年間)	件	11003		
517	高齢者福祉	高額介護予防サービス事業	介護予防サービス利用者に対し、介護予防サービス給付費の支給を行う。	適正給付率	%	100	高額予防サービス受給件数(年間)	件	67		
518	高齢者福祉	特定入所者介護サービス事業	要介護者が、介護福祉施設、介護保健施設、介護療養施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの介護サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方(利用者負担第1段階から第3段階までの者)にとって過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため介護給付をおこなう。	適正給付率	%	100	負担限度額認定者数	人	682		
519	高齢者福祉	特例特定入所者介護サービス事業	介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護サービスを受けたとき等、特定入所者介護サービス費の支給要件を満たさなくても、市が必要と認める場合に、負担限度額を超える額を償還払で支給する。			0			0		
520	高齢者福祉	特定入所者介護予防サービス事業	要支援者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの予防サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方(利用者負担第1段階から第3段階までの者)にとって過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため予防給付を行う。	適正給付率	%	100	負担限度額認定者数	人	9		
521	高齢者福祉	特例特定入所者介護予防サービス事業	介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護予防サービスを受けたとき等、特定入所者介護予防サービス費の支給要件を満たさなくても、市が必要と認める場合に、負担限度額を超える額を償還払で支給する。			0			0		
522	高齢者福祉	財政安定化基金拠出金事務	通常の努力を行ってもなお生じる保険料収納状況の悪化により、介護保険財政に不足が生じる場合や給付の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう県より財政安定化基金の資金の借り受けに対して拠出する。	積立額	円	0	借入れ額	円	0		
523	高齢者福祉	介護費用適正化推進事業	不正請求の抑止及び適正な介護保険サービスの提供を図るために以下の事業を実施する。 ・介護保険サービス利用者へ、介護費用の通知をすることにより、実際に利用したサービスの種類や回数・費用額などの確認を促す。 ・介護給付費の請求に誤りがないか点検する。 ・調査結果の確認により、認定調査員の技術的水準の確保及び調査の平準化を図る。 ・ケアプランの内容点検を実施することにより、個々の利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合しない過度なサービス提供を改善する。 ・住宅改修や福祉用具購入の必要性について確認を行う。	給付費通知発送件数	件	11990	給付点検数	件	4791	過誤申立件数	件
524	高齢者福祉	第1号被保険者保険料還付金事務	過年度分の保険料を社会保険庁、過誤納付者、相続人へ還付する。	還付件数	人	126	還付金額	円	1036920		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
525	高齢者福祉	償還金事務（介護保険）	前年度分の介護給付費、地域支援事業費の国・県・支払基金の負担金及び交付金の精算による償還。			0			0		
526	高齢者福祉	第1号被保険者保険料還付加算金事業	過年度分の保険料を社会保険庁、過誤納付者、相続人へ還付する時の加算金を還付。	加算件数	件	1	加算額	円	1500		
527	高齢者福祉	延滞金事務	介護給付費の支払が遅延した場合、延滞金を支払う。			0			0		
528	高齢者福祉	一般会計繰出金事務（介護保険）	前年度分の介護給付費、人件費及び事務費を精算し一般会計へ繰出す。			0			0		
529	高齢者福祉	予備費管理事務（介護保険）	介護保険特別会計における不測の支出に備える。			0			0		
530	高齢者福祉	災害臨時特例補助事業費	東日本大震災により被災した被保険者のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域内に住所を有する被保険者等（一時的な避難の為に笠間市に転入した者を含む）に対し、利用者負担額の全額を補助する。	保険料の補助	人	5	保険料の減免	人	5		
531	高齢者福祉	サービス事業者振興事業	介護サービスを提供する事業者と保険者である笠間市が互いに情報交換を行い、連携を密にすることによって、利用者によりよいサービスが提供できるようにし、ひいては介護保険の円滑な推進に資する。	会議開催回数	回	1	会議開催回数	回	1		
532	高齢者福祉	高額医療合算介護サービス事業	医療費、介護費それぞれの自己負担限度額を適用した後、同じ世帯で両方を合算した自己負担が高額になる場合に適用される。	適正給付率	%	100	合算介護サービス受給件数（年間）	件	196		
533	高齢者福祉	高額医療合算介護予防サービス事業	医療費、介護予防費それぞれの自己負担限度額を適用した後、同じ世帯で両方を合算した自己負担が高額になる場合に適用される。	適正給付率	%	100	合算予防サービス受給件数（年間）	件	8		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
534	高齢者福祉	介護サービス事業所指定・指導事業	広域的な事業を展開する法人などで不正が発覚し、平成18年4月に介護保険法が改正され、市町村への権限強化と、指定に関して欠格事由や取消要件を追加し、新たに更新制を導入した。また、認知・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域密着型サービスが創設され市が指定権者となった。国から県・市町村へ指導監督体制に対する、連携の徹底を図ることの旨の通知が出され、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図っている。平成28年度以降、権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定・指導業務を実施している。	事業所指定数	所	35	事業所指導・監査数	所	41	指定を取り消した事業所数	所
535	高齢者福祉	障害者控除等対象者認定事務	所得税法施行令・地方税法施行令の規定により、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が、障害者控除の対象とすることができる。当該認定にあたっては、介護認定に用いた主事医意見書の情報により認定することになる。	障害者控除等申請者数	人	102	障害者控除等認定者数	人	102		
536	高齢者福祉	老人福祉法施設指導事務	茨城県より老人福祉法に基づく事務の権限移譲を受け、介護保険事業の老人居宅生活支援事業及び老人デイサービスセンター等に関する届け出の受理、市内にある特別養護老人ホーム等への立入検査、有料老人ホーム管理運営の指導及び立入検査を実施。	検査	箇所	3	特別養護老人ホーム	箇所	3	サービス付き有料老人ホーム	
537	高齢者福祉	介護サービス事業特別会計繰出金事務	包括支援センター職員の人件費を一般会計から繰出し介護サービス事業特別会計の財源とする。			0			0		
538	高齢者福祉	介護予防サービス計画事業	支援の必要な方が安心して地域での生活が継続できるように、地域包括支援センターの介護支援専門員が対象者の状況に応じケアプランの作成等を実施する。 地域包括支援センターでは介護保険認定者のうち要支援1、要支援2の方に対し、状況を把握し課題を分析することにより、ケアプランを作成し適切なサービスにつなげるとともに、事業所への連絡や担当者会議等により、課題の共有及び支援の方向性を検討し、評価を実施する。 また、利用者の利便性や効率的なサービス提供のため、介護予防ケアマネジメントに係るケアプランの作成を指定居宅介護支援事業所に委託をして実施している。	ケアプラン作成数（直営）	件	1898	ケアプラン作成数（委託）	件	2125	ケアプラン作成件数（年間）	人
539	高齢者福祉	介護サービス事業人件費	介護保険事業所としての包括支援センターの運営人件費。 主任介護支援専門員1人、会計年度任用職員3人分の人件費を支出する。			0			0		
540	高齢者福祉	予備費管理事務（介護サービス）	介護予防サービス計画事業の委託料等、歳出超過に備える。			0			0		
541	高齢者福祉	一般会計繰出金事務（介護サービス）	介護サービス事業特別会計の前年度余剰金を一般会計に支出する。			0			0		
542	高齢者福祉	介護予防普及啓発事業（運動教室費）	運動教室や認知症予防教室を実施することにより、運動及び認知機能の維持・向上を図り、閉じこもりや要介護状態となることを予防する。健康を維持することによる介護保険の利用の減少を目指す事業である。	スクエアステップ教室参加者数（延）	人	217	男性向け介護予防教室参加者数（延）	人	224		人

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
543	高齢者福祉	介護予防普及啓発事業 (講演会費)	介護予防等に資する基本的な知識を普及啓発するため、有識者による講演会の開催や、パンフレット等の作成・配布をする。 また、認知症に対する予防と理解を深め、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する。	講演会実施	回	1	講演会参加者数	人	460	協働事業参加者数	人
544	高齢者福祉	地域介護予防活動支援事業 (地域リーダー育成事業)	介護予防に関するボランティアや、自ら地域でリーダーとして活躍できる市民の育成をし、地域活動組織の育成及び支援をする。 また、介護予防効果の期待できる「スクエアステップ」を地域で普及させるためのリーダー養成及びフォローアップ研修を実施することで、健康都市として身近な地区での介護予防の地域活動組織作りを推進する。 また、シルバーリハビリ体操指導士会についても、計画的に指導士の育成及びフォローアップ研修等を実施し、運動教室の運営のみならず地域のリーダーとして見守り支援等を含めた地域活動を推進する。	シルリハ指導士及びスクステリリーダー育成数	人	25	シルバーリハビリ参加者数 (延)	人	24989	スクエアステップ参加者数 (延)	人
545	高齢者福祉	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報を活用し、サービス利用や見守り体制が整っていない閉じこもり等の方を把握し訪問による支援をすることで、サービス利用の勧奨や見守り体制の整備、介護予防活動へつなげる。	介護予防のための健康講話	回	88	参加人数	人	1358		
546	高齢者福祉	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、評価結果に基づき事業全体の改善を図る。	サロン参加者数 (延)	人	1592	住民主体の運動教室参加者数 (延)	人	47185		
547	高齢者福祉	介護保険にかかる申請受付事務 (笠間支所)	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。 (各事業の詳細については高齢福祉課参照)	相談・申請受付件数	件	0	介護保険料滞納整理件数	件	0		
548	高齢者福祉	介護保険にかかる申請受付事務 (岩間支所)	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。 (各事業の詳細については高齢福祉課参照)	相談・申請受付件数	件	0	介護保険料滞納整理件数	件	0		
549	企業誘致	安居工業地域整備推進事業	本地区は市の南東部に位置し、市の都市計画マスタープランにおいて、恵まれた交通利便性を背景に多様な産業の立地集積を目指す地区として位置付けており、適正かつ合理的な土地利用と周辺環境と調和した街並みを形成するため「安居・押辺地区地区計画」を定めている。 平成25年度に策定した「安居工業地域整備基本構想」に基づき、道路等の基盤施設の計画的な整備を行い、良好な市街地環境を創出する。	新規進出事業者	社	0	地域内企業の地元雇用者数	人	0		
550	企業誘致	笠間市工業用水道事業	工場の地方進出等、その需要が高まる中、(財)茨城県開発公社を事業主体として岩間工業団地が造成され、工業用水道として平成6年7月1日より、工業用水給水をしている。平成18年笠間市工業用水道事業と名称変更し、給水件数は、4件で契約水量は1,150m ³ /日。	委託発注	件	1	修繕発注	件	4	工事発注	件
551	企業誘致	企業立地促進事業	「重点」 ・事業内容：地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図るため、企業誘致にかかる支援制度を創設し、企業立地を促進する。 ・特定財源：企業立地促進基金繰入金	支援制度活用件数	件	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
552	企業誘致	企業誘致推進事業	「重点」 ・事業内容：少子高齢化や人口減少及び流出が進む中、企業立地を促し地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図ることは急務であることから、優れた交通ネットワークの充実や首都圏に近い地理的条件等の優位性を生かし、新たな産業拠点の形成に向けた企業誘致を推進する。 ・特定財源：無	市外企業等へのPR数	社	0	市外企業訪問数	回	42	企業引き合い数	社
553	企業誘致	企業立地促進基金事業	・事業内容：企業立地を促進し地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図るために創設した企業誘致にかかる補助金の財源に充当するため、基金を創設し適切な管理・運用に努める。	基金の運用回数	回	0	基金の積立回数	回	0		
554	企業誘致	(一財)笠間市開発公社運営事業	「重点」 ・事業内容：市内の土地資源の総合的開発利用を促進し、諸産業の振興発展に努めて、市民生活の向上に寄与するため、工業・住宅・公共用地等の造成・分譲を実施する。	東工業団地引き合い数	社	1	成約件数	件	0		
555	企業誘致	既存企業支援事業	「重点」 ・事業内容：市内で活動する既存企業からの事業所拡張や市内移転等の相談を関係各部局と調整しワンストップサービスでの対応を図る。 また、既存企業との交流を深めるため「がんばる企業応援連絡会」を組織し、行政と企業及び企業間の連携を図る。	市内企業訪問数	回	52	市内企業PR支援件数	件	0	市内企業情報提供件数	件
556	雇用・労働環境	自衛隊事務	法定受託事務として処理することとされている自衛官の募集事務を行い、自衛隊と一般市民との相互理解を深めるとともに、自衛隊の健全な育成発展に寄与する。○自衛官募集PR ○市自衛隊父兄会総会および研修の開催 ○募集事務担当者会議出席	広報回数	回	5	入隊者数	人	5		
557	雇用・労働環境	自衛官募集事務（笠間支所）	自衛官の募集が、自衛隊の人的基盤を支え組織の精強性を維持する上で極めて重要であることから、募集に関する広報宣伝事務の推進を図る。			0			0		
558	雇用・労働環境	自衛官募集事務（岩間支所）	自衛官の募集が自衛隊の人的基盤を支え、組織の精強性を維持する上で極めて重要であるため、募集に関する広報宣伝事務を推進している。	視察研修	回	0			0		
559	雇用・労働環境	雇用対策事業	市内事業者への就職を促進するための面接会を開催する。また市内民間事業所での就業促進をはかるため、事業者と学生のマッチングを促進するためのインターンシップ促進事業を実施する。 建設業界で活躍できる人材育成を支援するため、笠間地区建設高等職業訓練校協会に対して助成する。 平成31年度 重点・拡充事業 就職希望の学生に向け、前段階での市内事業者情報の提供や事業者PRの機会提供のため、高校生や大学生等に向けた説明会、研究会を開催する。	事業調整会議の開催	回	7	職業訓練校協会補助件数	回	1	就職企画開催数	回
560	観光	石の百年館管理事業	笠間の重要な地場産業である稲田石の振興、観光交流の促進及び地域活性化を図るためJR稲田駅隣接地に「観光交流センター 石の百年館」として、H26年3月に開館した。 館の運営管理費や企画展などを開催し地場産業PRの場として活用する。	催事参加者数	人	87			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
561	観光	観光周遊バス運行協議会事業	協議会加盟団体と連携し、市内観光の周遊促進を図る。 ○1回乗車につき 100円 ○1日フリー乗車券 300円 笠間市内観光周遊バス運行協議会 構成団体：笠間市・日動美術館・笠間稲荷神社・茨城県陶芸美術館・笠間工芸の丘・笠間観光協会・笠間ショッピングセンター	運行日	日	313	運行数	便	8	利用者数	人
562	観光	観光戦略推進事業	戦略的な観光政策を推進するため、観光振興基本計画の進行管理を中心に、観光関係事業者の連携強化を図る。 第2次計画の指標となる各種調査、関係会議を開催するもの。 ○関係事業者連携会議や講演会の開催 ○携帯電話の位置情報を活用した観光動態調査の実施 ○教育旅行及び民泊の推進	観光情報HPアクセス数	件	106505			0		
563	観光	観光動態調査事業	茨城県からの委託により、笠間市内の観光拠点において、観光客入込数や観光客の動向を分析するための資料として、年齢・人数・出発地などを調査する。 ○調査地点 ・笠間稲荷神社 ・あたご天狗の森 ・笠間工芸の丘 ・笠間日動美術館 ・茨城県陶芸美術館 ○調査員の手配及び調査資料による分析	入込観光客数	人	0			0		
564	観光	観光協会強化促進事業	観光事業の振興と健全な発展を図り、笠間市に観光客を誘致し地域経済の発展に資するため、観光協会の育成強化を推進する。	事業収益	円	1.2E+07	協会員数	人	360		
565	観光	笠間の家活用事業	指定管理者制度により、地域活性化を図るための拠点として、都市住民と市民及び市内作家の交流が行える施設として活用する。 R2年度計画 ・指定管理者による施設管理運営	開館日数	日	308	企画展開催数	回	83	入場者数	人
566	観光	観光施設管理事業	各観光施設の維持管理を行う。	維持管理費用	円	1.1E+07			0		
567	観光	誘導看板整備事業（愛宕山）	社会資本整備総合交付金事業を活用し、岩間駅周辺から愛宕山方面への誘導看板を設置し、観光人口の増加と賑わいを創出する。 社会資本整備総合交付金事業（岩間駅周辺地区）H27～R1	整備等箇所数	箇所	0			0		
568	観光	工芸の丘管理事業	指定管理者制度を活用し、地場産業の振興、体験型施設、観光情報発信機能として整備された施設の魅力を更に高める。	植栽管理面積	m ²	58306	工芸の丘販売額	円	2.8E+08	利用者数	人
569	観光	駐車場管理事業	自家用車等で訪問する市民及び観光客のために駐車場の維持管理を行う。 ・荒町駐車場 100台 ・稲荷駐車場 250台（大型可） R2年度計画 ・駐車場内トイレなどの修繕 ・年末年始料金徴収員業務委託 ・駐車場草刈業務委託	維持管理費用	円	5422233	年末年始荒町駐車場駐車台数	台	3242	年末年始荒町駐車場駐車料金	円

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
570	観光	菊栽培所管理事業	市営菊栽培所の運営及び管理に関する業務を行い、菊まつりに展示する各種の菊を計画的に栽培し、菊栽培技術の広がりを図るために、市民の希望者を募り菊栽培講習会を定期的に行う。 R2事業計画 ・菊栽培所管理業務 ・賃金の支払い ・市民菊花展及び講習会の開催 ・栽培所管理運営に係る事務処理 ・作業員の業務委託依頼	菊栽培数	鉢	2000	菊栽培講習会	回	1	市民菊花展参加者数	人
571	観光	かさまコンシェルジュ事業	市内外での観光キャンペーンへの参加や、観光案内業務、観光啓発活動を行うことで、PRの推進・観光客受け入れ環境の整備・市民役の観光まちづくりを図る。 ○業務委託の締結・委託料の支出・運営（観光PR・観光案内所・観光啓発活動）	派遣日数（観光案内所運営を除く）	日	0	キャンペーン回数	回	0	利用客数（観光案内所）	人
572	観光	フィルムコミッション事業	笠間市の豊かな自然、歴史的建造物、公共施設等を市ホームページや茨城県フィルムコミッション推進室との連携を図りながら紹介し、魅力を発信することにより、テレビ・映画等での使用を推進し、笠間市のPRを図っていく。 ○テレビ・映画等のロケハン同行 ホームページでのロケ地の紹介 ○茨城県フィルムコミッション推進室との連携	ロケ同行日数	日	52	F C 関係経済効果	円	1556233		
573	観光	観光PR戦略事業	笠間の知名度アップと新規観光客の拡大を目的に、観光協会及び観光関連団体と連携のもと、観光事業を展開する。また、通年型チラシや観光パンフレットを作成し、県内外にPR活動をし、誘客に努める。 ○通年行われるイベント、特に春のつつじまつり、秋の菊まつりにおいて旅行会社、新聞社、放送局等を訪問し、PRすることにより観光客の誘客を図っていく。 ○笠間観光協会に一部の業務を委託 ○非常に好評であった情報誌「笠間ジマン」の最新号を20,000部を発行し、周辺自治体から誘客を図る。	入込観光客数	人	0			0		
574	観光	筑波山地域ジオパーク推進事業	本市を含む筑波山周辺地域について、本地域の地質、自然環境、歴史文化等に関する教育及び学習の振興、並びに観光産業等における付加価値化を図り、経済を含めた地域の活性化を図るため、本市の外5市（つくば市、土浦市、石岡市、桜川市、かすみがうら市）等で連携するジオパークを推進する。また、令和2年度は、再認定の年度になるため、さらなる連携強化を図り、ジオパークの継続を推進する。	ジオパーク啓発活動	件	22	ジオ関連施設訪問者（石の百年館来訪者数）	人	4992		
575	観光	広域観光推進事業	周辺自治体や関係機関・団体と連携し、広域的なPR活動や広域観光ルートづくりを推進し、周辺観光資源と笠間市内の優れた観光資源を紹介、宣伝し、観光客の誘致拡大を図る。 【参加団体】 笠間・吾国愛宕県立自然公園協議会、かさましこ観光協議会、水戸・笠間・大洗観光協議会、漫遊いばらき観光キャンペーン協議会、いばらき県央地域観光協議会、茨城空港周辺地域資源活用推進連絡会、恋人の聖地プロジェクト、茨城県公園間交流連携促進協議会	入込観光客数	人	0			0		
576	観光	(廃止) つつじまつり事業	笠間の春を代表するイベントであり、市民または観光客に心の安らぎと癒しを与えるまつりとして実施されている。期間中は多様なイベント（野点、琴、稲荷ばやし等）を実施し、多くの観光客の誘客を図っていく。また、陶炎祭との会場間でシャトルバスを運行させ、イベントの連携を図っている。 【入園料】 ・大人（高校生以上） 500円 ※中学生及び障がい者手帳お持ちの方 無料 ・団体割引（20名以上） 100円引 《H31年度計画》 ・指定管理者による自主事業として開催。廃止。	入込客数	人	30754	入園料	円	5806200	開催日数	日
577	観光	笠間のまつり事業	市民自らの手で創りあげ、誰でも参加できる市民参加型の祭りとして、光のオブジェ（ねぶた&神輿）のパレードを開催することにより、郷土愛と連帯感を高め、街づくりに発展している。 ○笠間のまつり実行委員会との協議及び企画 ○各部会毎の実行委員と業務連携し、笠間のまつりの活性化を推進	参加者数（パレードのみ）	人	1071	入込客数	人	48000	参加団体数（パレードのみ）	団体

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
578	観光	菊まつり事業	平成19年に100回を迎えた菊まつりを市民参加型の永続的な催しに発展させることを目的に関係団体や協賛企業の事業と連携して、菊花を取り上げたイベント等を充実させながら、より一層市民全体を上げての菊まつりとして開催する。 産官学連携による菊装飾を行うことにより活性化を図り、また、台湾との菊による交流も深め誘客を推進する。協議会によるテレビ・新聞社・旅行会社等へのキャンペーンを行い、観光客の誘致に努める。 ○笠間の菊まつり連絡協議会での企画及び観光客の誘致協議 ○市内の菊装飾及び管理（10月中旬～11月下旬） ○まつり関連業務委託の締結	開催期間	日	37	入込客数	人	908000		
579	観光	外国人旅行者受入事業	外国人旅行者の受入態勢を整え快適に滞在できる観光地を目指し、観光客の増加を図るため、多言語によるパンフレット等を作成し、市内観光施設の受け入れを図る。 また、開設された台湾事務所と連携をとり、誘客の推進を行う。	会議数	回	3	観光案内所外国人利用者数	人	151		
580	地場産品	地域経済応援ポイント事業（市民活動課）	マイナンバーカードの普及に伴う施策として開始された事業であり、クレジットカードやマイル等で貯まったポイントを自治体ポイント（1pt=1円）に返還することで、オンラインショッピングである「めいぶつチョイス」に使用する。	取扱件数	件	0			0		
581	地場産品	地場産業支援事業（稲田みかげ石振興）	地場産業である稲田みかげ石の振興を図るため、PR活動や石材関連産地が合同で実施する展示販売の催しである、いばらきストーンフェスティバルへの補助を実施しPRに繋げる。	調整会議開催数	回	3			0		
582	地場産品	地場産業支援事業（笠間陶芸修行工房）	茨城県立笠間陶芸大学の卒業生を対象に、陶芸家として創業するまでの準備期間に利用できる作業場及び作陶設備を貸し出すことで、技術習熟の機会を与え、市内への定住・創業を促すことを目的とした事業。 ・若手育成プラン 月額25,000円で作業場を貸し出す。年間12回分の窯使用料が無料。 ・フリー貸出プラン 陶芸用窯とギャラリーを貸し出す。	広報	回	4	工房利用登録者数	人	0		
583	地場産品	日本遺産推進事業	【重点・新規】 日本遺産は、既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的としています。 「日本遺産」に認定されると、認定された当該地域の認知度が高まるとともに、今後、日本遺産を通じた様々な取組を行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなります。文化庁では2020年までに100件程度認定予定とし、令和元年度までに、83件が認定済みとなっています。 焼き物や観光などの面から結びつきが強い益子町と連携し、令和2年1月の申請及び5月の認定に向けて取り組んでいます。			0			0		
584	地場産品	JAPANブランド推進事業	笠間焼が持つ優れた技術や製品等の魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力を確立し、海外市場に向けた商品開発や、海外展示会出展、商談会実施などを通じ、海外市場獲得を目指す。 また、平成30年度から実施しているイギリス販路開拓をきっかけとした交流なども活用し進めていく。	海外展示会		0	商談会		0		
585	農林業	使用済農業用プラスチック適正処理対策事業	使用済農業用プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理することが義務付けられており、処理にかかる農家負担の軽減を図り使用済農業用プラスチックの円滑な回収を推進し、施設園芸の経営安定と農村環境の保全を図る。 農業用の使用済ビニール、ポリエチレンの処理業務を農家から委任され、処理業者が回収し処理料・運搬料を負担金として支払う。	回数	日	6	処理量	t	12	利用農家数	人
586	農林業	畜産業推進事業	家畜防疫及び衛生面に関する飼養管理の徹底を呼掛け、茨城県と連携し組織的な対応が必要な疾病の流行防止対策を推進することで、家畜衛生対策の充実と安全な畜産物の生産に資する。	情報提供数	回	5	農家巡回数	件	150	家畜伝染病発生予防対策実施数	件

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
587	農林業	環境保全型農業直接支援対策事業	地球温暖化防止や生物多様性保全のため環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対して支援を行う。 補助単価 14,000円/10a（有機農業）・6,000円/10a（カバークロップ）4,400円/10a（堆肥）2,200円/10a（堆肥） ※堆肥は取組内容により単価が異なる。 負担区分 国：1/2 県：1/4 市：1/4	周知活動	回	3	事業確認	回	25	環境保全型農業の実施面積	m ²
588	農林業	農業費時間外勤務手当（農政企画）	農業施策を効率かつ効果的に推進するため農政企画室標準的の事業 農政企画室標準的経費（時間外勤務手当）			0			0		
589	農林業	農業政策推進事業	笠間市農林業振興基本計画を基本とした農業施策を効率的かつ効果的に推進するため、笠間市内の関係機関や関係団体とも連携し、事業の推進を図る。 ・農政推進協議会、農家組合長報酬・農業施策事例調査及び各種研修旅費・事業推進に係わる消耗品費及び食糧費・関係団体負担金	会議の開催	回	4			0		
590	農林業	農業経営基盤強化資金利子助成事業	効率的かつ安定的な農業経営の育成・確立を図るため、日本政策金融公庫（旧：農林漁業金融公庫）資金を借り入れた認定農業者に対し、利子助成金の交付を行うものである。 利子補給率：1.0%を超える部分	利子助成件数	件	2			0		
591	農林業	認定農業者育成推進資金利子助成事業	農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者が借り入れた資金に対し、利子助成金の交付を行うものである。	利子助成件数	件	1			0		
592	農林業	遊休農地活用緊急対策事業	国際的に食糧事情が不安定化する一方、今後も農地面積の減少が見込まれる中で、国民への食糧の安定供給を図る為には、優良農地の確保と遊休農地の解消は必要不可欠である。 本事業は、食糧の安定供給を図る為、市内の遊休農地の解消と抑制を目的に実施するものである。	遊休農地営農定着面積	a	271			0		
593	農林業	（廃止）経営体育成支援事業	・経営体育成支援事業 地域農業の担い手が、経営規模拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入について支援する。 国費：補助率3/10以内 上限3,000千円 ・高性能農業機械導入支援事業（重点・新規） 経営体育成支援事業採択者のうち、花き経営者が高性能農業機械を導入する場合、経営体育成支援事業に上乘せして支援することにより、省力化、効率化が図られ、農業者の経営規模拡大につなげる。 市単：補助率1/5以内 上限1,500千円	補助事業要望調査	回	1			0		
594	農林業	水田農業推進事業	米政策を農業者や集荷業者等に周知徹底を図るとともに、担い手への土地利用集積、集落営農の実践等を推進し、水稻等の生産振興及び産地化を促進する。 （1）米政策の周知徹底及び推進 （2）水田農業の担い手育成（集落営農組織等）	転作奨励金	千円	31654			0		
595	農林業	農業次世代人材投資事業	農家戸数や農業労働力の減少、農村の高齢化及び後継者不足は全国的な傾向であり、笠間市においても担い手の確保・育成が緊急の課題となっており、新しい担い手の発掘及び新規就農者の安定経営に向けた支援を行う。 国補：補助率10/10	事業調整	回	2			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
596	農林業	水田航空防除事業	水稻の病虫害防除を航空防除事業によって広域かつ効率的に推進し、農業生産の安定、向上に資する。	水田航空防除面積	ha	1121			0		
597	農林業	笠間市人・農地プラン策定事業	力強い農業構造を実現していくためには、集落・地域での徹底的な話し合いにより、地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくプランが必要となる。地域の中心となる経営体の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組、集落営農組織の法人化を支援する。	検討会開催数	回	1			0		
598	農林業	農業公社運営事業	農業の振興と地域の活性化を図るため設立された笠間市農業公社の運営を支援する。また、農政課業務の一部を委託することにより、総合的な農業者支援の推進を図る。笠間市の耕作放棄地は、2015年農林業センサスによると910haとなっている。原因としては採算性の低さや耕作者の高齢化が考えられるが、これらの課題の解消に向けて農作業の支援や地域特産物の販売や農地中間管理機構から委託される業務を実施する。	事業件数	件	9			0		
599	農林業	農業振興地域整備促進事業	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画の定期的な変更（随時見直し）等を行い、農業振興地域の中で将来にわたって保全すべき優良な農用地の確保と農業施策の計画的実施を推進する。農業上の土地利用の展開を図るべき農用地区域の設定及び農業生産基盤の整備計画や農用地等の保全計画などの方針を策定し、農地の利用集積などによる農用地の効率的な利用を促進させ、農業経営基盤の強化を図り、より安定的な生産活動を推進する。	農業振興地域整備促進協議会の実施	回	3			0		
600	農林業	儲かる産地支援事業	主要農産物総合支援事業に統合	事業調整	回	10			0		
601	農林業	担い手対策強化促進事業	新規参入者及び農業後継者の確保を目指し、農業後継者の研修、機械等整備、生活に対する支援を行い、農業後継者の育成を図り地域農業の担い手の育成及び定着を推進する。	補助事業の情報提供数	1回	3			0		
602	農林業	農地集積協力事業	一定割合以上の農地を農地中間管理機構に貸し付け、地域内農地の集積に協力する地域及び農業者に対し補助を行う。	農地集積に関する説明会数	回	53			0		
603	農林業	農林業災害対策（台風24号）特別措置事業	平成30年台風第24号による損失等を受けた農林業者及び農林業者が組織する団体に対し、助成措置や融資を円滑にする措置を講じて、農林業経営の安定に資する。 平成30年の台風24号により被害を受けた農業者で、施設の補修等に資する資金として農協系融資機関から借入したものに利子助成をすることにより、被災者の金利負担を軽減し、経営の再建を図る。 貸付金利0.5%のうち、県が農協に0.25%の利子助成を行い、市は0.25%を助成する。 事業費：4,500,000円	利子助成件数	件	1			0		
604	農林業	笠間市飼料稲利用組合運営事務	国の戦略作物の1つである飼料用稲の生産拡大にあたり、耕種農家と酪農をはじめとする畜産農家との調整を行い稲発酵粗飼料の利用増進と耕畜連携による資源循環型農業を進める。	情報提供数	回	2			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
605	農林業	農業委員会活動事業	市内園児の農業体験及び交流を通し、優良農地の確保を図る。	農業体験	回	1	参加園児数・保護者等	人	555		
606	農林業	会長関連事務・視察研修等事業	農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して研修を行う。それにより、基本的な知識を養い、変化する農業行政に対応し地域農業の発展に寄与する。	農業委員・推進委員の研修会	回	3	農業委員・推進委員の研修参加者	人	99		
607	農林業	農業者年金事業	農業者年金は、旧制度、新制度の両制度が運営され、旧制度については年金受給申請、経営移譲年金受給に対するの事前説明、受給者死亡に対する手続き通知の発送を行う。また、新制度については、加入推進、来庁者への制度説明、両年金待機者への事前説明を行う。農業者年金基金法に基づき各種届出書の受理、審査を行い、独立行政法人農業者年金基金に送付する。	年金各届	人	24	年金受給者現況届	人	323	年金加入者	人
608	農林業	農業委員報酬等	農業委員19名及び農地利用最適化推進委員26名の報酬			0			0		
609	農林業	農業委員会費時間外勤務手当（農業委員会）	農業委員会事務局職員4名の時間外勤務手当			0			0		
610	農林業	農業委員会運営・事務局事業	農地の売買、転用等の受付、現地確認、定例総会での許可の決定及び県への諮問、許可書の発行	総会開催	回	0	申請・届出件数	件	369		
611	農林業	農業委員会広報事業	広報誌の発行により農業委員会への理解を深める。地域農業との連携を図り、農地利用の最適化を推進する。	農業委員会だより発行	回	1	編集回数	回	4	印刷枚数	枚
612	農林業	遊休農地対策事業	遊休農地について、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入促進を推進していくため、地図、航空写真、農家台帳、農業振興地域、土地改良区、用途地域等の情報を一元化し、タブレットの活用により農業委員、農地利用最適化推進委員が農地パトロールや農地利用の最適化を進めていくための効率的な運用を図る。	農地面積	ha	6,118	利用意向調査対象地	筆	431	利用意向調査通知者数	人
613	農林業	鳥獣飼養・有害鳥獣捕獲事務	鳥獣飼養事務は、環境保全課所管。 （飼養許可申請は、メジロの許可更新している方が平成30年11月までで最後になり、市内の許可件数は0件になった。） 有害鳥獣捕獲事務は、環境保全課が平成26年4月から農政課に所管替えになる。 5、7、9月が有害鳥獣の捕獲期間となっている。	電気柵設置数	件	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
614	農林業	遊休農地等を活用した笠間の栗生産拡大事業	市の代表的な地場産品である「栗」の生産拡大を図り、併せて、品質・商品の体制などを確立することにより、名実ともに「日本一の栗産地」を目指す。 地方創生応援税制を活用して行う事業で、市から事業を委託する笠間市農業公社が、生産者等から管理が行き届かない栗畑や遊休農地を借り上げ、植栽、改植、剪定等を実施し、生産拡大と品質・サイズ別出荷を推進する。	寄付者数	件	5	借入面積	ha	16.6	収穫量	kg
615	農林業	地場農産物振興拡大事業	市内で生産される優れた農産物や加工品のブランド化や地産地消に取り組むことにより付加価値による農家所得の向上や生産意欲の増進、笠間市農産物の知名度向上につなげ、地域農業の競争力強化及び発展を図る。	料理教室開催回数	回	4	栽培講習会の回数	回	1	栽培講習会受講生数	人
616	農林業	アグリビジネス促進事業	笠間産農産品等を農業、商工、観光など多様な分野の事業者と連携し、新たな商品開発、販売促進などの事業を実践するとともに6次産業化などのアグリビジネスに取り組み農業経営の発展を図る。	カサマルシェ開催	回数	10	アグリビジネス推進大会参加人数	人	30	旬農産物加工講習会参加人数	人
617	農林業	鳥獣被害防止地域支援事業	イノシシの被害対策として、地域団体を支援し地域の住民による捕獲活動を推進する。 ・わな猟免許取得のため、必要な経費、農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入助成。 ・農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入の県補助による上乗せ助成。 ・捕獲したイノシシに対して、1頭5,000円の補助。 ・処分したイノシシに対して、1頭5,000円の補助。 ・地域捕獲活動団体を対象に1団体100,000円の補助。	イノシシ捕獲数	頭	700	電気柵設置件数	件	100	被害面積	a
618	農林業	主要農産物生産振興支援事業	梨については、後継者の減少、高齢化の進展等による生産基盤の脆弱化に加え、資材費の高騰等により農業所得が低下し、収益性が悪化している。優良品種への転換を促進し、産地の体質強化に資する。 補助率：梨苗購入助成 1本あたり300円 事業期間：梨苗購入助成H25～	補助事業の情報提供数	回	4	交付対象梨苗数	本	180		
619	農林業	鳥獣被害防止総合支援事業	鳥獣による被害が深刻化している中、被害防止対策の抜本強化を図るため個体数調整、被害防除を総合的かつ計画的に実施する。農作物等への被害軽減を図るため、「笠間市鳥獣被害対策実施隊」による捕獲活動を実施し、効果的な防除対策を図る。 鳥獣被害防止総合支援事業補助金 事業内容：笠間市鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動、農作物の被害状況及び防除状況実態調査 補助率：県10/10（整備事業・鳥獣被害対策実施隊経費・被害防除費・被害状況調査費）	捕獲頭数（イノシシ）	頭	120	捕獲羽数（カラス）	羽	53	捕獲頭数（ハクビシン）	頭
620	農林業	新規需要米流通助成事業	新規需要米（飼料用米・飼料用稲）は、人的資源（水稻生産技術）、物的資源（既存の施設機械、JAからレンタル）を活用でき、湿田等の土地条件でも作付けできることから、重点作物に位置づけている。 畜産農家の利用促進をすることで、集落営農組織の経営安定につながる。新規需要米への流通助成を実施することは、地域農業全般の振興に貢献する。 補助対象者：飼料用米生産者、笠間市飼料稲利用組合（畜産農家） 補助率：2,000円/10a（飼料用米）、4,000円/10a（飼料用稲） 積算根拠：飼料用米集荷業者取扱手数料相当額（2,000円/10a）、飼料用稲運搬経費相当額（生産量9t/10a 運搬代1t/10a 900円×9t=8,100円）	取引条件の情報提供	回	5			0		
621	農林業	主要農産物総合支援事業	小菊、栗、梅など県内有数の産地であるものの、品質に対する評価、面積あたりの収穫量、産出額は低い状態にある。こうした現状を打開するため、労働生産性を高めるための農業生産基盤の整備、儲かる農業を展開する。 対象事業：儲かる産地支援事業 補助率：対象事業の補助率1/3以内の事業については、事業費の1/6以内。対象補助率が1/4以内の事業については、事業費の1/4以内。いずれも予算の範囲内とする。1,000円未満は切り捨てとする。	事業内容確認	回	5			0		
622	農林業	農業費時間外勤務手当（農林整備G）	土地改良関係事業及び、林業関係事業に伴う職員時間外			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
623	農林業	中山間地域等直接支払事業	耕作に不利な中山間地域の耕作放棄地発生防止など、農業生産活動が持続できるよう集落において共同活動に継続支援する。	協定参加人数	人	47	協定参加面積	m ²	205522		
624	農林業	農道維持管理事業	農道の調査や整備に係る事務、既存農道の維持管理及び補修工事を行う。 工事請負費：小原土地改良区の畑総整備については、平成13年に事業採択され、平成28年度に事業が完了した地区である。 平成16年度から農道整備を開始し経年劣化が進行している状況ため、補修工事を実施するものです。 路線数 515路線 延長 93、368m	資材支給件数	件	1	要望に対する実施率	%	100		
625	農林業	土地改良推進事業	土地改良事業の推進を図るため、関係機関との連絡調整など総括的な事務を行う。 地区として公共性のある農業用施設の整備改修に関する補助を行う。	施設改修助成	件	11			0		
626	農林業	県単土地改良事業	県営事業で実施する農業用施設の改修工事に対する補助。 笠間地区土地改良区：機場施設改修工事（箱田東部地区） 石岡台地土地改良区：制御盤及び電動弁更新工事（巴川地区） 中妻地区土地改良区：用水フリューム布設工事（小原地区）	地元調整	回	3			0		
627	農林業	市単土地改良事業	全地区の土地改良区において、台帳に記載されている市で対応すべき、ため池や水路の維持管理に係る事業費。	地元調整	回	4	整備完了地区	箇所	4		
628	農林業	土地改良区事業	旧友部町から継続で負担しているもので、公共用地とするための農業用ため池の埋め立てや都市下水路整備に伴い、水源補償のため設置した深井戸電気料金。また、土地改良事業運営協議会への人件費補助及び土地改良施設改修のための補助を行っている。	人件費補助	団体	1	電気料負担	地区	3	組織基盤強化	式
629	農林業	霞ヶ浦用水事業（臨時）	霞ヶ浦、利根川及び鬼怒川などから用水を取得し、農業用水、水道用水及び工業用水を合わせて供給する総合用水事業である。当市は、農業用水を安定的に供給する体制を確立し、産業基盤の充実のため、事業の推進を図っている。 事業は、水資源機構、農林水産省、茨城県、霞ヶ浦用水土地改良区が連携を図り総合的に事業を展開している。 平成20年度：国営事業前線完了 平成21年度：国営管の基幹水利施設管理を13市町（代表下妻市）が行っている。 県営管（霞Ⅲ期）事業が開始。	地元役員調整	回	3			0		
630	農林業	霞ヶ浦用水事業（経常）	霞ヶ浦用水事業は、霞ヶ浦の揚水機場から筑波山を通過して、各受益地(12市町)へ配水する施設を造る事業で、地域の要請に即した多面的な土地利用・機械力の導入などを可能にし、農業生産性の向上と農業経営の安定化に資するものである。 なお、当市では、本戸地区と友部地区を受益地とし安定的な用水確保を進めている。現在は不動谷津池(小原)に着水し、北川根地区まで管敷設工事が完了している。 維持管理に係る負担金	地元役員打合せ	回	10			0		
631	農林業	農業競争力強化基盤整備事業（北川根地区）	霞ヶ浦用水事業の受益地である友部土地改良区の老朽化した用排水施設（用水路のパイプライン化や農道整備等の整備に併せて農業生産の担い手の育成確保と担い手へ農地集積を行う。 工事期間：平成25～32年度 総事業費：842000千円 事業負担割合 国50%、県27.5%、市10%、受益者12.5% (公共性の高い道路及び排水路整備は、市22.5%)	地元役員会	回	5	関係機関との調整	回	20	整備進捗率（北川根地区）	%

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
632	農林業	農業競争力強化基盤整備事業（市原地区）	霞ヶ浦用水事業の受益地である友部土地改良区の水排水施設や農道等の整備に併せて、農業生産の担い手の育成・確保と担い手への農地集積を行う 工事期間：H27年度～H32年度 総事業費：583、700千円 事業負担割合：国50% 県27.5% 市10% 地元12.5%	地元役員会	回	2	関係機関との調整	回	12	整備進捗率	%
633	農林業	経営体育成基盤整備事業（友部小原地区）	霞ヶ浦用水事業の受益地である友部土地改良区の小原、南友部地内の老朽化した水排水施設や農道整備等の整備に併せて農業生産の担い手の育成確保と担い手への農地集積を行う。	役員会	回	2	関係機関との調整	回	4	整備進捗率	%
634	農林業	経営体育成基盤整備事業（友部中央地区）	霞ヶ浦用水事業の受益地である本地区の水排水施設や農道等の整備に併せて農業生産の担い手の育成確保と担い手への農地集積を行う。 事業年度：H30～H35 総事業費：8億2千万円 受益面積：35.3ha	役員会	回	2	関係機関との調整	回	2	整備進捗率	%
635	農林業	経営体育成基盤整備事業（随分付地区）	霞ヶ浦用水事業の受益地である本地区の水排水路及び農道等の県営事業による再整備。	役員会	回	4	関係機関との調整	回	2	整備進捗率	%
636	農林業	経営体育成基盤整備事業（押辺・安居地区）	県営事業により、老朽化した水排水施設の再整備事業。 受益面積：101ha	地元役員会	回	5	関係機関との調整	回	5		
637	農林業	経営体育成基盤整備事業（石井・来栖・稲田地区）	【重点・拡充】 荒廃した農業用地や施設の基盤整備事業。 受益面積：85.3ha	地元役員会	回	6	地元調査	回	1		
638	農林業	農地中間管理機構関連整備事業	【新規】 農地中間管理機構を活用して集積した農地について、県営事業で農地整備を行う。 受益面積：南友部地区 14.2ha 事業負担割合：国62.5%、県27.5%、市10%、地元負担なし	関係機関との調整	回	4			0		
639	農林業	中心経営体農地集積促進事業	・農地集積促進計画書作成業務委託料は、事業区域内の農地集積計画や経営体育成計画を作成し、国への事業採択時に必要となる資料を作成するための業務委託料 ・経営体育成基盤整備事業において整備した農地を担い手への集積、集約化を促進するため、中心経営体農地集積率に応じて整備事業費の一定割合を促進費として交付し、受益者の負担軽減を図る。 負担割合：国1/2 県1/3 市1/6	農地集積率	%	56			0		
640	農林業	経営体育成基盤整備事業（大淵地区）	農業用施設の老朽化に伴う県営事業による基盤整備事業。 受益面積：31.9ha	地元役員会	回	5	地元調査	回	1		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
641	農林業	石岡台地用水事業	昭和27年用水事業計画が制定され、その後38年に「石岡台地土地改良事業推進協議会」、43年には「石岡台地土地改良区」が設立、45年から国営石岡台地農業水利事業に着手、平成元年に国営事業が完了した。現在は、関係7市町村は、これまでの国営かんがい排水事業の負担金及び基幹農業用水施設の維持管理費を分担して支出している。受益面積6市1町 6900.5ha 市内受益地 552.1ha	推進協議会	回	4			0		
642	農林業	多面的機能支払交付金事業	農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会の共通資本である。しかし、これらの資源は、農業従事者の高齢化や混住化などにより集落の機能が低下し、適切な保全管理が困難になっている。このような状況に対応するため、農業者だけでなく農業を営んでいない住民も含めた組織を立ち上げ、これらの資源の適切な保全管理を行うための活動支援を行う。 対象農地：農振農用地 事業実施主体：農家及び非農家から構成される組織8市が認定するもの)	地元・関係機関調整	回	15	事業説明会・研修会	回	4	活動報告会	回
643	農林業	林業振興事業	森林整備や治山事業の推進、林業関係団体との連絡調整を行い、森林基盤の拡充に努め地域林業の振興に資する。	届出件数	件	4	補助金	千円	652		
644	農林業	身近なみどり整備推進事業	身近なみどり整備推進事業 補助率：100%（県補助） 令和2年度事業計画 住民要望による森林整備事業（重点個所 通学路、公共施設等周辺の森林） 事業量：2ha 事業費：200万円 事業内容：間伐、下草刈り、枝打ち、境木伐採等	現地調査、測量	日	2	設計、積算	日	2		
645	農林業	いばらきの森普及啓発事業	森林湖沼環境税の意義や当税を活用した事業の実績・成果及び森林・林業・木材産業の重要性に関する情報発信などの普及啓発活動 補助率：100%（限度額250千円）	普及啓発活動	回	1			0		
646	農林業	林道維持管理事業	既設林道の維持管理を行う。 路線数 17路線 延長 33.4km	補修工事件数	件	3			0		
647	農林業	森林クラウドシステム事業	県、市町村、林業事業者等が県内の森林、林業にかかる地図台帳情報を効率的に保管等できるよう、一元的に管理することを背景に、森林整備に必要な様々な情報をひとつのデータベースとして構築し、関係者が常に同一の情報を共有することが可能となる情報システム。	会議	回数	1			0		
648	農林業	森林管理システム事業	経営管理されずに放置されていた森林を活用し、地域経済の活性化や間伐手遅れの森林の解消、伐採後の再生林を促進し、地域住民の安全、安心に寄与することなどを背景に、市が仲介役となり、森林所有者と森林経営者をつなぐシステムを構築する。	アンケート	式	0			0		
649	農林業	農地災害復旧事業	震災や自然災害により被災した公共性のある施設について、災害復旧を行う。	復旧工事地区	地区	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
650	農林業	農業振興事業	農業振興事業推進に係る事業の展開を図る。 ・事業推進に係る消耗品費、各種研修旅費 ・関係団体への負担金			0			0		
651	農林業	生き生き菜園はなさか事業	自然・健康志向、食の安全安心、野菜づくりを通じた生きがいがづくりなどの住民ニーズに応えるため、市民農園を整備し利用促進することで、市民が気軽に栽培活動に取り組める環境づくりを行うとともに、耕作放棄地の有効活用を図る。 ○平成19年4月開園 ○施設概要 1区画30㎡、全84区画、利用料10,470円/1区画、付帯施設：農機具倉庫、水道施設、トイレ、他 ○平成23年度より管理運営業務を一部委託。	栽培講習会	回	46			0		
652	農林業	クラインガルテン整備事業	笠間クラインガルテンの快適な施設環境を維持するため、必要な整備を行う。	ラウベの修繕	棟	10			0		
653	農林業	森林環境整備基金事業	森林環境譲与税を後年度における事業に要する費用に充てるために基金に積み立てる。			0			0		
654	商業	ふるさとまつり事業	ふるさとまつり 地域の産業振興とPRにより活性化を図ることや地域で活躍する市民団体のPRを目的とした事業として、商工会、農協、社会福祉協議会などの各種ボランティアの共催により、毎年秋の2日間にイベントを行う。 バザール de いわま 岩間駅前の活性化と商工業の振興を目的に毎月第2日曜日（年12回）に地域交流センターいわま「あたご」でバザールを実施する。	実行委員会数	回	2	運営委員会数	回	12		
655	商業	商店街活性化事業	市街地内の活性化に向けた事業として、市街地内において商業を中心とした活性化事業に取り組んでいる。笠間地区については、旧笠間市で策定した中心市街地活性化基本計画に基づき笠間市商工会を中心に商店会と連携した事業を実施している。	市街地活性化推進事業対象事業数	事業	0	商店会活動支援事業数	事業	0		
656	商業	地域経済応援ポイント事業（商工課）	マイナンバーカードを活用した「笠間応援ポイント（自治体ポイント）」の利用促進 各クレジットカード会社や携帯電話会社、航空会社等が発行している顧客向けのサービスポイントを「自治体ポイント」に換えて、特産品の購入などに充てることのできる制度			0			0		
657	商業	笠間たばこ販売組合補助事業	茨城たばこ販売協同組合笠間支部は、市の税収（たばこ税）に貢献するため販売に努力する（販売促進活動）とともに、未成年者喫煙防止事業・喫煙マナー向上事業・喫煙環境整備事業等を行っている。市は、この組合活動が円滑に行われるよう補助を行う。 なお、かつては「笠間たばこ販売協同組合」であったが、組合員減少（組合費減収）を理由に平成27年1月1日に（上部組織である）茨城たばこ販売協同組合と合併。日立たばこ販売協同組合、大子たばこ販売協同組合も同日に合併し、以降「茨城たばこ販売協同組合笠間支部」として活動している。	清掃活動に対する労務支援回数	回	2			0		
658	商業	中小企業活動促進支援事業	地域産業の振興の促進及び市民の雇用創出に寄与するため、企業が行う新たな設備投資に伴う市民雇用創出に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 「市民雇用創出補助金」 2,000万円以上の設備投資をし、笠間市民を新規正社員として採用した企業に対して、採用した社員1人につき30万円を補助。限度額300万円。	広報回数	回	1	補助制度に関する相談及び申請件数	件	13		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
659	商業	中小企業金融支援事業	笠間市内中小企業者に対する事業融資と、これに関する保証を強力にあっせんすることで、笠間市内中小企業の金融の円滑化を図り、もって健全なる企業活動の発展を支援する。	自治・振興金融審査会開催回数	回	12	笠間市中小企業事業資金利子補給金申請窓口	日	6		
660	商業	商工会補助事業	地域経済団体である商工会への補助を通じて、健全な商工業者の育成・支援を図り、ひいては地域の活性化に資する。	商工会関連補助事業数	事業	0	商工会関連補助事業金額	千円	0		
661	商業	笠間ファン倶楽部推進事業	笠間市に対する理解や関心を深めるための各種情報や特典等を提供して「笠間ファン」を増やすことにより、本市を広く宣伝し、イメージアップ、観光客誘致、定住化等につなげ、産業振興や地域活性化を推進することを目的とする事業 主な事業は、会員情報の管理、登録店情報の管理、年2回の通信発行、各種情報発信 ※令和元年10月1日現在 会員数1,711名 沿革/ ・平成16年12月「笠間ファン倶楽部通信」創刊。会員募集開始 ・平成23年度、有料会員制度導入。会員特典として特産品を送付 ・平成27年度、有料会員制度を廃止し、ふるさと納税制度と連携。無料会員一本化 ・平成28年1月及び29年1月、笠間市成人式にて「笠間ファン倶楽部通信特別号」発行 ・平成28年度、笠間ファン倶楽部公式ホームページをリニューアル	情報発信数 (ホームページ・フェイスブック)	回	96			0		
662	商業	買い物弱者支援事業	商店会の衰退や個人商店等の廃業等の影響から、身近な場所での買い物環境が変化してきている。また、高齢により自動車を運転できない、移動手段が徒歩に限定されるなどの理由から日常の買い物に困難が生じる方が増加している。こうした中、高齢者を取り巻く買い物環境の実態を把握するためアンケート調査を実施した(平成26年度)ところ、買い物支援対策として要望の高かった移動販売を、平成27年9月から実証事業として実施している。	広報	回	0	関係者との協議回数	回	0		
663	工業	事業承継支援事業	中小企業の高齢化が進行し、今後5年間で全国で30万人以上の経営者が70歳以上になるにも関わらず、約6割が後継者未定の状況にある。企業経営者の高齢化が進むと企業業績が停滞する傾向のため、事業承継が困難になる。事業承継は、地域活力の源泉である雇用維持の観点から必須の課題であることから、早期承継を促進するためのインセンティブを強化する。	事業承継普及事業実施回数	回	0	事業譲渡(M&A等)実施者数	名	1	事業承継研修会参加回数	回
664	工業	産業関連業務委譲事務	笠間市では、平成20年4月から「まちづくり特例市」の指定を受け、市民サービスの向上を図るために、一部のサービスにおいて茨城県の権限を委譲した。笠間市に権限が移譲されたことで、様々な窓口手続きの時間が短縮されるほか、笠間市が自立的・自主的にまちづくりに取り組むことができるというメリットがある。活力ある産業づくりの5分野をはじめ産業関連法律に基づく許認可や立入検査等の事務事業を実施する。	決算関係書類の届出受理件数	件	10	立入検査件数	件	34	火薬類の譲渡・譲受・消費の許認可件数	件
665	就学前教育	私立幼稚園等特別支援教育費補助事業	私立幼稚園・認定こども園における障害を持った園児に対しての特別支援教育の振興を図るため、私立学校振興助成法に基づき、障害のある園児及び特別な教育的配慮を要する園児の教育を行う市内の幼稚園等に対する補助として、障害児教育のために必要な教職員給与や教育研究管理費等の経費として障害児が1人の場合は196千円/人、2人の場合は392千円/人を補助する。	市内私立幼稚園等	園	7	障害のある園児数	人	16	補助園数	園
666	就学前教育	民間幼稚園運営事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新制度に移行した施設(民間幼稚園)は、「施設型給付費」として、毎月運営費相当分の請求を市に申請。市は内容の点検・確認を行った後、各施設に毎月給付。また、市は各施設の年間費用実績により国・県に補助金申請。 ・補助率 国:1号 公定価格×73.4%-利用者負担金(国基準)×50% 県:1号 公定価格×73.4%-利用者負担金(国基準)×25% 1号 公定価格×26.6%×25%(地単分) ※公定価格=国で定めている運営費	市内民間幼稚園	園	1	市外民間幼稚園	園	0		
667	就学前教育	幼稚園一時預かり事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新たに創設された事業。新制度に移行した幼稚園で、保護者の希望により平日もしくは休日の教育標準時間以外(時間外)に在園児(1号認定)もしくは、在園児以外(ごく少数の場合のみ)を一時的に預かる事業。実施した実績に応じ補助金を交付する。	対象となる園児数	人	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
668	就学前教育	ことばと心の教室運営事業	市内の幼稚園、保育所（園）に在園している3・4・5歳児で、ことば及び情緒に何らかの心配や不安のある幼児は増えてきている。そのような幼児に対して、一人一人に応じた個別の指導を行う場としてさくらんぼ教室を設けている。			0			0		
669	学校教育	（廃止）愛農学園事業	お米や野菜等の栽培を通して勤労や共同作業の大切さを養うことを目的とした事業。			0			0		
670	学校教育	要保護・準要保護児童援助事業	義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童の保護者（要保護及び準要保護）に対して学用品、給食、修学旅行等の費用を支給する。 特定財源 国庫補助（要保護児童分（支出額の1/2））	学用品費等	円	6843676	給食費	円	1.4E+07	医療費	円
671	学校教育	社会副読本事業	事業概要 小学校3・4年生の社会科で活用する副読本を作成する事業。 ・令和2年度の教科書改訂に伴い、社会科副読本の内容を改訂し印刷製本を行う。 笠間志学の作成	作成数	冊	650			0		
672	学校教育	要保護・準要保護生徒援助事業	義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、経済的理由により義務教育を受けることが困難な生徒の保護者（要保護及び準要保護）に対して学用品、給食、修学旅行等の費用を支給する。 特定財源 国庫補助（要保護生徒分（支出額の1/2））	学用品費等	円	1.5E+07	給食費	円	1.1E+07	医療費	円
673	学校教育	心の教室相談員活用事業	生徒や保護者の悩み等を気軽に話せる環境を整え、心の安定と問題行動の未然防止を図るために心の教室相談員を配置する。	相談員配置校	校	6	相談員配置日数	日	237	不登校（3日以上）率	%
674	学校教育	適応指導教室事業	教育委員会が、長期欠席をしている不登校（30日以上）の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市の公的な施設等に教室を開設し、そこで学習の援助をしながら在籍校に復帰することを目標に運営を行う。	指導教室設置数	箇所	3	指導教室入室者数	人	41	復帰した児童・生徒数	人
675	学校教育	（廃止）いじめ問題対策事業	いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために組織を設置するとともに、必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じる。	笠間市いじめ問題対策連絡協議会	件	3	笠間市いじめ問題専門員会	件	0	笠間市いじめ問題調査委員会	件
676	学校教育	学校基本調査事業	統計法に基づき、文部科学省が主管となり学校に関する基本的事項を調査するものである。 学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況等について、各種報告様式により各学校から報告された調査を集計し、県に報告する。	幼稚園数	園	10	小学校数	校	11	中学校数	校

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
677	学校教育	学校運営事務	学校運営を図るために必要な事業の展開。			0			0		
678	学校教育	原子力・エネルギー教育支援事業	原子力・エネルギーに関する教育の推進や平成11年度のJCO臨界事故を契機として県が交付金を創設し、市町村が行う、原子力その他のエネルギーに関する教育に係る教材、教具等について必要な教育支援を行う。主に発電実験器具及びエンジキットなどを購入しエネルギーに関する教育を行う。	エネルギー関連実験器具数	個	55	小中学校数	校	17		
679	学校教育	教育企画推進事業	事業計画 各小学校において、三世代ふれあい事業の実施。			0			0		
680	学校教育	小学校教育振興事務	①【小学校教育振興事務】小学校の教育振興を図るための教材等の整備や各種補助金交付事務。学校運営を図るための予算の配当。②【関東・全国大会出場補助金事務】学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。			0			0		
681	学校教育	小学校指導書整備事業	小学校10校、義務教育学校（前期課程）1校の教師用指導書の購入。 令和2年度に小学校学習指導要領が改訂されることに伴い、前期分指導書を令和元年度に整備し、令和2年度に後期分指導書を整備する。	指導書数	冊	156	教材数	基	51		
682	学校教育	学びの広場サポートプラン事業（小学校）	小学校4・5年生を対象に、夏休みを利用して算数の補習を行う事業。（5日間） 謝礼と保険料を計上。謝礼については県の要綱で3,000円/日と定められている。 本事業は平成21年度から県補助を活用して実施しており、平成27年度全国学力調査において算数が全国平均を下回っている状況にある。現在は各クラス1名のサポーター配置であるが十分な学習支援ができていないのが現状である。 （県補助は各クラス1名のみ補助・補助率10/10）	受講回数	日	5	参加者数	人	1192		
683	学校教育	中学校教育振興事務	①【中学校教育振興事務】授業でのパソコンや教材、消耗品等の整備を行い、学力向上や教育環境の充実を図る。②【関東・全国大会出場補助金事務】学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。 事業計画 適正な教育環境の充実整備 ①パソコンリース料や教材用備品、消耗品の整備 ②要綱により各種大会の参加者に学校を通じ補助する			0			0		
684	学校教育	（廃止）中学校指導書整備事業	令和3年度に中学校学習指導要領が改訂されることに伴い、教科書が全教科刷新される。 そのため、教師用指導書等を令和2年度に整備する。	指導書数	冊	285	教材数	基	11		
685	学校教育	学びの広場サポートプラン事業（中学校）	中学1、2年生を対象にサポーター（派遣講師）を配置し、数学の基礎的基本的な知識技能等に関する問題からなる学習教材を用いて基礎的内容の定着を図る。	年間時間数	時間	15	参加生徒数	人	1198		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
686	学校教育	教育委員会事務局運営事務	教育長が公務を円滑かつ迅速に遂行する環境を整備する。 教育委員会が所管する一般職非常勤職員の社会保険・労働保険料一括事務。 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行う外部評価委員会の開催。			0			0		
687	学校教育	グローバル人材育成事業 (旧AET事業)	学習指導要領の改正等に伴い、小学校では、低中学年10時間程度の国際理解活動、高学年では、年間35単位時間の外国語活動において、コミュニケーション能力の素地を養う。また、中学校では、年間140単位時間の英語授業を中心に英語でのコミュニケーション能力育成を図る授業を行う中で、AET(英語指導助手)をJTE(日本人英語教師)の助手として小・中学校に派遣し、授業支援を行う。	1名のAETを市内小・中・義務教育学校1校	名	10			0		
688	学校教育	英語教育強化推進事業	国では、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、平成30年度から段階的に英語教育全体の抜本的充実を図る「英語教育の改革実行計画」を発表した。笠間市においても、今後ますます変化していく社会状況に対応していくため、市独自で雇用しているAETとJETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)による外国語指導助手(ALT)の併用した活用により、時代を担う児童・生徒に各段階を通じて英語教育を充実し、児童・生徒の英語力の向上を図る。	講師の配置	人	8	児童・生徒夏季英語研修	人	26		
689	学校教育	スクールソーシャルワーカー配置事業	市内小・中・義務教育学校において、いじめ、不登校、暴力行為、その他学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、専門的知識を有したスクールソーシャルワーカーを任用し、巡回指導を行う。	スクールソーシャルワーカー配置人数	人	3	相談件数	件	3239		
690	学校教育	算数・数学学力向上支援事業	H18年度から実施してきた、「小中学校特色ある学校づくり事業」からH23年度「学力向上支援事業」へ事業移行し、さらに、H25年度より一人一人に確かな学力を身に付けさせるため、非常勤講師を各校に配置し、複数教員が役割を分担、協力し合う授業を展開することで学力向上を図ってきた。 H31年度より「算数・数学」に課題を焦点化し「算数・数学学力向上支援講師」を配置し、児童生徒の支援にあたる。TT指導中心から習熟度別指導中心の指導体制にすることで、より個に応じた確かな学力向上を図る。			0			0		
691	学校教育	理科支援員配置事業	大学(院)生や退職教員等の優秀な外部人材を理科支援員として、小学校3～6年生を中心とした理科の授業に配置し活用することで、理科の授業における観察・実験活動の充実により、市内小学校理科教育の充実を図る。	支援員配置校	学校	11	配置時間数	時間	1158	観察・実験活動受講者数	人
692	学校教育	公営住宅入居者学習支援事業	R元年度より、県営福原アパート及び市営福原住宅入居世帯の稲田小・中学校に通学している小学5年生から中学3年生までを対象に、県営福原アパート集会所にて学習支援教室を開設し、児童生徒の学力向上や学習意欲の向上を図る。	教室開設日数	日	0	参加者数	人	0		
693	学校教育	学校プール民営化事業	現在の学校教育に占める利用状況は非常に頻度が低く、スイミングスクール等の民間事業者によるサービス提供による方が設備維持経費の大幅な縮減が可能であり、併せて専門的指導者による泳力の向上を図るため	学校数	校	0			0		
694	学校教育	関東中学相撲大会運営事業	8年に一度、笠間市で開催される関東中学校相撲大会の施設整備を行う			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
695	学校教育	クラブ活動支援事業	5中学校、1義務教育学校（南中校舎）におけるクラブ活動にあたり、1クラブあたり19千円の活動費を支援し、クラブ活動の活性化及び保護者負担の軽減を図る。H19年度までは補助金として支給。	クラブ数	クラブ	0			0		
696	学校教育	小学校給食管理事業	学校給食は、発育期にある児童にバランスの取れた食事を提供し、児童の健全な発達に資するとともに、生涯にわたり望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度能力を育成する、食育および健康教育である。そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安全な給食を提供する。	給食提供日数	日	196	友部地区5校児童数	人	1838		
697	学校教育	中学校給食管理事業	学校給食は、発育期にある児童にバランスの取れた食事を提供し、児童の健全な発達に資するとともに、生涯にわたり望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度能力を育成する、食育および健康教育である。そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安全な給食を提供する経費。	給食提供日数	日	196	友部地区2校生徒数	人	903		
698	学校教育	岩間給食センター管理運営事業	児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため、食中毒の予防対策等の衛生管理を徹底するとともに学校給食に対する知識理解を深めるため調理事業者に対し講習会等を実施する。 （安全で安心な学校給食を提供） また、児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するとともに、地域資源を活用した食育や地産地消に取り組む。 （地域の活性化、健康的な食生活の実現、旬と食文化への理解、生産者との結びつき等）	年間給食回数	回	196	給食従事者の研修・講習会参加回数	回	2		
699	学校教育	岩間給食センター施設整備事業	平成14年度から給食を開始した施設であり、安全で安心な学校給食を提供するため、経年劣化等による施設・設備の改修及び更新に努める。	修繕・改修件数	件	2	年間給食提供率	%	100		
700	学校教育	調理事業（笠間給食センター）	児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため、食中毒の予防対策等の衛生管理を徹底するとともに学校給食に対する知識理解を深めるため調理事業者に対し講習会等を実施する。 （安全で安心な学校給食を提供） また、児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するとともに、地域資源を活用した食育や地産地消に取り組む。 （地域の活性化、健康的な食生活の実現、旬と食文化への理解、生産者との結びつき等）	年間給食回数	回	196	給食従事者の研修・講習会参加回数	回	2		
701	学校教育	調理事業（岩間給食センター）	児童生徒に栄養バランスの摂れた食事を提供し、心身の健全な発達に資する。また、望ましい食事の習慣を身につけさせる。給食業務従事者は、衛生管理を徹底し衛生講習会等各種研修等へ参加し、各々の意識を高める。	年間給食回数	回	196	給食従事者の研修会等参加回数	回	2	食中毒発生件数	件
702	学校教育	給食センター費時間外勤務手当（岩間）	岩間学校給食センター1名分の時間外勤務手当			0			0		
703	学校教育	笠間給食センター管理運営事業	安全で安心な学校給食を提供するため、学校給食従事者の健康管理の徹底と施設・設備等の定期的な保守点検を行い、完全に調理ができるよう維持管理に努める。	保守点検件数	件	4	修繕・改修件数	件	12	年間給食回数	回

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
704	学校教育	小学校特別支援教育就学奨励事業	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨を推進し、義務教育の円滑な実施に資するため、小学校の特別支援学級へ就学する児童の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付する。 特定財源 国庫補助1/2以内	援助費	円	2524260			0		
705	学校教育	中学校特別支援教育就学奨励事業	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨を推進し、義務教育の円滑な実施に資するため、中学校の特別支援学級へ就学する生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付する。 特定財源 国庫補助1/2以内	援助費	援助費	873333			0		
706	学校教育	特別支援教育支援員配置事業	小学校において障害のある児童に対し、食事・排泄・教室移動補助など学校における日常生活動作の介護を行ったり、発達障害の児童に対し、学習活動上のサポートする「特別支援教育支援員」を配置する。	支援員配置校	校	11	支援員配置時間	時間	33640		
707	学校教育	学校生活支援員活用事業	市内こども園・小・中・義務教育学校において、学校生活に適應できない園児・児童・生徒に対し、学校生活における指導及び支援を実施するため「学校生活支援員」を配置する。	支援員配置校	校	17	支援員数	人	3		
708	学校教育	特別支援教育指導専門員配置事業	特別支援教育指導専門員を平成29年度から新たに設置し、特別支援教諭等への細かな訪問指導・支援を行うことで、教員の質の向上を目指す。	指導専門員訪問校数	校	17	指導専門員訪問時間(1校あたり1回)	時間	2		
709	芸術・文化	かさまミュージアムバス運行事業	笠間小学校・中学校スクールバスの登校時から下校時までの空き時間を活用し、小学5年生は茨城県陶芸美術館へ、中学2年生は笠間日動美術館へのバス移動を行う。地元美術館での芸術鑑賞等校外学習を行うことにより、芸術に親しむと共に、郷土を愛する心を育む。			0			0		
710	学校教育	小学校楽器備品整備事業	10小学校、1義務教育学校(南小校舎)の吹奏楽クラブ及び行事等で使用する楽器を購入するもの。 現在、各学校で所有している楽器は、経年劣化や故障により不足が発生しており、市内外の学校から借りる等して対応してもなお不足が生じているため、不足分の購入を行うもの。 平成30年度から2ケ年で計画的に整備をしていく。	整備数	台	10			0		
711	学校教育	義務教育施設整備基金事業	基金を適正に管理するとともに、基金を活用し教育施設整備に資する事業。			0			0		
712	学校教育	小学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、小学校10校、義務教育学校1校の各種保守点検業務等を実施する。電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植栽管理、清掃委託等	整備校数	校	11			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
713	学校教育	通学支援事業	児童生徒の通学に必要な経費の支援を図ることにより、保護者の負担軽減を図る。 ①路線バス、スクールバスの運行委託料 ②みなみ学園義務教育学校スクールバス停借地料 ③【通学支援事業】市内小中学校は通学区域が広く、小学校における自転車通学児童は県内最多であり、また中学校においては、ほぼ全生徒が自転車通学となり、登下校の安全を確保するため、ヘルメットの着用を義務付けしている。通学時の安全の確保と保護者負担の軽減を図るため、ヘルメット購入に対し1、300円補助する。また、バス通学等をする小学生に対して、保護者負担の軽減を図るために経費の一部を補助する。 ④【遠距離通学補助金事務】3キロメートル以上の遠距離から通学する小学校児童の通学に要する交通費であるバス定期代や自転車購入費用の一部または全部を補助することにより、通学児童の通学手段の確保と保護者の負担軽減を図る。	ヘルメット補助児童生徒数	人	612	遠距離通学費補助児童数	人	138		
714	学校教育	小学校運営事務	10小学校、1義務教育学校（南小校舎）の管理運営に必要な事業経費を計上。本事業の中で学校運営を行っている。			0			0		
715	学校教育	学校施設長寿命化計画策定事業	笠間市公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため長寿命化計画を策定する。			0			0		
716	学校教育	小学校整備事業	学校施設等の環境を整備するため、小学校10校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	整備校数	校	11			0		
717	学校教育	特殊建築物定期報告業務（3カ年毎）	3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する（10小学校、5中学校、1義務教育学校）の校舎、屋内運動場、武道場について、法令に基づき点検を実施し、点検結果を県に報告する業務。 令和3年度、令和6年度、令和9年度、令和12年度実施予定	報告学校数	校	0			0		
718	学校教育	小学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る 特定財源：国庫補助金			0			0		
719	学校教育	（廃止）交通安全体験事業	小学生の交通安全教育の推進を図るために、小学4年生を対象として交通公園で研修を受講させる事業。			0			0		
720	学校教育	みなみ学園義務教育学校整備事業（増築）	笠間市公立学校施設整備事業計画に基づき、学校施設の環境改善や老朽改修等を実施する。 負担金 補助率1/2			0			0		
721	学校教育	岩間第二小学校校舎整備事業	学校施設の環境改善を図るため、老朽化したトイレの改修を行う	改修面積	m ²	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
722	学校教育	友部小学校校舎整備事業	学校施設の環境改善を図るため、老朽化したトイレの改修を行う	改修面積	m ²	0			0		
723	学校教育	北川根小学校校舎整備事業	学校施設の環境改善を図るため、老朽化したトイレの改修を行う	改修面積	m ²	0			0		
724	学校教育	中学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、中学校5校、義務教育学校1校の各種保守点検業務等を実施する。電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植栽管理、清掃委託等	整備校数	校	6			0		
725	学校教育	中学校運営事務	5中学校、1義務教育学校（南中校舎）の管理運営に必要な事業経費を計上。本事業の中で学校運営を行っている。			0			0		
726	学校教育	中学校楽器備品整備事業	5中学校、1義務教育学校（南中校舎）の吹奏楽部及び行事等で使用する楽器を購入するもの。 現在、各学校で所有している楽器は、経年劣化や故障により不足が発生しており、市内外の学校から借りる等して対応してもなお不足が生じているため、不足分の購入を行うもの。 平成30年度から3ケ年で計画的に整備をしていく。	整備数	台	14			0		
727	学校教育	中学校整備事業	学校施設等の環境を整備するため、中学校5校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	整備校数	校	6			0		
728	学校教育	特殊建築物定期報告業務（3カ年毎）	3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する（10小学校、5中学校、1義務教育学校）の校舎、屋内運動場、武道場について、法令に基づき点検を実施し、点検結果を県に報告する業務。	報告学校数	校	0			0		
729	学校教育	中学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る 特定財源 国庫補助金	中学校	校	0			0		
730	学校教育	友部第二中学校校舎整備事業	笠間市公立学校施設整備事業計画に基づき、学校施設の環境改善を目的とした老朽改修を実施する。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
731	学校教育	(廃止) 中学校校舎エアコン設置事業	昨今の異常気象等による夏季における熱中症などに対する対策の他、教育環境が改善されることにより学力向上を図ることを目的として設置する。 中学校、義務教育学校後期課程の全ての普通教室、特別教室にエアコンを設置する。	実施設計校数	校	6			0		
732	学校教育	みなみ学園義務教育学校整備事業(改修)	笠間市公立学校施設整備事業計画に基づき、学校施設の環境改善や老朽改修等を実施する。 交付金 補助率1/3			0			0		
733	学校教育	コミュニティ・スクール事業	コミュニティ・スクールの開始 岩間地区小中学校において、学校と地域とが学校を核としながら双方向で活性化するコミュニティ・スクール制度を開始する。	学校数	校	0			0		
734	学校教育	教育委員会運営事業	教育委員会は、教育長と教育委員による合議制の執行機関で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育、社会教育、スポーツ及び文化財等教育に関する事務を管理執行することを職務権限とする。地方公共団体の長から独立した機関。合議制となっているのは、教育関係の事務が、政治的中立や安定性が強く求められることにあります。また、合議制により、地域住民の多様な意見を教育行政に反映させ、より地域に根ざした教育行政を推進していく。			0			0		
735	学校教育	教育情報ネットワークシステム運用管理事業	教育環境の充実・教職員の校務事務軽量化のため、各学校や教育委員会とを結ぶイントラネットを使用して、笠間市教育情報ネットワークを整備してきた。 また、校務系・校務外部接続系・学習系にネットワークを分離することで、セキュリティを確保した運用が可能な整備をしている。			0			0		
736	学校教育	教育情報ネットワークシステム更新事業	教職員が校務に使用する笠間市教育情報ネットワークシステムの安定した運用のため、耐用年数を過ぎた機器やソフトウェア等の更新を実施する。			0			0		
737	学校教育	小学校給食設備整備事業	自校方式給食を実施している友部地区5小学校の給食設備を改修工事や購入等により、より安全でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	施設・設備の整備箇所	箇所	9	給食提供回数	回	196		
738	学校教育	中学校給食設備整備事業	自校方式給食を実施している友部地区2中学校の給食設備を改修工事や購入等により、より安全でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	施設・設備の整備箇所	箇所	7	給食提供日数	日	196		
739	学校教育	魅力のある学校づくり事業	魅力ある学校づくりの提案事業により採択された学校環境整備等を行い、体験・交流活動を実施して行く。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
740	生涯学習	社会教育事業	社会教育委員や社会教育指導員の報酬，生涯学習関係事業を行うための旅費・消耗品・負担金・団体補助金等	事業数（社会教育委員会、家庭教育、寺子屋	件	193	助成事業及びP連事業数	件	1		
741	生涯学習	学校施設開放事業	一般市民に開放できる、多目的室を備える、学校施設（大原小・友部中・岩間中）を開放し、地域住民の社会教育活動の場として提供している。施設管理及び受付業務は、笠間シルバー人材センターに委託している。	施設利用者数	人	2631	施設利用件数	件	198		
742	生涯学習	岩間体験学習館（分校）管理運営事業	岩間体験学習館「分校」は、昭和37年に建設され、昭和57年まで学校として使用されていた。その後、分校の形をそのままに、青年会の活動拠点や地域の集会所として利用されてきた。 昭和60年に、旧岩間町と武蔵野美術大学のサークル「アトリエちびくろ」の共催による宿泊体験事業「図工教室」の活動拠点として活用され、その後、武蔵野美術大学主催事業として、夏と春に実施している。 現在は、青少年の豊かな人間形成や地域社会の活動の場として、岩間地区のみならず、笠間地区や友部地区からも利活用されている。 施設管理業務として、利用者への鍵の貸出、低木剪定、花壇管理・トイレ清掃等の軽微なものは、地元組織に委託している。	施設利用者数	人	9395	施設の維持管理	月	12		
743	生涯学習	友部公民館施設管理事業	昭和52年に建築され、老朽化の進む中、利用者が安全安心に利用、更に利便性を高めるため、定期的な点検と必要に応じての改修、修繕を実施していく。	保守点検回数	回	12	利用件数	件	12		
744	生涯学習	公民館講座運営事業（友部）	市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し生活文化の振興に寄与することを目的とする。	講座数	講座	15	講座数	講座	15	開催数（延べ）	回
745	生涯学習	友部公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。			0			0		
746	生涯学習	公民館費時間外勤務手当（友部公民館）	時間外勤務手当として			0			0		
747	生涯学習	友部公民館運営事業	窓口又は電話による適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。定期利用団体との利用調整。	有料の使用件数	件	162	有料の使用件数	件	162		
748	生涯学習	地区公民館施設整備事業	○各地区公民館においては、建設時からの年数もかなり経過しており、老朽化に伴う使用上の障害も見受けられるため、優先順位をつけて改修工事等を行う。 ・地区公民館の建築年数状況：昭和43年5月～平成24年12月築。 ・地区公民館数：12館	整備件数	件	11			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
749	生涯学習	笠間公民館運営事業	○公民館運営審議会においては、社会教育法第29条に規定する審議会であり、館長の諮問に応じ公民館における各種事業等の企画実施につき調査審議する。 ○窓口または電話による適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。 ○定期利用団体との利用調整。 ○市民団体・組織の印刷機の使用	有料の使用件数	件	89	有料の使用料	円	1670400	無料の使用件数	件
750	生涯学習	笠間公民館施設管理事業	笠間公民館を、安全かつ便利に利用するための、施設・設備の保守点検、法定点検及び光熱水費等の管理を行う。 また、職員退庁後の夜間貸出に係る夜間日直等の委託を行う。	保守点検回数	回	2			0		
751	生涯学習	地区公民館施設管理事業	○地区公民館における施設の快適な管理・運営を図るため施設・設備の保守・維持管理を実施する。 ・管理施設数：地区公民館12館及び旧稲田附属館跡地。 ○地区公民館は老朽化した施設が多く、適切な修繕を行う。	修繕箇所	箇所	31	保守点検	回/年	0		
752	生涯学習	公民館講座運営事業（笠間）	○市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し、生活文化の振興に寄与することを目的とする。 ○令和元年度より児童向け講座を「サタデーまなBe」より「子ども大学」とし、大学との連携を含めた講座として実施。 ○令和2年度より一般向け講座を「（仮）笠間志民大学」とし人材育成を含めた講座の実施。 ○夏休み児童向け「サマースクール」、高齢者向け「スマホ講座」の実施。 ○上記講座を実施するための企画立案、講師依頼、運営の実施。	講座数	講座	14	開催数(延べ)	回	70	参加延べ人(組)数	人(組)
753	生涯学習	地区公民館運営事業	○地区公民館は、昭和40年代からの学校統合による土地利用や、土地改良事業の補助による施設整備により、各地区の社会教育の拠点として笠間地区に12施設が設置されている。当施設のより充実した運営を図る。 ○地区公民館数：12館	利用回数(全館)	回	3512	利用者数(全館)	人	42470		
754	生涯学習	(廃止) 笠間公民館リニューアル事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。	整備件数	件	0			0		
755	生涯学習	公民館費時間外勤務手当(笠間公民館)	○令和2年度の職員の年間出勤日数は 日に対し、公民館の開館日数は 日で差引 日は交代勤務で対応している。また市民美術展覧会や公民館まつり、各種講座、地区公民館の行事対応など休日の対応も有り、この場合は通常の貸館の職員に加え本来週休日の職員が対応することとなる。また、平日においても各種講座、事業があっても、貸館対応する職員を残さなければならないため、振替休での対応も困難し、振替休の完全取得もできないようきょうであるため時間外を要求する。			0			0		
756	生涯学習	各種団体支援事業-囲碁・将棋大会	○市民文化の振興と各文化団体の育成と連携及び広く地域の文化向上を目的とした事業活動を行う。【文化連盟】 ○市民が、日頃の練習成果の発表の場と機会を提供することにより、本市の囲碁・将棋の発展を図るとともに、多くの市民が参加することによって、より豊かな生活文化と市民の連帯意識を高揚する。【囲碁・将棋愛好会】	開催回数	回	2	参加延べ人数	人	120		
757	生涯学習	岩間公民館施設管理事業	市民がいつでも快適に利用できるよう、岩間公民館を維持管理していくための経費（委託費、修繕費）	利用回数(夜間)	回	582	利用件数	件	2200		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
758	生涯学習	公民館講座運営事業（岩間）	社会教育法第20条の目的達成のため、同法第22条の公民館の事業として実施する。	講座数	講座	17	講座数	講座	17	開催数(延べ)	回
759	生涯学習	岩間公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。			0			0		
760	生涯学習	岩間公民館運営事業	笠間市公民館設置及び管理に関する条例。 デジタルサイネージを使用し、みやすい正確な事務執行を行う。	有料による使用件数	件	22			22		
761	生涯学習	家庭教育事業	子ども達の健やかな成長と、家庭における教育力の向上を目指し、市内幼稚園、保育園・保育所、こども園、小学校、中学校、義務教育学校において、家庭教育学級を開設（34学級）している。 各学級では、学級長を選出し、学級長を中心に計画を立て、年3回、学級を実施（講演会・視察研修・子育て講座など）している。 また、就学時健康診断や新入児童保護者説明会の際に、子育て講座を実施している。 平成29年度からは、保健センターが実施する3～4ヶ月児相談において、家庭教育講話を行っている。	家庭教育学級開催回数	回	112	家庭教育学級数	学級	34		
762	生涯学習	寺子屋事業	H21年度より、学校休業日（土曜日）に学習意欲の啓発と学力向上を目的に、小学5・6年生を対象に笠間・友部・岩間公民館で開校。科目は国語・算数・英語・自主学習。学力診断テストや夏季特別講座を実施。 講師（学習アドバイザー）は小中学校の非常勤講師や退職教員等に依頼。	開設日数	日	0			0		
763	生涯学習	子ども会事業	地域の子ども達を、心身ともに健全に育成することを目的に、旧市町村単位で活動していた子ども会育成連合会を、平成18年に統合し、笠間市子ども会育成連合会として活動している。 主な事業として、姉妹都市である矢板市との交流会、球技大会、夏休み作品展などがあり、合併前の各地区ごとの連合会事業をそのまま引継いで現在に至る。 事業の参加状況は元々実施していた旧連合会での参加者は多いが、全市に広まらないという現状にある。	参加者の満足度	%	100	連合会主催事業数	件	5		
764	生涯学習	青少年相談員事業	青少年の健全育成を図るため、笠間市青少年センター相談員規則に基づき、笠間市青少年相談員として52名を委嘱している。 相談員の任期は2年とし、主な活動としては、「青少年の健全育成に協力する店」の訪問活動・学校訪問・笠間のまつり等の祭りや卒業式の巡視・自動販売機（有害図書）の立入調査等である。 また、県主催の研修会やブロック会議等にも参加している。	活動に参加した延べ人数	人	222	活動日数	日	30		
765	生涯学習	成人式事業	成人式は、合併当初は旧市町毎にそれぞれの公民館で開催していたが、平成20年度より、民間施設を借用し一箇所で開催していた。しかし、平成27年度に同施設の営業形態が無くなったことで、その年度より、笠間市民体育館へ会場を移し実施している。 成人式の内容は、式典・アトラクション・記念撮影で構成されており、成人者に対する記念品として記念写真を送っている。 また、当日の式典やアトラクションの進行は、該当者で組織する「笠間市成人式実行委員会」が中心となって行っている。	実行委員数	人	10	実行委員会開催回数	回	5		
766	生涯学習	青少年育成事業	（青少年育成市民会議事業） 笠間地区の青少年育成笠間地区市民会議と岩間地区の青少年育成岩間地区市民の会がそれぞれに活動を行っていたが、平成28年5月をもって、笠間地区の市民会議が解散となった。 ※青少年育成育成（リーダーズクラブ等）事業に係る講師謝礼・消耗品・保険料、茨城県青少年育成協会負担金等	事業に満足した割合（職業体験事業）	%	100	事業参加者数（職業体験事業）	人	60		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
767	生涯学習	生活困窮者学習支援事業	厚生労働省が所管する生活困窮者就労準備支援等事業の中の生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業として、平成28年度より実施を開始した。 本来は社会福祉課が実施すべき事業であるが、市内部調整の結果、生涯学習課で実施することになった。このため、生涯学習課としては、あくまでも学習支援という観点から、学習習慣や生活習慣の確立と学習意欲の向上を目的に実施している。 平成28年度は、生活困窮世帯（要保護、準要保護）で、中学3年生とその家庭を対象に実施した。平成29年度からは、中学1年生から3年生までに対象を拡大した。	学習支援事業参加者数	人	40	学習支援事業開催日数	日	30		
768	生涯学習	友部図書館施設管理事業	図書館法に定められた図書館サービスが円滑に実施するための事業。 築25年を経過し、施設設備が老朽化の進む中、利用者が安全安心に利用し、さらに利便性を高めるため施設設備の保守管理と必要に応じて修繕を実施する。 また、来年度は3年に1回の特殊建築物定期報告が義務づけられており、その調査結果において現在の不具合箇所や内容を把握するとともに、改善策の具体的内容等の報告を受け、翌年度、大規模改修工事を前提とする実施設計を計画していく。 ・施設設備の保守管理委託手続き、執行 ・日常的な施設設備の運用 ・快適な環境の維持管理	開館日数	日	297	入館者数	人	208698		
769	生涯学習	図書館費時間外勤務手当（友部図書館）	友部図書館職員5人分の時間外勤務手当			0			0		
770	生涯学習	友部図書館改修事業	・築24年を経過し、施設設備が老朽化の進む中、利用者が安全安心に利用、更に利便性を高めるため、必要に応じて改修、修繕を実施していく。			0			0		
771	生涯学習	友部図書館サービス事業-文学講座及び自然講座、茨城新聞データベース	図書館サービス事業は、図書館法における図書館業務の根幹をなす業務 ・図書館資料の選定・発注・受入・配架・相互貸借手続き ・ギャラリーの提供 ・ブックスタート事業やおはなし会を開催し、幼少期から本に親しむ機会を提供する ・図書館一年生事業 ・子ども読書フェスティバルの開催 ・学校等への資料貸出	開館日数	日	297	入館者数	人	208698	資料貸出点数	点
772	生涯学習	図書館費時間外勤務手当（笠間図書館）	笠間図書館5名分の時間外勤務手当			0			0		
773	生涯学習	笠間図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適性を保つための保守管理と、必要に応じた修繕を実施する。	開館日数	日	268	入館者数	人	199126		
774	生涯学習	笠間図書館サービス事業	図書館法等に則った各種サービス事業の運営 図書館資料の収集（選定、発注、受入等）、図書館資料の提供（貸出、返却、予約、相互貸借等）、図書館資料管理（資料整理、配架、修理、延滞督促等）、図書館システムの管理運営 子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等	開館日数	日	268	入館者数	人	199126	資料貸出冊・点数	冊・点
775	生涯学習	岩間図書館サービス事業	・図書館法等に則った各種イベント事業の運営 図書館資料の収集（選定、発注、受入等）、図書館資料の提供（貸出、返却、予約、相互貸借等）、図書館資料の管理（資料整理、配架、修理、延滞督促等）、図書館システムの管理運営、子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等。	開館日数	日	197	入館者数	人	99220	資料貸出冊・点数	冊・点

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
776	生涯学習	図書館費時間外勤務手当 (岩間図書館)	・岩間図書館職員4人分の時間外勤務手当			197			99220		
777	生涯学習	岩間図書館施設管理事業	・図書館法に定められた図書館サービス事業が円滑に実施されるために必要不可欠な事業である。 ・利用者の安心安全・快適性を保つための保守管理と必要に応じた修繕を実施する。	開館日数	日	197	入館者数	人	99220		
778	芸術・文化	文化振興事業	市民の芸術・文化に対する関心を高め、主体的な活動の活性化を促すとともに、次代を担う子どもたちの文化芸術活動を推進し、各種文化団体の活動を支援する。笠間市文化協会及び全国こども絵画コンクールinかさま並びに笠間陶芸大賞展に対して、文化全般の振興と、各種文化団体の交流事業の推進を図るための補助及び負担を行う。	団体数	団体	22	you遊文化スクール参加団体数	団体	9		
779	芸術・文化	高齢者芸術鑑賞事業	65歳以上の高齢者を対象に芸術文化の鑑賞機会を提供(日動美術館、春風萬里荘入場無料)し、芸術文化に対する意識の高揚を図り、地域資源の活用を推進する。 元気かさま応援基金対象事業	広報活動	回	9	入場者数	人	1827		
780	芸術・文化	かさま音楽フェスタ～奏～事業	茨城国際音楽アカデミーに代わり、市民に対する質の高い芸術鑑賞の機会を提供する他、誰でも気軽に楽しむことのできるコンサートを開催するなど、音楽文化振興を図っていく。	コンサート回数	回	0	入場者数	人	0		
781	芸術・文化	全国こども陶芸展推進事業	陶芸を通して子ども達の豊かな感性を養い、自由な想像力を発揮する場の提供をすると同時に「陶芸の里かさま」を全国に発信する。また、市内の児童生徒を対象に出展する作品づくりのための陶芸教室を開催している。	陶芸教室の開催校数	校	17	作品応募数	点	1466	展示会来場者数	人
782	芸術・文化	青少年劇場小公演事業	市内小学校に芸術家、アーティストを派遣し、芸術鑑賞や芸術家との共演等で真の芸術に触れる機会を提供し、青少年の豊かな人間形成に寄与する。	公演回数	回	8	観客数	人	1,681		
783	芸術・文化	公民館まつり事業(友部)	3館同期間で実施し、団体、個人が取得した技術と成果の鑑賞の機会を設け芸術文化と市民相互の交流を図る。市民芸能発表会は笠間公民館大ホールで3館合同で開催している。	参加団体数	件	46	参加団体数	件	46	開催日数	日
784	芸術・文化	市民展覧会事業(笠間)	○市民展覧会は、多くの芸術創作を試みる市民から作品を公募し、広く市民が芸術を鑑賞できる機会を設けるものである。 ○市民美術展覧会実行委員会への補助金支出、運営指導。 ○7部門：日本画、洋画、彫刻立体造形、工芸、デザイン、書道、写真。 ○会場：笠間市立公民館		件	1		点	147	作品点数(市民展覧会)	点

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
785	芸術・文化	公民館まつり事業（笠間）	○公民館まつりは公民館を利用する個人や各団体が日頃学習している成果や、美術など各種の創作を試みる市民の作品を公募し、発表や鑑賞のできる機会を設け、市民交互の交流を通じて芸術文化の振興を目的として実施する。 ○各館の公民館まつりは活動の発表、幼児、個人、団体の作品展示とワークショップを行う。 ○3館合同事業として、笠間公民館大ホールを会場に「笠間市合唱祭」と「笠間市民芸能発表会」を行う。	公民館まつり 出展数	点	0	芸能発表会参加者数	人	0	公民館まつり来場者数	人
786	芸術・文化	公民館まつり事業（岩間）	公民館まつりは、公民館を利用する各団体が習得した技術成果の発表の場を設け、市民相互の交流を通して文化交流を図ることを目的としている。	参加団体数	件	36	実施日数	日	36		
787	芸術・文化	筑波海軍航空隊展示運営事業	隊員等の遺品の展示や記録映画を作成し、現存する史跡の保存とその史実を後世に伝える。筑波海軍航空隊記念館の運営は指定管理者による管理運営となる。	業務委託件数	件数	1	入場者数	人	19257		
788	芸術・文化	市史研究事業	笠間市の歴史を後世に継承し、郷土意識の高揚を図るため、笠間市の歴史に係る史料を収集・整理して、収集した史料の保存・活用、市史の研究に努める。	市史研究員数	人	8	市史研究員作業日数	日	53	歴史資料展示日数	日
789	芸術・文化	歴史展示コーナー運営事業	市民の郷土愛を醸成するため、旧井筒屋旅館2階の歴史展示コーナーにおいて、笠間の歴史や偉人を紹介する。	展示回数	回	4	来場者数（井筒屋全館）	人	0		
790	芸術・文化	資料館運営事業	歴史資料・民俗資料等の収集、保存、活用により市民の歴史研究の一助とするとともに貴重な資料を将来に向けて継承していく。	開館日数	日	191	入館者数	人	757		
791	芸術・文化	指定文化財保護事業	笠間市に残る文化財の保存・活用を図り後世に継承していくために、文化財の重要事項について笠間市文化財保護審議会で調査・審議し、維持・管理について各消防署と連携して文化財防火デーに合わせて立入検査を実施する。また、指定文化財の修復・維持管理に係る経費に対して一部補助金を交付する。	笠間市文化財保護審議会開催件数	日	6	補助金交付件数	件	6	修復等件数	件
792	芸術・文化	埋蔵文化財保護事業	埋蔵文化財は、地域の歴史と文化に根ざした歴史遺産である。その埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地を把握し、開発事業に対して現地確認や試掘調査・発掘調査を実施する。	照会件数	件	0	試掘調査数	件	21	発掘調査数	件
793	芸術・文化	文化財活用事業	市内には多数の貴重な指定文化財がある。彫刻・工芸品・書籍等の文化財は、普段屋内に保管されており、一般の方が目にする機会がない状況にあるため、文化財管理者の協力を得て、公開日を定め特別に公開することにより、文化財への関心を高めるとともに、笠間を知り学ぶ機会を提供する。公開にあたっては、茨城大学・市史研究員の協力を得て、来場者への対応を行っていく。※隔年開催事業	公開箇所数	所数	0	入場者数	入場者数	0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
794	芸術・文化	笠間城跡保存整備調査事業	笠間城は、現在に至るまで本格的な調査がおこなわれたことがなかったため、考古学、歴史学などの学術関係者とともに調査を進め、市指定部分だけでなく下屋敷などを含めた近世城郭、中世城郭、寺院郡跡の全容を明らかにし、地域全体の保存を図るとともに、県史跡、国史跡の指定を目指す。	指導委員会開催数	回	3	調査件数	件	0	講演会参加人数	人
795	スポーツ	市民運動会事業	将来に向かって夢や希望にあふれる市のさらなる飛躍につなげるため、まちづくりの基礎となる市民が総参加で実施するスポーツの祭典を開催する。	市民参加者数	人	2500			0		
796	スポーツ	スポーツ振興事業	市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ推進審議会を開催し、市スポーツ振興計画の策定・計画の見直しを検討する。 また、公益財団法人B&G財団に関する事務のほか、スポーツ・レクリエーションの振興に必要な事務を行なう。	審議会開催回数	回	1	B&G関係出席数	回	0		
797	スポーツ	県下中学校交歓笠間市駅伝大会事業	東京オリンピックの開催を記念して始まった中学生対象の駅伝大会である。県内でも歴史あるスポーツ大会で中学生の健全育成と競技力向上を図ることを目的としている。 男子7区間（19.5km） 女子7区間（15.0km） ・令和元年度は、エチオピア中学生2名と指導者1名を呼び、エチオピアとの連合チームを編成し、エチオピアのホストタウンを前面にアピールするなど、東京オリンピックパラリンピックのメモリアル大会とする。 ・令和元年度からスタート時刻を1時間遅らせ、参加しやすい環境を構築した。 ※女子9時→10時 男子10時30分→11時30分	参加校数	校	32	参加チーム数	チーム	72		
798	スポーツ	かさま陶芸の里ハーフマラソン大会事業	小学生・親子（2.5km）、中学生（3.5km）、一般（5km、ハーフマラソン）の4種目で23部門の競技を実施している。 運営費用は、参加者からの参加料、企業からの協賛金、市から補助金で運営している。 ハーフマラソンコースは、日本陸上競技連盟の公認コースとなっており、茨城県陸上競技協会、市体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団などの関係団体と連携して運営している。 本大会を通して「笠間市」の知名度アップとリピーターの増加を図るとともに、参加者の健康増進、体力強化に務めている。 健康ブームにより、全国各地でマラソン大会が行われるようになり、参加者の奪い合いが進み、各地の大会で減少傾向が進んでいるのが現状（マラソン大会の乱立）であり、本大会も減少傾向が続いている。 令和元年度参加者数4338人（前年度4804人）	ボランティア係員数	人	316	市民参加者数	人	1819	市外参加者数	人
799	スポーツ	スポーツ推進委員活動支援事業	スポーツ推進委員は、市民の身近な立場からスポーツ振興施策の推進を図る役割がある。そのため各種研修会を通して指導者としての資質の向上を図る必要がある。スポーツ推進委員数28名 平成30年度から令和元年度まで、水戸地区スポーツ推進委員協議会の事務局である。	延活動人数	人	0			0		
800	スポーツ	水戸ホーリーホックホームタウン地域交流事業	茨城県内の水戸市及び周辺市町村並びに産業経済団体等と連携を図りながら、水戸ホーリーホックを組織的・広域的に支援し、次代を担う子どもたちの夢を育て地域に根ざしたスポーツ文化を創造するため、水戸ホーリーホックホームタウン推進協議会に加盟している。 ホームゲームの中の一日を、笠間市の日として、メインスタジアムに笠間市に在住在勤の方を招待している。また、笠間市の日には、市内のサッカー少年団による前座試合を催し、子どもたちに本格的な天然芝のグラウンドでプレイできる魅力的な環境を提供している。	観客数	人	0	うち笠間市民数	人	0		
801	スポーツ	スナッグゴルフ大会事業	青少年の健全育成とクオリティの高い価値観・道徳観の涵養を図る。また、市内の全小学校11校に対して参加を呼び掛けスポーツの振興を図る。 ・笠間市長杯スナッグゴルフ大会の開催。 ・JGT0カップ全国大会茨城A地区予選大会の支援。 ・宍戸ヒルズスナッグゴルフ親子大会の支援。	大会数	回	0	参加校数	校	0	参加者数（上限あり）	人
802	スポーツ	スポーツ奨励金事業	笠間市独自のスポーツ奨励金制度により、笠間市を代表して全国大会等に出場した場合に、スポーツ奨励金を交付しスポーツの振興を図る。	スポーツ奨励金交付者数	人・団体	53			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
803	スポーツ	茨城国体推進事業	2019年に第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」（茨城国体）が開催され、笠間市においては、正式競技3競技「軟式野球（成年男子）」・「クレー射撃（全種目）」・「ゴルフ（女子・少年男子）」、デモンストレーションスポーツ1競技「合気道」を実施する。 各競技の運営は、会場地となる自治体が行うこととなるため、国体運営に必要な組織の設置準備から組織運営を行い、茨城国体の成功及びスポーツ・レクリエーション・競技スポーツの振興を図る。			0			0		
804	スポーツ	東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図り、地域の活性化等を推進するための事業を行う。	ホストタウン数	国・地域	0	交流事業実施回数	回	5		
805	スポーツ	スポーツ国際交流推進事業	語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）を活用し、陸上競技を専門とするエチオピア人のスポーツ国際交流員（SEA）を雇用する。 陸上競技をはじめとする競技スポーツの振興と市内中学生等の競技力向上及び指導者の育成を図る。 東京オリンピックにおけるホストタウン事業を推進するため、エチオピアとの交流を企画する。	指導日数	日	0			0		
806	スポーツ	学校体育施設開放事業	市民が身近にスポーツを実践することができる場、活発な交流が行われるコミュニケーションの場として学校体育施設を市民に開放する。 平成27年度から廃校となる学校についても、市民に開放している。 小中学校の学校体育施設 体育館17施設 グラウンド17施設（平成27年度廃校となった学校 体育館4施設 グラウンド4施設） 令和元年度12月から学校体育施設の鍵の保管方法を三地区とも統一し、利用者の利便性を高めた。また、統一化により岩間地区の鍵保管者（近隣住民）への報償費を削減した。	利用団体数	団体	175	延利用者数	人	0		
807	スポーツ	体育施設管理運営事業	体育施設を安全に安心して利用できるよう施設の健全な維持管理を行う。 体育施設18施設（指定管理施設含む） 地方自治法第244条の2により、指定管理者制度を導入している。 総合公園、市民体育館、笠間武道館、石井街区公園、岩間総合運動公園、岩間海洋センター、岩間工業団地テニスコート設備及び備品の老朽化が著しいため計画的に更新していく必要がある。	体育施設数	箇所	19	延利用者数	人	0		
808	スポーツ	体育協会支援・強化事業	笠間市体育協会加盟団体が開催する各種スポーツ大会やスポーツ教室を側面から支援し、スポーツの振興を図る。 加盟団体数26団体	支援団体数	団体	25	登録人数	人	3389		
809	スポーツ	スポーツ少年団補助金交付事業	子どもたちの健全育成を目的に活動しているスポーツ少年団に補助金交付で支援し、組織の強化、活動の活性化を図る。 少子化の進行により、団員を確保することが難しい状況になっており、団員の減少傾向及び少年団の解散が続いている。 令和元年度スポーツ少年団数 32団 633人	補助団体数	団体	32	登録者数（団員・指導者）	人	822	小学生加入率	%
810	市民協働・地域コミュニティ	市民憲章推進事業	笠間市民憲章に基づく市民活動を推進し、市民意識の高揚を図り、「住みよいまち訪れてよいまち笠間」を目指し、市民憲章の5つの条文に沿った活動を実践活動委員会で推進していく。	実践活動	回	5	補助金交付額	千円	300		
811	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター運営事業（友部地区）	JR友部駅南口に隣接した地域交流センターともべは、市民の交流を促進し、地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進、観光拠点として地域の活性化を図るため設置した。 施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、民間の知識等を最大限に活用するため、H28.12月から指定管理者へ委託している。（特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会）	地域交流センター利用団体数	団体	2838	地域交流センター利用者数	人	72900		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
812	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター運営事業（岩間地区）	JR岩間駅西口に隣接した地域交流センターいわまは、地域交流センターともべと同様に市民活動団体の情報発信、交流、健康増進の拠点に加え、観光拠点の発信の場として地域の活性化を図る。 施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、民間の知識等を最大限に活用するため、H29.12月から指定管理者へ委託する。（株式会社セイウン）	地域交流センター利用団体数	団体	1371	地域交流センター利用者数	人	39610		
813	市民協働・地域コミュニティ	大好きかさまネットワーク活動推進事業	チャレンジいばらき県民運動の趣旨を踏まえ、活動に積極的に参加するとともに、地域コミュニティの推進と会員相互の連携を図りながら笠間市民と協力し、市民活動を推進する。	ボランティア活動回数	回	40	ボランティア活動参加者	人	614		
814	市民協働・地域コミュニティ	市民活動助成事業	地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対し助成する。対象事業は、団体の設立、NPO法人化を支援する自立促進事業と地域の課題等を解決する事業を支援する地域活性化事業がある。	助成団体	団体	8	助成金交付額	千円	1700		
815	市民協働・地域コミュニティ	地域ポイント制度事業	地域ポイント制度は、協働のまちづくりを推進するにあたり、市民が行う公益的活動等にポイントを付与し、貯めたポイントで施設利用券や地域の特産物等と交換したり、希望する行政施策や市民活動団体の支援に還元することで、市民参加機会の拡充や新たな人材の確保、活動のやりがいや楽しみを創ってきたが、茨城県で同様な事業が開始されたことに伴い、令和2年度は、ポイント還元のみ実施することとし、年度内で事業を廃止する。	商品還元数	回	579	年間登録者	人	245	累計登録者	人
816	市民協働・地域コミュニティ	まちづくり出前講座推進事業	市民による市民の知識を活かした講座や行政の取り組みを紹介する講座を開催することで、市民の学習機会を増やすことにより、市民生活の充実を図り、市民参加の機会を拡充する。	講座開催	回	124	講座受講者	人	4227		
817	市民協働・地域コミュニティ	市民活動支援備品貸出事務（公用車貸出含む。）	子ども会の資源物回収や地域の防犯パトロール等の公益的活動を支援するため、市が所有する公用車を公務に支障のない範囲で貸出す。また、平成25年度から地域での活動に必要な備品についても貸出す。	備品貸出数	回	24			0		
818	市民協働・地域コミュニティ	NPO団体設立促進・認証事務	市民のニーズが多様化する中、公共サービスを提供する上で、NPOと協働して事業を行う必要性が高まっている。行政は、公平・平等・一律を原則とするため、行政だけではすべてに対応することに限界がある。 先駆的・機動力にすぐれたNPOを公共サービスの担い手として、「新しい公共」を実現していく。	年度事業報告	団体	34			0		
819	市民協働・地域コミュニティ	地域課題解決支援モデル事業	人口減少・少子高齢化により地域コミュニティの継続が困難となる課題に対し、地域において地域特有の課題を整理し解決することで、持続可能な地域コミュニティの運営が可能となるようモデルとなる団体に支援する。	実施団体数	団体	1			0		
820	市民協働・地域コミュニティ	行政区事務	地域住民の自主的な誠意に基づくコミュニティづくりの中心であり、行政と地域住民との連携を図ることにより、地域振興の発展を推進する。 ○区長報酬の支払事務 ○行政事務連絡交付金の交付事務 ○区長文書の配達管理	説明会開催回数	回	3	行政区加入率	%	85		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
821	市民協働・地域コミュニティ	行政区運営事務（笠間支所）	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密にし、効率的な運営を図る。会員数は102名、理事10名 ②区長文書の配布	加入率	%	86			0		
822	市民協働・地域コミュニティ	行政区運営事務（岩間支所）	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密にし、効率的な運営を図る。会員数は69名、理事6名 ②区長文書の配布	加入促進説明会		0	加入率の向上（世帯数）	%	64		
823	市民協働・地域コミュニティ	コミュニティ助成事業	宝くじの収入を財源として（一財）自治総合センターが、行政区や自治会のコミュニティ活動に必要な備品の整備と集会所（コミュニティセンター）の整備に対し助成を行っている。 ・一般コミュニティ助成事業（備品整備） 補助率10/10 限度額1,000千円～2,500千円 ・コミュニティセンター助成事業（施設整備） 補助率3/5 限度額15,000千円	助成団体	件	0	助成金	千円	0		
824	市民協働・地域コミュニティ	地域集会所建設（増改築）事業	自治活動に必要な地域集会所を新築する場合や既設の集会所を修繕する場合、地元の負担を軽減するため、その経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動の拠点整備を図る。	補助金交付団体	団体	6	補助金額	千円	1271		
825	市民協働・地域コミュニティ	地縁団体認可事務	行政区、自治会等が不動産の資産を団体名義で不動産登記ができないという財産上の問題があったが、地方自治法の改正により、市町村長が地縁団体を認可することで法人格を持ち、不動産等を団体名義で保有したり、権利を登記したりできるようになった。認可を希望する団体の相談に応じ、地縁団体としての認証を行う。	市内認可地縁団体数	団体	34			0		
826	女性活躍推進	多様な生き方支援事業	年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、その多様性を認め合い、誰もが平等に活躍できる社会の構築を目指して、セミナーや講演会等を開催する。	市の審議会等における女性委員の占める割合	%	0			0		
827	国際化	英語教育プログラム交流推進事業	近年の国際化に伴い、互いの文化や考え方の違いを尊重し認め合い快適に生活できる地域社会を築くことが必要となっているため、国際交流員（CIR）を活用し、幼児を対象に英語に親しむ活動をとおり、国際理解を深める。「拡充」市内保育所の5歳児（希望者）を対象に英会話を主とした授業を行うことで幼児教育のレベルアップを図る。	国際交流員派遣回数	回	53			0		
828	国際化	国際化戦略事業	○平成30年8月に開設した笠間台湾交流事務所の運営経費。 ○台湾やドイツなど国際交流に伴う費用	ツアーの成立数	件	55	協定の締結数	件	0	台湾からの笠間市への旅行者数	人
829	国際化	国際交流事業	市民の国際理解の促進、国際的視野を持つ人材育成、外国人が住みやすい環境の整備など、国際化に的確に対応したまちづくりを推進する。	国際交流事業	回	15	国際交流事業への参加者	人	888		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
830	人権尊重	人権同和対策事業	多種多様な人権問題に関わる理解と認識を深めるとともに、一人ひとりが尊重しあう心を育みながら、平等で平和に暮らせる社会づくりを目指す。	講演会開催数	回	1	職員研修会開催数	回	1		
831	人権尊重	人権擁護委員協議会事業	市民の抱えるさまざまな人権に関する問題を解決に導いていくため、啓発活動を実施するとともに人権相談体制の充実や人権教室による児童への教育、啓発を実施する。	人権相談の開設	回	12	人権啓発活動	回	4	人権教室の開催	校
832	人権尊重	人権教育事業	市民の人権教育の高揚を図ると共に、人権問題に対する理解と認識を高めるために年1回、人権教育講演会を開催している。 講演会の聴講者として、週報、HP、ポスターやチラシを通じて広く募集を行っている。また、社会教育委員、幼稚園、保育所、保育園、こども園、小・中学校、義務教育学校、子ども会役員、青少年相談員、市民の会役員、民生委員等にも呼びかけをしている。	人権講演会開催回数	回	1			0		
833	移住・交流	笠間版CCRC推進事業	生涯活躍のまち（笠間版CCRC）の実現に向け、事業計画の作成、計画に基づく施設整備、生活を支える主体の設立及び運営、移住者確保等に向けたPRや移住促進事業等を実施する。	連携企業等協議数	件	4	試験事業数	件	3		
834	移住・交流	定住化促進事業									
835	移住・交流	クラインガルテン事業	農業・農村の有する多面的機能を十分に発揮し、地域農業の活性化を図るため、滞在型市民農園（クラインガルテン）施設を核に都市と農村の交流を通じた豊かな農村づくりを目指す。	定例会の開催	回	12			0		
836	移住・交流	地域おこし協力隊事業	平成21年度から総務省が取り組んでいる地域おこし協力隊事業を活用し、都市部に在住する意欲ある人材を受け入れ、最長3年の活動期間の中で、地域活性化を目的とした、地域力の維持・強化につながるような地域おこし活動を実施する。また、活動期間終了後に、地域おこし協力隊自身の定住及び起業等を目指す。	地域おこし協力隊主催事業開催数	回	9	地域おこし協力隊情報発信回数（ブログ）	回	120	移住者数（協力隊）	人
837	ライフイベント	結婚支援事業	「マリッジサポーター」や「いばらき出会いサポートセンター」と連携し、結婚支援の充実を図る。			0			0		
838	ライフイベント	特定不妊治療費補助事業	特定不妊治療（体外受精、顕微授精）及び男性不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした治療費補助事業。 補助金額：特定不妊治療1回につき10万円。男性不妊治療1回につき5万円。（治療経費が補助金額に満たない場合は、当該経費額） 補助回数：治療機関の初日における妻の年齢が39歳以下であるときは、通算6回。40歳から42歳であるときは、通算3回。	不妊治療費助成	件	48			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
839	広報・広聴	広報かさま発行事業	行政情報や生活情報などのさまざまな情報を市民にわかりやすく提供し、市民と行政が情報を共有することで、協働のまちづくりを推進する。 「広報かさま」は毎月発行し、年間12回発行する。 「広報かさま お知らせ版」は、月3回発行し、年間36回発行する。	広報かさま発行回数	回	12	広報かさまお知らせ版発行回数	回	36	広報かさま発行部数	枚
840	広報・広聴	笠間PR事業	笠間市の施策や事業、催事など情報を各課と協力しながらより多くのメディアへ情報提供を行う。また、ホームページやメール、Facebook、動画配信など、多様な手法の活用と併せ、かさま応援大使などを通じて情報の発信力を高め笠間市のイメージアップを図る。また、友部駅自由通路に市の素敵なシーン（写真）を掲示していくことで訪れたか方や利用者に対しPRを行い、笠間への愛着心の醸成を図る。			0			0		
841	広報・広聴	ホームページ管理運営事業	市民及び市外からの閲覧者に対して、見やすくわかりやすい行政情報や観光情報を提供するため、ホームページを管理運営する。他の広報媒体（広報紙など）と比較して、公開するまでに時間がかからない、文書量の制約がないというメリットがある。	ページアクセス件数	件	2511292	フェイスブック フォロワー	人	3583	facebook投稿回数	回
842	広報・広聴	モニター広告事業	市民ニーズの高度化・多様化に伴い、従来の広報（紙ベースの市の情報、ホームページの運用）以外の新たな情報媒体の活用が必要とされている。そのため、市の情報発信と併せて、有料広告を掲載する情報発信型広告となるモニター広告を市役所及び各支所に設置し、市役所に来た人にモニター及び音声で行政情報を提供する。長田広告（株）と協定を締結し、広告の募集、デザインの作成は事業者が行うため、財政的負担がなく、少額ではあるが事業収入がある。	行政情報	件	90	設置個所	箇所	3	収入額	
843	広報・広聴	情報公開制度管理事務	笠間市情報公開条例の規定に基づき、市の保有する情報の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うする。 ◎情報公開等事務（個人情報含む） ・市の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うする。 ・情報公開、個人情報保護に関し不服申立てが合った場合、情報公開等審査会において随時対応する。	文書開示請求件数	件	38	審議会等会議の公開件数	件	60	不服申し立ての件数	件
844	広報・広聴	新年賀詞交歓会事業	年の初めに、まちづくりの第一線で活躍する人たちが一堂に会し、賀詞交歓会及び講演会を開催する。	参加者数	人	269			0		
845	広報・広聴	広聴事務	電子メールや意見箱を活用し、市民の意見・提案の収集を行う。市民の意見・提案を的確に把握することによって、市民の声を市政に反映できる。	電子メール意見数	件	251	意見箱意見数	件	14		
846	広報・広聴	笠間と東京圏をつなぐ会事業	少子高齢化社会の到来、人口減少社会が予測される中で、地方創生の考えのもと、観光客の増大、二地域居住・移住希望者の受け皿となるため、東京圏生活者に対して本市情報提供を強化し、知名度を向上させる手段の構築が急務となっている。 このことから、東京圏にお住まいの本市出身者、または本市にゆかりのある方々から、「東京圏に住んでいるからこそ」言える意見、「選ばれるまちを創る」ための意見を市政に反映させるため、笠間らしさを考える交流会、「笠間と東京圏をつなぐ会／東京笠間ゆかりの交流会」を開催する。	参加者数	人	0			0		
847	広報・広聴	パブリック・コメント事業	市の施策等の形成過程における市民への情報提供を充実し、説明責任を果たすとともに、市民からの提案、意見等を考慮した施策等の効果的、効率的な立案を図り、市民の市政への積極的な参画を促し、市民との協働による開かれた市政の推進に寄与する。	パブリックコメント件数	件	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
848	行政運営	総務管理費時間外勤務手当（企画政策G）	企画政策G 7名分の時間外勤務手当			4			0		
849	行政運営	統計調査費時間外勤務手当（統計G）	統計事務に関する時間外勤務手当職員2名分			0			0		
850	行政運営	行政不服審査制度事務	行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されました。今回の改正は、不服申し立てに対する審理手続きの公平性・透明性を向上させ、より客観的かつ公正な審理手続きを定めるなど不服申立人の手続保障が強化されました。笠間市においても審理員制度や第三者機関の設置など制度に則した適正な手続を行うための体制を構築します。 事業概要 ・行政不服審査制度について、市民の権利利益を救済するため、審議に際して第三者機関(行政不服審査会)の設置が義務付けられているもの。 ・行政不服審査会とは、市民からの不服申し立てについての採決について客観性・公平性を高めるために市の判断の妥当性について、第三者の立場からチェックをするもの。	審査回数	回	1			0		
851	行政運営	郵便等発送事務	各課への郵便の仕分け、各課から集約された郵便物の発送業務を行う。	郵便料（総務課払い）	千円	26987	郵送料（総務課払い）	枚	444000		
852	行政運営	窓口サービス向上事業（総務課）	転入・転出・出生の手続きをワンストップで提供するために、総合窓口を設置する。	検討会議の開催	回	3			0		
853	行政運営	税務諸証明交付事務	・地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付する。 ・市民の利便性向上のため、コンビニ交付により証明書を発行する。 ・諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明発行件数	件	23788	手数料徴収額	千円	6646		
854	行政運営	総務管理費時間外勤務手当（総務振興G笠間）	区長会、施設管理等に伴う時間外対応			6073			0		
855	行政運営	消防費時間外勤務手当（笠間総務振興G）	災害（地震、台風、大雨警報）、自主防災組織説明会に伴う時間外対応			0			0		
856	行政運営	税務諸証明の交付及び市税相談（笠間支所）	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明書発行件数	件	6058			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
857	行政運営	税務諸証明交付及び市税相談事務（岩間支所）	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明書発行件数	件	3784			0		
858	行政運営	戸籍住民基本台帳費時間外勤務手当（窓口G）	窓口G 5人分の時間外			0			0		
859	行政運営	住民基本台帳証明交付事務	住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。窓口・郵送申請により、各種証明書を交付する。 窓口総合案内 転入・転出等各種住民票異動届出の受理・更新をし情報を正確に最新の状態に保つ。 死亡の届出をする者に対し、届出書の受理審査と埋火葬許可の受付をし許可書を発行する。オンラインで斎場の予約確認をし、確定させる。	年間開庁日数	日	296			0		
860	行政運営	印鑑登録・証明事務	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録、登録管理及び印鑑登録証明書の交付をする。 証明手数料 300円 再交付手数料 500円 新規交付手数料 300円	開庁日数	日	296			0		
861	行政運営	旅券事務	一般旅券の申請を審査し、県へ送付し作成されたパスポートを交付する。 10年用パスポート 16,000円 5年用パスポート 11,000円 子供用パスポート 6,000円 記載事項変更パスポート 6,000円	交付件数	件	1663			0		
862	行政運営	証明書自動交付機運営事業	マイナンバーカードを利用し、コンビニ交付機と同様の機械を庁舎内に設置し各種証明書交付することにより住民の利便性と窓口の混雑緩和を図る。	住民票等交付件数	件	97	印鑑証明書交付件数	件	134		
863	行政運営	証明書コンビニ交付事業	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで証明書交付をすることにより市民の利便性を図る。	住民票等交付件数	件	567	印鑑証明書交付件数	件	509		
864	行政運営	戸籍住民基本台帳費時間外勤務手当（戸籍G）	戸籍に関する事務及び民刑・犯歴事務に伴う5人分の時間外手当			0			0		
865	行政運営	戸籍謄本・抄本交付事務	戸籍は日本国民の親族的身分関係を記録登録し、国籍を公証する唯一の制度である。戸籍事務は国からの法定受託事務であるため、戸籍法等関係法令に基づき、戸籍関係証明書の交付を行う。 全部・個人事項証明書手数料 450円 除・原戸籍謄抄本手数料 750円 届出受理証明書手数料 350円 死亡証明書手数料 350円 身分証明書手数料 300円 独身証明書手数料 300円 その他の証明書手数料 300円	戸籍証明発行件数（有料）	件	21898	戸籍証明発行件数（無料）	件	5447	内戸籍証明郵送申請発行件数	件

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
866	行政運営	戸籍システム管理事業	適正な戸籍事務及び戸籍管理のために、電算システムを構築し、戸籍を安全に運営・管理・保管している。	本籍受理件数	件	2034	非本籍人受理件数	件	345	他市町村からの送付件数	件
867	行政運営	戸籍事務（笠間支所）	戸籍は、日本国民の親族的な関係を登録し、公証する公簿である。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与している。	年間開庁日数	日	244	戸籍謄・抄本、除籍、原戸籍謄抄本交付件数	件	4445	戸籍届出件数（出生、死亡、婚姻、離婚等）	件
868	行政運営	住民基本台帳等事務（笠間支所）	市町村において、住民基本台帳法等が定める住民記録関連事務の簡素化と適正な管理を図ることで、笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与している。	年間開庁日数	日	244	住民票・諸証明・住基・電子証明交付件数	件	7265	転入・転出等届出受付及び処理件数	件
869	行政運営	印鑑証明事務（笠間支所）	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に在住者記録のある印鑑登録及び証明の交付をする。笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与している。	年間開庁日数	日	244	印鑑証明書交付件数	件	6632	印鑑登録件数	件
870	行政運営	戸籍事務（岩間支所）	戸籍は、日本国民の親族的な身分関係を登録し、公証する公簿である。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、戸籍事務を支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	年間開庁日数	日	244	戸籍謄抄本等交付件数	件	3206	戸籍届出件数	件
871	行政運営	住民基本台帳等事務（岩間支所）	市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎とすると共に、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、合わせて住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。市長の責務である住民基本台帳に関する事務を、支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	開庁日数	日	244	住民票・諸証明・住基・電子証明交付件数	件	5180	転入・転出等届出受付及び処理件数	件
872	行政運営	印鑑証明事務（岩間支所）	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録及び証明の交付をする。支所で受付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	開庁日数	日	244	印鑑証明書交付件数	件	4214	印鑑登録件数	件
873	行政運営	社会福祉費時間外勤務手当（障害G）	障害福祉業務の遂行に係る時間外勤務手当（8名分）			0			0		
874	行政運営	土木管理費時間外勤務手当（事業調整G）	国県補助事業調整事務に係る時間外勤務手当 【主な事業】 補助金交付申請等事務 各種同盟会関係事務			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
875	行政運営	積算システム管理事業	茨城県土木設計積算システム共同利用運営協議会に加入し、システム使用に関するサービス等の提供を受けることにより、県内自治体における積算基準・単価データ利用の標準化及び設計積算事務の効率化が図れる。	利用課数	課	7			0		
876	行政運営	印紙・証紙取扱事業	パスポート発行事務及び法務局出張所の市役所内開設に伴い、パスポート受領時及び登記事項証明書等申請時に必要な収入印紙及び茨城県収入証紙を売りさばく。	収入印紙購入額	円	2.5E+07	収入証紙購入額	円	5015500		
877	行政運営	職員研修事業 -地方自治講演会	「笠間市職員人材育成基本方針」に基づき、これまでの行政運営を見直しスピード感や創意工夫、分かりやすさの追求といった行政改革の視点に立った行政運営に資するため、毎年度研修計画を作成し、職員の意識改革と資質向上を目的とした人材育成に努めている。	研修数	回	74	受講者（延べ人数）	人	1966		
878	行政運営	働き方改革推進事業 -働き方改革研修	全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させるとともに、仕事と生活の両立・調和を図ることを目的として、業務の効率化や時間外勤務の縮減、年次休暇取得の推進など、働き方や仕事の進め方などの改革を推進していく。	講演会・セミナー等の研修回数	回	4	時間外勤務手当H28決算額に対する縮減率	%	-17.1	年次休暇取得日数	日
879	行政運営	組織・職員定数管理事務	少子高齢化・人口減少社会に移行し財政状況が一層の厳しさを増す中で、地方分権の推進や多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えていくためには、経常経費の抑制に努める必要がある。簡素で効率的な行政運営を推進するため、行政組織機構の適正化を推進するとともに、定員管理の取組により義務的経費の抑制を図る。	調査回数	回	2	普通会計一般行政職員一人当たり市民数（常	人	185.4		
880	行政運営	人事評価制度管理事務	本市は平成19年度から制度を導入し、職員の評価を給与等の処遇に反映させるほか、評価結果を評価者にフィードバックし所属職員の能力向上につなげるなど、人材育成型の人事評価制度を実施する。	評価者研修会の参加者数	人	199			0		
881	行政運営	個人情報保護制度管理事務	笠間市個人情報保護条例の規定に基づき、市の保有する個人情報を適正に管理する。また、開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに公正で信頼される市政の推進を図る。	個人情報開示請求件数	件	36	不服申し立ての件数	件	0		
882	行政運営	I C T化推進事業（行政）	議会对応の効率化及び紙媒体による会議資料の軽減を図るため、タブレットを活用するもの。併せて庁内会議にも活用する。 目的 （1）議会对応の効率化 （2）紙資料の軽減	議会回数	回	5			0		
883	行政運営	自治体クラウド・共同アウトソーシング事業	○茨城県及び県内市町村で電子申請届出システム、公共施設予約システム、茨城県域統合型G I Sを共同運用している。さらにH23年度から業務システム等のクラウド化に向けた調査検討を行っている。 ①電子申請届出システム・インターネットを利用し受け付けるシステム：取扱業務数65件 ②公共施設予約システム・公共施設の予約及び空き状況の確認を自宅のP Cや携帯電話から行える。 施設数：15施設 ③茨城県域統合型G I S・地図をベースに行政サービスなど多くの分野で効率的な活用ができる基盤システム ④いばらきグループウェア共同システム・グループウェアをクラウド環境で共同利用するシステム	協議会参加日数	日	12	市民利用回数	件	350		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
884	行政運営	情報系システム管理事業	○職員間での情報の共有化及び職員が効率よく業務を行うことができるよう端末を原則一人1台配置し、庁内イントラネットでシステムを構成している。 ○内部情報系システムの運用	故障回数	回	30	システム停止数	日	0	管理対象システム数	システム
885	行政運営	基幹系システム管理事業	○市役所内で必要不可欠である電算システムについて、年間を通して安定的に稼働できるよう点検、機器の保守作業を行う。【住民情報システム28業務】・住民記録関連システム・税収納関連システム・保健関連システム・福祉関連システム	問合せ件数	件	10			0		
886	行政運営	伝送路管理事業	本所、支所及び出先機関を結ぶ光ケーブルネットワークの維持管理。 笠間地区、岩間地区は笠間市所有の光ファイバ網、友部地区はNTT東日本の光サービス、本所と支所間はいばらきブロードバンドネットワークで運用。	ケーブルの張替	件	2			0		
887	行政運営	光ファイバ網運営事業	笠間市が所有する光ファイバ網をNTT東日本に貸し出し、民間事業者による光サービス未提供地区に、光ファイバによる高速ブロードバンドサービスをNTT東日本が提供する。	巡回点検	回	4	ケーブル張替	件	55	加入率（加入件数／対象世帯数）	%
888	行政運営	基幹系システム機器更新事業	○住民情報システムで使用している基幹系システムのクライアントPC、プリンタの定期的な更新	基幹系システムクライアントPC更新台数	台	190	基幹系システムプリンタ更新台数	台	70	基幹系サーバ	台
889	行政運営	情報系システム機器更新事業	情報系システム及びネットワークの安定・安全運用のため、定期的にサーバ・ネットワーク・端末機器の更新を行う。	新規導入端末・装置数	台	0	新規導入システム数	システム	0		
890	行政運営	公衆無線LAN管理事業	市民向けのサービスとしてH26年度に公衆無線LAN wifi free-spotを10箇所整備した。無線LANルータの管理・更新の他、有害なコンテンツをブロックするためのフィルタリングサービスを行う。 【設置場所】 本庁、友部図書館、笠間図書館、友部公民館、笠間公民館、笠間支所、保健センター、岩間支所	提供するAP数	台	0			0		
891	行政運営	社会保障・税番号制度運用事業	社会保障・税番号制度の笠間市の窓口として、国や県等と各担当部署及びシステム会社との調整。	マイナンバーカード交付枚数	枚	0			0		
892	行政運営	笠間市情報化基本計画進捗管理事務	笠間市情報化基本計画が策定後5年が経過し、情勢の変化や課題も浮き彫りになってきたため、より一層の行政サービス利便性向上、行政運営の効率化を目指し第2次情報化基本計画を策定することとした。	計画会議の開催	回	0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
893	行政運営	文書管理システム構築事業	文書の適正管理、事務の効率化及びペーパーレス化を進めるため、文書管理システムと電子決裁システムを導入する。あわせて、文書管理規程の改正と運用におけるガイドラインを制定する。	電子決裁率	%	0			0		
894	行政運営	電子入札システム共同利用事業	市発注工事等の入札をインターネットを利用し実施する。	選考委員会対象審議	回	12	入札実施件数	回	92	落札比率	%
895	行政運営	入札参加資格共同受付事業	茨城県及び他の自治体と共同で電子・紙での入札参加資格申請を共同で行う。	入札参加資格者数	者	2995	共同受付利用者率	%	61		
896	行政運営	マイナンバーカード交付事業	住基ネットワークシステム等に関する保守及び管理及びマイナンバーカードの交付事務や記載事項の追記事務を行っている。さらに、公的個人認証の委任事務を行い、マイナンバーカードの普及に伴い社会的な利便性の向上に努める。	交付枚数	枚	0			0		
897	行政運営	マイナンバー制度事業	住基ネットワークシステム等に関する保守管理及び、マイナンバー法施行に伴う、個人番号の付番、通知カード、マイナンバーカードの交付、更新事務、記載事項の追記事務、さらに個人認証に関する委任事務を行い、マイナンバーカードの早期普及を目指し社会的な利便性の向上に努める。	カードの交付累計	枚	9025			0		
898	行政運営	指定管理者制度推進事業	指定管理者制度の導入が有効な市の施設については、指定管理者制度を導入することで、民間の能力を活用し、市民サービスの向上と効率的・効果的な施設の管理運営を行う。	制度導入施設数（4.1現在）	箇所	30	指定管理者制度導入率	%	31		
899	行政運営	行政改革推進事業	効率的で効果的な行政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に推進するために、第3次笠間市行財政改革大綱（H28年度策定）及び実施計画（平成29年～平成33年）の進行管理を行う。負担金の見直し調査（3年に1回）、使用料・手数料の見直し（5年毎）を実施する。	実施計画達成率（ほぼ計画通り以上の割合）	%	82	負担金の廃止件数	件	5		
900	行政運営	行政評価事業	限りある行財政資源の有効活用、総合計画の進行管理及び市民への情報公開を目的として、施策評価を実施する。また、施策を構成する事務事業について、スクラップについての判断を行う。	スクラップ事業数	件	58			0		
901	行政運営	地方分権改革・権限委譲推進事業	国に対して、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しについての提案を行う。また、県に対して、権限委譲についての要望を行う。	権限委譲率（法令ベース4.1現在）	%	90.2			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
902	行政運営	本庁舎大規模改修事業 (議会)	議会エリアは使いやすく、合理的な平面計画とし、将来対応を踏まえた広さを確保した計画とするとともに効率的な議会運営が可能となる整備をする。 議場は、適切な機能と「市民に開かれた議会」としての開放性を兼ね備えたものとして整備する。			0			0		
903	財政運営	ふるさと創生基金事業	旧3市町の特産品を原資として設置した基金である。恵まれた自然を生かし、誇りと愛着の持てる「ふるさと笠間市」を自主的・主体的に築き上げる事業に活用する。	活用事業数	事業	1			0		
904	財政運営	まちづくり振興基金事業	合併後の地域の一体感の醸成及び地域振興を図る事業に活用するため、合併特例債を原資とした基金を創出し、地域の振興を図るまちづくりに活用する。	活用事業数	事業	6			0		
905	財政運営	土地開発基金事業	公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るための土地開発基金を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	基金積立額	千円	503	基金現在高	千円	1483012		
906	財政運営	公会計財務書類作成事業	地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類4表を作成し、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営に活用する。平成28年度決算から「統一モデル」により作成し、詳しい分析をすることで、わかりやすい情報開示が出来るとともに他団体との比較も可能に、また行政内部の管理経営のための情報活用を図る。	固定資産台帳整備件数	件	8680	公表数		2		
907	財政運営	財政事務	長引く不況による税収の伸び悩みや地方交付税合併算定替期間の終了に伴う歳入の減を見据え、市民ニーズに裏付けされた施策の重点化のもとで、予算編成を実施する。決算においては、決算統計及び財政健全化判断比率や財務諸表を作成し、財務状況を分析・検証することで財政の弾力性や健全性の確保・向上を図るとともに、市民への公表を行っていく。	予算編成(要求・査定)	回	8	経常収支比率	%	90.2	実質単年度収支	千円
908	財政運営	財政調整基金事業	経済事情の変動等による財源不足や、災害・大規模事業に対応できる財源を確保するため、財政調整基金を適正に管理し、健全で円滑な財政運営を図る。	財政調整基金積立額-取崩額	千円	1739	財政調整基金現在高	千円	6901499		
909	財政運営	減債基金事業	将来の臨時財政対策債や合併特例債による地方債残高の増に対する負担の軽減のための減債基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	減債基金積立額-取崩額	千円	709	減債基金現在高	千円	1893589		
910	財政運営	元気かさま応援基金事業	笠間市が有する自然環境及び歴史的資産の継承並びに笠間市の将来の発展を願う人々から寄附金を募り、多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的としたふるさとづくり寄附金を元気かさま応援基金に積み立て、まちづくり支援事業、子ども支援事業、芸術・文化支援事業に充当するとともに、基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	元気かさま応援基金積立額-取崩額	千円	38069	元気かさま応援基金現在高	千円	58802		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
911	財政運営	復興まちづくり基金事業	東日本大震災からの復興に向けたまちづくりの推進に資するため、笠間市復興まちづくり基金を設置し、震災に伴い交付された復興まちづくり支援事業交付金等を基金に積立て、対象事業に充当するとともに、基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	復興まちづくり基金積立額 -取崩額	千円	-4839	復興まちづくり基金現在高	千円	7349		
912	財政運営	地方債元金償還事務（一般会計）	公共施設等の整備に係る市債や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の元金を償還する。また、将来的な負担増に備え、利率の高い市債について繰上償還を実施。	元金償還額	千円	2993022	地方債現在高	千円	3.1E+07		
913	財政運営	地方債元金繰上償還事務（一般会計）				0			0		
914	財政運営	一時借入金利子	歳計現金が不足した場合の一時借入金に対する利子を支出する。	一時借入金利子	千円	0			0		
915	財政運営	地方債利子償還事務（一般会計）	公共施設等の整備や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の利子を支出する。	利子支出額	千円	199868			0		
916	財政運営	上水道事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	67050			0		
917	財政運営	予備費管理事務（一般会計）	地方自治法により、一般会計予算には、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けなければならないことになっており、必要に応じて予備費から充当する。	予備費充当額	千円	8388			0		
918	財政運営	病院事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	108057			0		
919	財政運営	公共下水道事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	951513			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
920	財政運営	市債管理事務	公共施設等の整備については、単年度収入では賄いきれず、また住民負担の世代間公平のために、市債の発行は必要であるが、過度の将来負担にならないように管理していくことが必要である。そのために真に必要な事業を厳選するとともに、交付税算入率の高いものを優先的に借り入れすることとした。また、将来的な負担増に備え、利率の高い市債について繰上償還を実施。	繰上償還額	千円	0	実質公債費比率	%	8.2	将来負担比率	%
921	財政運営	地方交付税算定事務	地方交付税は、市の歳入の3割を占め重要な財源となっていることから、その算定のための基礎数値の報告や申請に際して、正確な数値等の把握をすることで、適正な交付税確保に繋げる。	普通交付税額	千円	6071410	特別交付税額	千円	643714	震災復興特別交付税額	千円
922	財政運営	契約検査事務	市発注工事等における、入札事務及び検査の適切な執行により、財政運営の推進を図る。	入札執行件数	件	418	検査件数	件	295	落札率	%
923	財政運営	出納事務	会計課職員5名分の時間外勤務手当			0			0		
924	財政運営	電子決裁システム管理事業	各支所の会計課分室の廃止に伴い、各支所及び出先機関等の会計事務や決裁の効率化を図るため財務会計システムの電子決裁化を導入。	支出負担行為票	枚	40583	支出命令票など	枚	42889		
925	財政運営	財務会計システム管理事業	庁内ネットワークを利用し、予算編成・執行管理・決算管理・決算統計・歳計外管理・源泉徴収管理等の財務会計システムを導入し、日々の財政及び出納事務の効率化・迅速化を図る。	情報系パソコン台数	台	777			0		
926	財政運営	徴税費時間外勤務手当(税制資産G)	税務総務事務として条例改正業務や予算編成業務に係る時間外勤務手当 固定資産税賦課事業として賦課事務、償却資産申告書発送事務、償却資産申告書受付及び課税用データ入力等に係る時間外勤務手当。			0			0		
927	財政運営	固定資産税賦課事務	地方税法第342条の規定により、固定資産税は固定資産に対し当該固定資産所在の市町村において課税する。	納税通知発送件数	件	34476	固定資産税調定額	千円	4548773		
928	財政運営	税務総務事務	税制度に関すること。その他の税務総務に係る事務を行う。	笠間市税例規改正案件数	件	6			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
929	財政運営	固定資産標準地評価事務	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法第342条の規定により、固定資産税は固定資産に対し当該固定資産所在の市町村において課税する。 土地価格の時点修正 固定資産税支援システムの更新及び保守 	標準地（鑑定地）の価格の時点修正	筆	62			0		
930	財政運営	固定資産評価替準備事務	地方税法第342条の規定により、固定資産税は固定資産に対し当該固定資産所在の市町村において課税する。不動産鑑定委託、評価替準備業務（継続事業）委託その他の必要な業務を行う。	固定資産評価基準における標準宅地数	地点	0			0		
931	財政運営	市民税賦課事務	地方税法第294条及び笠間市税条例第23条の規定により、市内に住所を有する個人、事務所・事業所を有する法人に対して市民税を課す。 ※東日本大震災復興財源として平成26年度から10年間個人市民税均等割500円増額。	申告受付件数	件	10860	個人市民税調定額（現年度）	千円	3453761	法人市民税調定額（現年度）	千円
932	財政運営	市税還付事務	地方税法第17条の規定により、出納閉鎖後の賦課の修正や重複納付等により過誤納付となった納税者に対して、還付手続を行い過誤納金を還付する。 また、同法第17条の2の規定により市税未納分に充当する。 個人住民税については、株式譲渡割・配当割の還付がある。（所得割額から控除できなかった金額を還付する。）法人市民税については、確定申告税額が予定申告納付額に満たないための還付がある。	還付または充当手続き	件	500			0		
933	財政運営	軽自動車税賦課事務	地方税法第442条の2及び笠間市税条例第80条の規定により所有者に軽自動車税を課す。	軽自動車税申告書処理件数	件	11457	軽自動車税調定額（現年度）	千円	224931		
934	財政運営	収納事務	市税収納の適切な集計処理	収納件数	件	6073			0		
935	財政運営	収納事務	市税等の収入等の適正な集計処理	収納件数	件	6554			0		
936	財政運営	収納対策事務	滞納整理については、大多数の納税者が納期内に納税していることを念頭に適切な対応により自主納付を促進し、納税に誠意がない者に対しては、税負担の公平性を確保するため、法に基づき財産調査のうえ差押等厳正な滞納処分を実施している。また、徴収嘱託員を委嘱し、事案整理を実施する。併せて、交通弱者等納付困難者の納税機会を損なわないよう訪問徴収も実施する。	催告書及び差押予告書発送	通	10114	差押件数	件	480	徴収率	%
937	財政運営	徴税費時間外勤務手当（収税課）	収税課職員（13名分）の時間外勤務手当			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
938	財政運営	市税還付事務（収税課）	地方税法第17条の規定により、出納閉鎖後の賦課の修正や重複納付等により超過納付となった納税者に対して、還付手続を行い過誤納金を還付する。また、同法第17条の2の規定により市税未納分に充当する。	還付または充当手続き	件	2	過誤納金の解消	件	2		
939	財政運営	収納管理事務	納付済者に対する適正な収納管理、未納者に対する速やかな納付の催促、また、多様な納付手段の提供により納期限内納付を図る。	口座振替件数	件	83213	納付の督促及び催告数	回	16	口座振替収納割合	%
940	財政運営	ふるさとづくり寄附金制度推進事業	笠間市のまちづくりへの共感やふるさとへの思いを抱く人々のまちづくりの参加手法として寄附を募り、連携と協働によるまちづくりを推進する。	寄附金受入	件	3463	寄附金	千円	58800		
941	公共施設等管理	公共建築物の中期資産管理計画策定事業	公共施設等の総合的な管理の推進に向け、公共建築物の再編・最適化及び、今後、施設を再編する状況に備え、公共施設等の適正配置計画を策定する。	委員会開催回数	回	0	公共施設等適正配置計画策定率	%	0	公共施設の複合化・多機能化数	施設
942	公共施設等管理	公共建築物長寿命化等対応基金事業	公共施設等の総合的な管理の推進のため、公共建築物の長寿命化を目的とする大規模改修や取壊しに係る費用に対する財源確保のために設立した基金の積立を行う。	基金積立	件	1	基金積立額	千円	1,275		
943	公共施設等管理	営繕工事等事務	営繕工事等依頼を工事内容の専門性、工期や発注時期で整理し、最大限受入れて、工事監理と工事監督を行う。直営での受け入れが必要でない業務については、助言と指導により、業務の質向上を図る。	営繕工事等受理件数	件	9			0		
944	公共施設等管理	学校跡地利活用推進事業	市内において空ストックとなっている（予定を含む）学校跡地の利活用を推進する。	空校舎の利活用件数	件	0			0		
945	公共施設等管理	遊休市有地売却促進事業	「既存ストックの保全及び活用」の一環として、低・未利用地の貸付等による利活用のほか、有資格者の雇用や、民間事業者の情報等を活用するなど、売却手法の効率化を図り、遊休市有地の売却を積極的に促進する。	市有地売却・払下件数	件	13	遊休市有地売却・払下件数	件	13	遊休市有地売却・払下金額	円
946	公共施設等管理	財産管理事業	市が所有する財産は、市民の財産でもあるため、適切な管理がされていくべきものである。そのため、県内市町村担当者との情報交換、必要とされる用地の確保、財産の適切な維持管理が求められる。また、大池田財産区からの繰入により、財産区域内の自治会に対し、公共的施設の改修等に補助を行う。	市有財産維持管理対応件数	件	27	市有財産維持管理実施件数	件	27	借地件数	件

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
947	公共施設等管理	公有財産管理台帳システム運営事業	笠間市公共施設等総合管理計画に基づく、公有財産管理台帳の統合型データベース化を進めるため、システムの維持・保守を行う。	保守業務委託	件	1	加除修正	回	1		
948	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務(本所)	コピー用紙、フラットファイル、乾電池の単価契約を行うことにより、支出額の削減に努めている。また、ボールペン、蛍光ペン等については、詰め替え用インクの使用を推進している。○消耗品の集中管理	統一した考え方の周知	回	2	理解度	%	100		
949	公共施設等管理	車輛管理事業(笠間支所)	①安全運転管理者をおこななければならない事業所に該当する。②管理車輛は22台で修繕、車検等を行う。	運転日誌の管理	月	12	無駄の無い公用車の管理	台	24		
950	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務(笠間支所)	財源が厳しい中で、職員が節約の意識を持ち事務費の削減を図る。	事務用品払出表の記入	件	190	前年比より削減	%	19		
951	公共施設等管理	笠間支所庁舎管理事業	①庁舎維持・管理の各種委託事業の契約 ②機械警備の入退室カードの管理 ③庁舎敷地内の環境保全に伴い草刈の実施や樹木から発生する害虫駆除等 ④敷地内の安全を確保	庁舎の清掃	回	244	敷地内の植栽管理	回	0		
952	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務(岩間支所)	岩間支所の一般管理事務用品等の経費 財源が厳しい中で、職員が節約の意識を持ち事務費を削減する。			0			0		
953	公共施設等管理	車輛管理事業(岩間支所)	①岩間支所地域課管理下の公用車の適切な管理を行う。②安全運転管理者を選任する。 R2 車検10台、法定点検10台	運転日誌の管理	月	12	無事故率の向上	%	95	公用車の管理	台
954	公共施設等管理	岩間支所庁舎管理事業	市民センターいわま庁舎、敷地及び附属設備を、行政サービスに支障のないように管理する。 【新規】・自家発電設備燃料代(軽油) ・庁舎内防犯カメラ設置(5台追加)	庁舎の清掃	日	360	敷地内の草木等管理委託	回	4		
955	公共施設等管理	みどりの基金事業	笠間市の自然環境の保全及び公共施設の維持管理のための基金であり その積立金より生じる利子を積み立てる。	基金利子積立	件	1	基金利子	円	90000		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
956	公共施設等管理	議会費	大池田財産区に関する事務	議会開催	回	0	区有林枝打ち・間伐委託	件	0	賃貸借料請求	件
957	公共施設等管理	事務機器管理事業	庁舎で使用する事務機器の維持管理と消耗品の調達を行う。（複合機、印刷機、大判 ^o リンター、紙折り機の管理）	機器保守回数（年間）	回	12			0		
958	公共施設等管理	公共施設ごみ処理事業	公共施設から排出される一般廃棄物の収集業務委託。（本所・笠間支所・岩間支所の他学校等の施設が対象） 【債務負担行為】	資源物リサイクル量	kg	33712	ペットボトル処理	kg	1520	紙類処理	kg
959	公共施設等管理	本所庁舎管理事業	本所庁舎に係る警備委託，保守点検委託，施設管理委託，植栽管理委託，建物総合損害共済への加入・更新手続き。	保険加入手続き	回	1	保険請求事務	回	2	保険請求金額	円
960	公共施設等管理	市庁舎建設基金事業	庁舎の建設事業に要する資金のために創設した基金。その積立金より生じる利息を積立てる。	基金積立	件	1	基金積立利息	円	101,560		
961	公共施設等管理	車輛管理事業（本所）	公用車の車検整備や燃料代等の維持管理と老朽化した車輛の新規更新を行う。	公用車更新	台	9	公用車処分	台	9	集中管理公用車稼働日数	日
962	公共施設等管理	本庁舎大規模改修事業	本庁舎は，昭和57年に建築された建物であり，老朽化による設備の不具合が生じており，施設管理上の支障がでているため，改修し長寿命化を図る。 【継続事業】	業務委託	件	11	工事	件	0	工事発注	件
963	公共施設等管理	電話交換事務	外線電話を関係各課に取り次ぐために臨時職員を4名雇用し，1日3名の臨時職員で電話交換業務を行う。	電話接遇研修	回	1	電話取次ぎ件数（1日当たり）	件	850		
964	広域行政	定住自立圏構想推進事業（企画政策課）	人口減少・少子高齢化社会を迎えるなか、中心市と周辺市町村が相互に役割を分担し、連携・協力して人口定住に必要な生活機能の確保・充実を図り、住民が安全・安心に暮らすことのできる地域を形成していく。	いばらき県央地域ガイドHPのページビュー	ページ	187009	圏域内住民の広域利用者数	人	253639		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
965	広域行政	定住自立圏構想推進事業 (環境保全課)	地域の活性化、認知度向上、イメージアップ及び業務の効率化につながるように広域的な課題に対する要望事項の調整や広域計画の策定及び推進などを図り、近隣市町村との相互支援や連携の充実・検討を進める。また、県央地域首長懇話会において、定住自立圏形成に向けた調査・研究を進めていく。 ・いばらき北関沿線地域活性化協議会 ・県央地域首長懇話会 ・茨城空港利用促進協議会 ・霞ヶ浦導水事業建設促進協議会	広報啓発回数	回	0	エコライフ チャレンジ参 加者数	人	0		
966	広域行政	広域行政事務	地域の活性化、認知度向上、イメージアップ及び業務の効率化につながるように広域的な課題に対する要望事項の調整や広域計画の策定及び推進などを図り、近隣市町村との相互支援や連携の充実・検討を進める。 また、県央地域首長懇話会において、定住自立圏形成に向けた調査・研究を進めていく。 ・県央地域首長懇話会 ・茨城空港利用促進協議会 ・霞ヶ浦導水事業建設促進協議会 ・自転車を活用したまちづくりを推進する全国市長村長の会	協議会連携数	件	4			0		
967	広域行政	公共交通対策事業	○茨城県公共交通活性化会議 広域的連携（同一生活圏の市町村及び交通事業者）による地域公共交通の調査研究及び維持・確保・改善に向けた事業の実施 ○常磐線・水戸線整備促進期成同盟会 各期成同盟会を通じた要望活動により、鉄道輸送力の増強、在来線の維持確保及び鉄道施設の利便性の向上 ○公共交通 地域内の効率的な移動性を確保し活性化を図るため、公共交通の現状と課題を把握したうえで、地域にあった公共交通全体の方向性を決定し、各公共交通の確保・改善を図る各種事業を展開する。	駅乗車人員の 減少率	%	4	交通の利便性 が高いと感じ る市民の割合	%	0		
968	政策外	小学校費人件費	一般職員 1名分			0			0		
969	政策外	総務管理費時間外勤務手当（秘書G）	秘書G 3名分、市長車及び副市長車の運転業務、新春賀詞交歓会業務等に係る時間外勤務手当			0			0		
970	政策外	秘書事務	市長及び副市長の秘書業務	市長・副市長 の出席要請件 数	件	0			0		
971	政策外	栄典・表彰関係事務	・栄典事務 叙勲受章候補者の把握及び候補者の功績等を調査し上申する。 ・市表彰事務 笠間市表彰条例に基づき、本市の各般にわたりその振興に寄与した者を市長が表彰する。	春、秋叙勲、 高齢者叙勲、 死亡叙勲の内 申	回	2	叙勲受章者数	人	2	市表彰者数	人
972	政策外	市長車・副市長車の運転業務	市長、副市長の公務を効率的に執行するため、専用の公用車及び運転手を配置して運行管理を行う。	安全に運行で きた日数	日	300			0		
973	政策外	総務管理費時間外勤務手当（広報戦略室）	広報にかかる取材事務、市政懇談会やメール、電話など広聴事務、地域おこし協力隊事務にかかる時間外手当			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
974	政策外	eスポーツ大会実施事業	若年層を取り込み、幅広い世代に市に関心を持ってもらうことと、老若男女を問わず参加できる笠間市eスポーツ事業を、茨城国体をきっかけとして推進し、笠間市の新たな魅力あるスポーツの一つとして実施していく。	大会来場者数	人	0	参加チーム数	チーム	0		
975	政策外	議会費人件費	一般職員 6名分			0			0		
976	政策外	総務管理費人件費	特別職員 2名分 一般職員 97名分			0			0		
977	政策外	(廃止)被災市町村支援事業				0			0		
978	政策外	職員給与管理事務	行政の効率的、安定的な運営に寄与する適正な給与水準を確保するため、給与条例や規則等に基づき職員の給与支払等に関する事務を適正かつ確実に執行する。	例月給与・賞与処理の回数	回	14			0		
979	政策外	人事管理事務	人事異動等による人事管理により適材適所で業務向上が図られるよう努めている。また、行財政改革には人件費の抑制が不可欠であるが、退職者による職員の減少により行政サービスが低下することが無いよう必要最小限の職員採用を実施する。	各課との人事ヒアリング	回	2	職員採用試験の実施	回	3		
980	政策外	職員福利厚生事務	職員の心身の健康管理のため、民間医療機関が行う人間ドックや市立病院での健康診断を受診するよう呼びかけている。また、メンタルヘルスについては、ストレスチェックの実施や茨城カウンセリングセンターへの相談により、長期の療養休暇にならないよう防止に努めている。	メンタルヘルス相談の実施	回	18	人間ドック又は健康診断の受診者数	人	681		
981	政策外	海外地方自治体職員協力交流事業	本市が取り組む台湾交流事業の一環として、台湾交流事務所を置く台北市から研修生として人材を受け入れ、業務を通じて、本市をはじめとする日本の観光や産業、文化等を学びながら、台湾視点によるインバウンドの推進に向けた課題の抽出や、人的交流による職員のグローバル意識の向上を図る。	研修生の受け入れ数	人	0			0		
982	政策外	総務管理費時間外勤務手当(人事給与G)	人事給与G(7名分)の時間外勤務手当、国派遣職員(2名分)の時間外勤務手当			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
983	政策外	(廃止) 会計年度任用職員制度導入事業	地方公務員法等の改正に伴い、2020年度から会計年度任用職員制度の導入が必須となる。導入にあたっては、現行の臨時・非常勤職員制度からの変更点の整理や新制度における給与報酬体系、勤務条件等の設計、任用管理に関する例規整備のほか改正に伴う関係条例・規則等への影響を調査し、新制度に対応する例規改正を進め、円滑な制度移行を図る			0			0		
984	政策外	徴税費人件費	一般職員 37名分			0			0		
985	政策外	戸籍住民基本台帳費人件費	一般職員 21名分			0			0		
986	政策外	統計調査総務費人件費	一般職員 2名分			0			0		
987	政策外	監査委員費人件費	一般職員 3名分			0			0		
988	政策外	社会福祉費人件費(国民年金費人件費を除く)	一般職員 38名分			0			0		
989	政策外	国民年金費人件費	一般職員 2名分			0			0		
990	政策外	後期高齢者医療制度費人件費	一般職員 2名分			0			0		
991	政策外	児童福祉費人件費	一般職員 11名分			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
992	政策外	保育所人件費	一般職員 26名分			0			0		
993	政策外	生活保護費人件費	一般職員 9名分			0			0		
994	政策外	保健衛生費人件費	一般職員 32名分			0			0		
995	政策外	清掃費人件費	一般職員 18名分			0			0		
996	政策外	農業委員会費人件費	一般職員 5名分			0			0		
997	政策外	農業費人件費	一般職員 31名分			0			0		
998	政策外	商工費人件費	一般職員 20名分			0			0		
999	政策外	土木費人件費	一般職員 27名分			0			0		
1000	政策外	道路橋りょう総務費人件費	一般職員 3名分			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
1001	政策外	幹線道路整備費人件費	一般職員 2名分			0			0		
1002	政策外	都市計画費人件費	一般職員 11名分			0			0		
1003	政策外	廃:狭あい道路整備等促進費人件費	一般職員 11名分			0			0		
1004	政策外	街路事業費人件費	一般職員 3名分			0			0		
1005	政策外	消防費人件費	一般職員 128名分			0			0		
1006	政策外	教育総務費人件費	特別職員 1名分 一般職員 16名分			0			0		
1007	政策外	中学校費人件費	一般職員 3名分			0			0		
1008	政策外	社会教育費人件費	一般職員 36名分			0			0		
1009	政策外	保健体育費人件費	一般職員 11名分			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
1010	政策外	給食センター人件費	一般職員 3名分			0			0		
1011	政策外	移住調査研究事業	少子・高齢化による人口減少の解消を目指し、本市への定住化を促進するため、お試し居住の運営や、移住相談への対応、首都圏を中心とした笠間市のPRを行う。	移住定住促進PR	回	4	移住体験施設利用者数	人	52		
1012	政策外	企画調整事務（総合計画進行管理）	本市の目指すべき将来像「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」の実現に向けて、将来ビジョン及び施策アクションプランに基づく取組を推進する。また、効率的かつ効果的な施策や事業を展開するため、毎年度、評価・検証を行い、その結果を踏まえながらアクションプランの見直しを行う。	重要事務事業数	事業	0			0		
1013	政策外	庁議運営事業	市政に関する重要施策を審議し、各部門の総合調整及び相互連絡を行い適正かつ機能的な行政運営を図り、トップマネジメント機能の強化を図る。	付議案件数	件	41			0		
1014	政策外	市民実感度調査事業	笠間市総合計画では、7つの政策と45の施策を定めている。計画の進行管理にあたり、施策の達成度や成果を客観的に測るための目安として45の施策ごとに「実感度」と「重要度」の項目を設定、アンケート調査により、市民意向を把握する。	行政評価制度項目	項目	0			0		
1015	政策外	統計調査員確保対策事業	統計法で定められている統計調査を円滑に実施するためには、調査員の確保が前提となり、その調査内容の精度を高めるためには調査員の資質向上が欠かせない。統計協会を設立することで、調査員として登録する会員を確保し、事業実施により調査員の意識の高揚、質の向上を図ることができる。	視察研修参加人数	人	96	功労表彰者数	人	8	登録者数	人
1016	政策外	工業統計調査事業	製造業に属する事業所の実態を把握し、生産活動に関する基礎資料を得ることを目的として毎年実施する基幹統計調査。本年度は、国勢調査と重複することから市町村業務の一部が軽減されることにより例年より交付金額が減少している。 調査基準日 令和2年6月1日 調査区域 市内全域 指導員数 1名 調査員数 12名			0			0		
1017	政策外	茨城県常住人口調査事業	国勢調査の結果を基に、県内市町村ごとの人口及び世帯の異動状況を明らかにし、各種行政施策等の基礎資料とする。取りまとめ及び公表は県が行う。			0			0		
1018	政策外	国勢調査調査区設定事業	2020年に実施する国勢調査に係る調査区の見直し及び地図作成等の準備を行う。本事業は、5年周期に実施する国勢調査の前年度に実施する。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
1019	政策外	農林業センサス事業	農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源などの農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料を得ることを目的に5年周期に実施する基幹統計調査 令和2年度は、前年度に実施した本調査に対する事務処理。			0			0		
1020	政策外	国勢調査事業	○国勢調査 我が国の人口状況等を明らかにし、その結果は各種施策の重要な基礎資料として活用される。総務省が管轄する5年周期の基幹統計調査。 調査基準日：令和2年10月1日 調査対象：市内全世帯 指導員数：50名 調査員数：350名			0			0		
1021	政策外	全国家計構造調査事業	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・土地などの家計資産を総合的に調査し、世帯の消費・所得・資産に関する水準、構造、分布などを全国及び地域別に明らかにすることを目的に実施する5年周期の基幹統計調査 調査基準日 平成31年10月1日 調査対象世帯 ロング（24世帯）、ショート（24世帯） 調査員数 4名			0			0		
1022	政策外	住宅・土地統計調査事業	○住宅・土地統計調査（本調査） 住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を全国的に及び地域的に明らかにし、住生活関係諸施策基礎資料を得る。			0			0		
1023	政策外	経済センサス調査区管理事業	経済センサス実施に係る調査区及び事業所名簿等のデータ修正事務 修正が無い場合は、交付金措置は発生しない			0			0		
1024	政策外	経済センサス活動調査事業	令和3年度に実施するための準備事務 経済センサス活動調査 全事業所及び企業の売上高や費用などの経理事項を同一時点で網羅的に把握するを目的とした調査。その調査結果は、GDPなどマクロ経済指標推計の基礎的データ、経済・産業振興・中小企業・雇用など、国及び地方公共団体における様々な政策決定のための重要な基礎資料として活用される。5年周期に実施される総務省が管轄する基幹統計調査。			0			0		
1025	政策外	就業構造基本調査事業	○住宅・土地統計調査（本調査） 国民の就業の実態を調査し、就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とした調査。			0			0		
1026	政策外	統計情報提供事業	各分野で施策立案するための資料として活用できるように、多種多様の統計データを整備する。	ホームページ 掲載数	項目	15			0		
1027	政策外	市民総合賠償保険事務	市が所有、使用、管理する施設及び市の業務上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険金を支払う賠償責任保険と、市主催行事や市管理下のボランティア活動中の事故により被災した住民に対する見舞金などに充てる保険金を支払う補償保険により構成されている保険に加入することにより、市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害に対して、保険金で負担することで財政的負担の軽減を図る。○対象事故の保険処理	対象事故発生 時の対応説明	件	3	賠償責任保険	件	1	補償保険	件

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
1028	政策外	総務管理費時間外勤務手当（総務法制G総務）	総務G所管の経常事業の時間外勤務手当を計上する。 ・庁内事務用品管理事務 ・行政区関係事務 ・選挙管理委員会事務			0			0		
1029	政策外	文書管理事務	笠間市文書管理規程に基づき、市の保有する公文書を適正に管理する。	保存文書、廃棄文書の数	件	12000			0		
1030	政策外	法令集等管理事務	全庁の加除式法令集等の加除及びインターネット経由の行政情報に関する管理を行う。 ・全庁の加除式法令集等の加除を行う。 ・インターネット経由の情報に関する管理を行う。 ・法令改正等の情報の収集及び提供を行う。 ・行政手続制度の整備を行う。	加除費用	千円	1754	情報料	千円	1511	必要とされる加除式法令集の数	件
1031	政策外	顧問弁護士契約事務	弁護士と法律顧問契約を締結し、市の行政事務全般に係る法的トラブル回避のための相談、法的解釈、法的アドバイス等を得て迅速かつ適切な問題解決することができ、市民に信頼される行政運営に当たっている。	相談件数	件	41	訴訟件数	件	0		
1032	政策外	例規管理事務	例規については市の業務の根拠となるべきものであるため、その制定、改廃については、法制執務のルールに沿って適正に行われる必要がある。また、市の例規については、市民及び職員が常に最新の内容を確認できるよう適正な管理が必要になる。	例規改廃件数	件	150	例規審査委員会の実施回数	回	8	例規集の更新回数	回
1033	政策外	総務管理費時間外勤務手当（総務法制G文書法制）	文書法制職員（3名）時間外勤務手当			0			0		
1034	政策外	固定資産審査委員会事務	固定資産評価審査委員会の職務は、市とは独立した中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定その他の事務を行う機関である。○固定資産評価審査委員会の開催	事前説明者数	人	0	不服申立て件数	件	0		
1035	政策外	選挙管理委員会事務	公平公正な選挙の管理を適正かつ効率的に執行するとともに、投票しやすい環境づくりときれいな選挙・投票意識の高揚を積極的に推進する。○選挙管理委員会の開催	啓発事業件数	件	2	選挙管理委員会の開催数	回	10	若者の立会人	人
1036	政策外	参議院議員通常選挙費	平成31年7月28日任期満了に伴う選挙の執行経費を計上する。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
1037	政策外	議会等調整事務	議会に提出する議案の調製，議員からの議案質疑や一般質問に対する答弁の調整，毎月行われる議員全員協議会に提出する資料の調製を行う。	議会開催数	回	5	全員協議会開催数	回	12	正常な議会の開催回数	回
1038	政策外	総務管理費時間外勤務手当（情報行政G行政経営）	情報行政G 6名分の時間外勤務手当			0			0		
1039	政策外	総務管理費時間外勤務手当（情報行政G情報政策）	情報行政G 6名分の時間外勤務手当			0			0		
1040	政策外	会議録作成システム運用事務	会議録作成システムを活用することで、議事録作成時間の短縮を図り、迅速な会議録の公開を実現する。 ○移動可能な音響設備（スピーカ、マイク11本等）の管理 ○音声認識の文字データ化は外部委託（WEB上のASP）、編集作業は職員が行う。 ○保有ライセンス数：2 長期継続契約（～平成30年11月30日）	利用会議数	回	108	利用会議時間	時間	125		
1041	政策外	総務管理費時間外勤務手当（財政G）	財政G 7名分の時間外勤務手当			0			0		
1042	政策外	総務管理費時間外勤務手当（契約検査）	契約検査室 5名分の時間外勤務手当			0			0		
1043	政策外	各選挙事務（笠間支所）	選挙事務の管理執行を適正且つ効率的に執行するとともに、投票しやすい環境づくりときれいな選挙・投票意識の高揚を積極的に推進する。	投票率の向上	%	0			0		
1044	政策外	総務管理費時間外勤務手当（総務振興G岩間）	岩間支所地域課総務振興G 4人の時間外勤務手当			0			0		
1045	政策外	消防費時間外勤務手当（岩間総務振興G）	岩間支所地域課総務振興G 4人の時間外勤務手当			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
1046	政策外	各選挙事務（岩間支所）	選挙事務の管理執行を適正かつ効率的に執行するとともに、投票しやすい環境づくりときれいな選挙投票意識の高揚を積極的に推進する。	選挙実施	回	0	投票率	%	0		
1047	政策外	総務管理費時間外勤務手当（資産G）	資産G事務を執行するために必要な事務経費			0			0		
1048	政策外	総務管理費時間外勤務手当（施設G）	施設グループ（5名分）の時間外勤務手当			0			0		
1049	政策外	罹災証明発行事務	東日本大震災により被災した方が、各種被災者支援制度の適用を受けるにあたり必要となる罹災証明書を発行する。 平成23年3月から罹災証明書を発行。	罹災証明書発行件数	件	94			0		
1050	政策外	総務管理費時間外勤務手当（防犯交通G）	防犯交通G 3名分の時間外勤務手当			0			0		
1051	政策外	清掃総務事務	ごみ対策及び環境美化事業 ・ごみ対策に係る需用費、人件費経費 ・ごみ対策に係る研修及び負担金、補助金経費 ・環境美化活動の経費 ・大郷戸清掃センター草刈等業務 R2新規事業計画：笠間・水戸環境組合解散に伴う総務事務	負担金	円	95000	補助金	円	50000	クリーン作戦	回
1052	政策外	（廃止）清掃センター跡地対策事業	大郷戸清掃センター跡地での環境対策事業 大郷戸清掃センター跡地における観測用井戸及び隣接する鍋田池の水質等についてモニタリング調査を実施し、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。 ・跡地（隣接の鍋田池及び周辺地域の地下水検査含む）の水質検査委託経費 ※平成31年度より、観測用井戸及び隣接する鍋田池の水質検査は環境グループの環境対策事業へ、また、跡地管理（草刈	観測用井戸及び鍋田池の水質等検査実施数	件	12	草刈り	回	2	環境基準達成率	%
1053	政策外	茨城地方広域環境事務組合事業	市民が住み良い生活環境の保全、及び安心できる公衆衛生の向上のための施設の運営・維持管理に対するの分担金の支出。 ・一般廃棄物のうち、友部地区岩間地区のし尿処理等に係る負担金 均等割30%+実績割70%（実績割は一昨年度の実績で算出）	し尿・浄化槽処理量	kl	11216	水質環境基準達成率	%	85		
1054	政策外	筑北環境衛生組合事業	市民が住みよい生活環境の保全、及び安心できる公衆衛生の向上のための施設の運営・維持管理に対するの分担金の支出	し尿浄化槽処理量	kl	12695	水質環境基準達成率	%	85		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
1055	政策外	エコフロンティアかさま対策事業	エコフロンティアかさまの事業運営に伴い、市民生活環境への影響防止並びに施設の維持管理に対する信頼性の確立を図るため、月1回の監視委員会を実施する。また、エコフロンティアかさま福田地区対策協議会へは四者協定に基づき地域振興等を実施している。 ・監視委員会に係る報償費、消耗品等 ・エコフロンティアかさま福田地区対策協議会に係る経費	エコフロンティアかさま監視委員会	回	12	監視結果広報掲載回数	回	12		
1056	政策外	福田地区地域振興整備基金事業	エコフロンティアかさまの設置に伴い、福田地区の生活環境の保全及び地域振興を図るため、笠間市福田地区地域振興整備基金に積立てをする。	積立金	千円	100000	充当事業数	件	5		
1057	政策外	福田地区地域振興整備事業	エコフロンティアかさまの整備に伴う地域振興事業として、地元から要望のあった事業（整備、改修）、上水道給水工事費の補助、合併処理浄化槽設置整備費の補助を実施する。	浄化槽補助世帯	世帯	117	浄化槽補助世帯割合	%	80		
1058	政策外	福ちゃんの森公園管理運営基金事業	福ちゃんの森公園運営管理基金利子の積み立てをする。	利子額	千円	0			0		
1059	政策外	社会福祉費時間外勤務手当（年金医療G）	年金医療グループ職員に係る時間外勤務手当			0			0		
1060	政策外	社会福祉費時間外勤務手当（笠間福祉G）	笠間地区福祉事業全般に係る福祉G 7名分の時間外勤務手当 ・笠間地区民生委員事業 ・高齢者福祉に係る事務 ・社会福祉に係る事務 ・障害者福祉に係る事務 ・児童福祉に係る事務			0			0		
1061	政策外	社会福祉費時間外勤務手当（岩間福祉G）	岩間支所福祉課職員の時間外手当（6名分）			0			0		
1062	政策外	農業費時間外勤務手当（農業振興G）	農業振興G 9名分の時間外勤務手当			0			0		
1063	政策外	都市計画費時間外勤務手当（施設G）	施設G 3名分の時間外勤務手当			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
1064	政策外	道路橋りょう費時間外勤務手当（整備第一G）	各事業に伴う、時間外勤務手当			0			0		
1065	政策外	道路橋りょう費時間外勤務手当（整備第二G）	各事業に伴う時間外勤務手当			0			0		
1066	政策外	教育総務費時間外勤務手当（学務G）	学務グループ6人および資産経営課運転手2人の時間外勤務手当の計上			0			0		
1067	政策外	教育総務費時間外勤務手当（指導室）	指導室5人の時間外勤務手当			0			0		
1068	政策外	給食センター費時間外勤務手当（笠間）				0			0		
1069	政策外	公民館費時間外勤務手当（岩間公民館）				0			0		
1070	政策外	議会運営・事務局事業	地方自治法第96条に基づき、議会において条例及び予算等を議決する。また、地方自治法第138条第2項及び笠間市議会事務局設置条例第1条に基づき議会事務局を設置している。 【定例会】年4回開催・議案質疑・一般質問 【全員協議会】毎月開催 【常任委員会】定例会毎及び必要に応じ開催 付託案件審査	定例会	日	62	委員会	日	51	全員協議会	日
1071	政策外	議員報酬等	議員報酬、議員期末手当、共済組合負担金、費用弁償を支払う。			0			0		
1072	政策外	政務活動費交付金	市議会議員22名に対し、年額40万円を限度に政務活動費を交付する。			0			0		

No.	施策	事務事業名	概要	指標1	単位	H30	指標2	単位	H30	指標3	単位
1073	政策外	正副議長関連事務・視察研修等事業	全国・関東・茨城県・茨城県西議長会および姉妹都市、友好都市との連携により、円滑な議会運営を行う。多様化し、専門的な見識が求められている議会での審議に対応するために、先進事例の情報収集や現状把握することにより、議員・議会としての知識・見識を高め、本会議や委員会を円滑に運営する。			0			0		
1074	政策外	議会中継配信事業	・本会議中のライブ及び録画のインターネット映像配信 ・本庁及び笠間・岩間支所ロビーに設置するモニターからの本会議映像配信	映像配信回数	回	5			0		
1075	政策外	議会広報事業	広報委員会にて「かさま市議会だより」に掲載する定例会の内容等の記事を編集。市内全戸に配布し市議会の活動内容を公開する。	議会だより発行回数	回	4	広報委員会	回	9		
1076	政策外	議会費時間外勤務手当	議会事務局職員時間外手当（4名分）			0			0		
1077	政策外	ICT化推進事業（議会）	議会改革の一環として、会議の効率化と経費削減を図ることを目的に、議案書などの各種資料を電子データ化し、ペーパーレスで議会運営を行う。			0			0		
1078	政策外	監査委員事務	・監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。 ○財務監査 ○行政監査 ○財政援助団体等監査 ○決算審査 ○例月出納検査 ○基金運用審査 ○健全化判断比率等審査 ○その他法令等に基づく監査 監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期するもの。	委員監査等実施回数	回	24	監査報告件数	件	0	帳票指摘率 (指摘帳票数/帳票枚数)	率
1079	政策外	公平委員会事務	地方公務員法に基づき、職員の利益保護と公正な人事権の行使を保障するために、条例により公平委員会が設置されています。職員の勤務条件の措置要求及び職員に対する不利益処分の審査請求について審査し、必要な措置を講ずるなどの事務を処理する。笠間市・笠間地方広域事務組合と共同設置している。 ○職員の勤務条件の措置要求の審査 ○審査請求についての裁決・決定等 ○職員の苦情相談の処理 ○職員団体の登録 ○関連規則の改正等 ○各種研修会等の参加	公平委員会開催回数	回	0			0		
1080	政策外	総務管理費時間外勤務手当（会計課）									
1081	政策外	都市計画費時間外勤務手当（計画G）				0			0		